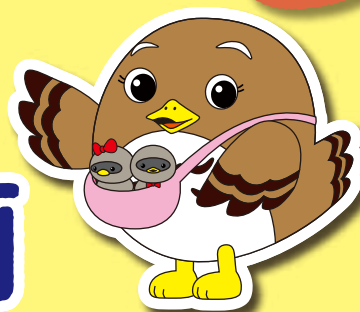




第6次市貝町振興計画

基本構想
前期基本計画



人と自然が響き合い
一人ひとりがはつらつと輝くまち
～サシバの里を目指して～

平成28年3月
栃木県 市貝町

町長のごあいさつ



平成28年3月

市貝町長 **入野正明**

私は、二期目中葉にして初めて地方自治体の総合政策の策定責任者として臨む機会を得ました。これまでは、前任者が作成した計画を改めながら、時には壊しながら、砕氷船のように行政を進めて参りました。首長は、4年という限られた任期の間に町民の福祉の向上を図るため、選挙公約を有権者に対し渾身の力を振り絞って訴え、政権に着くものです。さあ、町民の幸せのために命をかけてやるぞと政権運営に臨んだところが、予算の査定の場において職員より前任者から続く実施計画を示され、「来年度はこのようにやることに既に決まっています」と言われ驚いたのを思い出します。大学の政治過程論の授業で教授から、デモクラシーとは少数で多数を支配することを正当化するフィクションの原理だと聞かされていましたが、民主主義の手続きである選挙とは、一体何なんだと耳を疑ったものです。町行政の進むべき方針を明らかにする構想を基に策定される実行計画は、まず第一に、首長の任期に合ったものであることが必要であると考えています。仮にも、統治原理を民主主義とするのであるなら、首長の施政方針と総合計画は、行政運営上同一でなければならないと確信するからです。この意味において、私は6年目にして自らの政権運営を具体化するための構想、計画をここに作成することができたわけです。

ところが、策定年にあたる昨年度は、国から市町村総合戦略の策定が投げかけられ、さらに、人口ビジョンの策定も重ねられ、総合計画に対する集中力が分散する事態となってしまいました。国による地方総合戦略は、5年以内に成果を出すことを目標に実施されるものであることから、町の総合計画の前期計画と実施期間が同じであり重なるといわれましたが、総合戦略の根底にあるものは「人口増加策」ですから、全町民の幸福度の底上げを狙う町振興計画の部分ではありますが、全体にはなれないことは言うまでもありません。ふるさと創生や平成の大合併の時のように、国が音頭を取ることですから、国に合わせた総合戦略の策定と実行に資源の傾斜配分を行わざるを得ないわけで、さぞかし担当職員は大変だったことと推察します。

首長の中には、2011年の地方自治法の改正により、市町村の基本構想の策定義務が撤廃されたことから、総合計画は作らなくても良いのではないかとされた方もおられますが、私はそうは思いません。総合計画は先程も申し上げました通り、行政の意図する地域づくりの方向と課題を体系化し、それに取り組む行動の指針を広く町民に示し、実行を約束するものです。さらに、地方分権の時代に地方独自の構想を持つことの必要性については、論じるまでありません。

二番目に大切なことは、総合計画を住民主体で作り上げることです。総合計画の基盤となる構想については、私の施政方針に合わせて、「人と自然が響き合い一人ひとりがはつらつと輝くまち」を基本理念とし、①美しい里地里山でつながり支え合える安心なまち、②子どもから大人まで地域で誇りを持って生きられるまち、③若者から高齢者まで生きがいと希望を持って暮らせるまち、④誰でもどこでも育み学びあえる魅力に満ちたまち、⑤みんなが参画しみんなが決める自治自立のまちの5つの視点を、計画策定に先行して行われた住民アンケート調査を踏まえて、町づくりの基本目標として掲げさせていただきました。

これらの目標の下に、町民自らが具体的な実現の手立てを考え、行政、NPO法人をはじめとする団体、専門家を巻き込んで町の発展に取り組んで行くことが理想です。上から与えられた計画や事業は、予算が切れた時点で消滅する傾向が強いことは知られたことです。これに対し、住民が立ち上がり作ったものは、地域の中から抽出した課題であり、地域が残って行くためにはどんなことがあっても解決しなければならないことです。思いや意欲は、行政の補助が消えても止むものではありません。このため、今回の策定にあたっては、町政懇談会の活用やワークショップなどを開き、住民自らが考え、住民自らが解決方法を見出すという町民が主体的に参画する方式を導入いたしました。

最後に、最も重要なことは、総合計画の実効性の問題です。計画は作ることに目的があるのではなく、目標が達成されることに意義があることは自明のことですが、実効性を確保しようとする場合、実現性と有効性という二つの側面から計画を管理することが必要です。単にどれだけ計画通り実行されたか（実施事業量指標）だけではなく、最終的な目的としていた内容がどれだけ達成されたか（サービスおよび社会成果指標）の視点から管理評価することが求められます。

今回の策定にあたり、目標値を設定することに苦勞があったと伺っていますが、実効性を担保するためには、これらの指標を管理する担当責任体制を明確にすることが不可欠であることは言うまでもありません。また、総合計画は長い期間を射程に入れていることから、時々の景気、物価等の経済動向、国の交付税や補助金の決定状況などマクロ的な局面にも配慮し、外部環境に柔軟に対応した優先順位の入れ替え、事業の選択も必要になろうかと思います。このような芯の固さとしなやかさが計画の有効性を保つためには不可欠であると思います。

むすびになりますが、夜遅くまでワークショップ等に参加協力してくださいました町民の皆様感謝を申し上げますとともに、住民目線で調整・評価しながら（モニタリング）、着実に計画を実行していくことをお約束し、ごあいさついたします。

目 次

第Ⅰ部 序論	1
--------	---

第 1 章 計画策定の趣旨と目的	3
------------------	---

第 1 節 計画策定の趣旨	4
第 2 節 計画策定にあたっての視点	5
(1) サシバの里づくりと連携したまちづくり	5
(2) 町民主体のまちづくり	5
(3) わかりやすくみんなが使える計画づくり	5
(4) 実現性と実効性が確保される計画づくり	5
(5) 他の計画等との関連性が確保される計画づくり	5
第 3 節 振興計画の策定の体制	6
(1) 町民の参加体制	6
(2) 検討委員会の設置	6
(3) 庁内の策定体制	6
第 4 節 計画の構成と期間	7
(1) 基本構想	7
(2) 基本計画	7
(3) 実施計画	7

第 2 章 振興計画策定の背景	9
-----------------	---

第 1 節 社会潮流の変化	10
(1) 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来	10
(2) 経済システムの変化	10
(3) 安全・安心、環境保全への関心の高まり	11
(4) 高度情報化社会の到来	11
(5) 地方分権の進展と行財政改革の推進	12
(6) ライフスタイルの多様化	12
(7) 住民参画意識の高まり	12
第 2 節 市貝町の概況	13
(1) 位置・地勢	13

(2) 人口・世帯	14
(3) 自然環境と土地利用	15
(4) 産業	16
第3節 住民ニーズの動向	18
(1) 住民アンケート調査の概要	18
(2) まちづくり委員会の概要	25

第Ⅱ部 基本構想 27

第1章 市貝町の将来像 29

第1節 将来像	30
第2節 将来人口	32
(1) 総人口と年齢（3区分）別人口	32
(2) 世帯数	33
(3) 産業別就業人口	33
第3節 土地利用の方針	34
(1) 農地の確保・整備	34
(2) 森林の保全	34
(3) 住宅地・商業用地の確保・整備	34
(4) 工業用地の確保	35
(5) 公共公益等用地の確保	35

第2章 基本目標と施策の大綱 37

第1節 美しい里地里山でつながり支え合える安心なまち	38
(1) 自然環境の保全	38
(2) 生活基盤の整備	38
(3) 生活環境の充実	39
(4) 生活安全対策の推進	39
第2節 子どもから大人まで地域で誇りを持って生きられるまち	40
(1) 保健・医療の充実	40
(2) 福祉・社会保障の充実	40
第3節 若者から高齢者まで生きがいと希望を持って暮らせるまち	41

(1) 農林業の振興	41
(2) 商工業の振興	41
(3) 観光の振興	41
(4) 就労環境の充実	41
第4節 誰でもどこでも育み学びあえる魅力に満ちたまち	42
(1) 学校教育・就学前保育・教育の充実	42
(2) 生涯学習の推進	42
(3) 尊重しあう社会の形成	42
第5節 みんなが参画しみんなで決める自治自立のまち	43
(1) 自治自立の行財政の推進	43

第Ⅲ部 前期基本計画 45

第1章 重点施策 47

第1節 重点施策の位置づけ	48
第2節 重点施策の展開	49
基本目標1 環境と経済を両立した地域産業の構築と雇用の創出	50
基本目標2 魅力発信による観光・交流の促進	52
基本目標3 若い世代に選ばれる子育て支援の充実	54
基本目標4 美しい里地里山で健康で安心して暮らせる地域づくり	56

第2章 分野別計画の展開 59

第1節 美しい里地里山でつながり支え合える安心なまち	61
基本施策 1-1 自然環境の保全	62
基本施策 1-2 生活基盤の整備	67
基本施策 1-3 生活環境の充実	82
基本施策 1-4 生活安全対策の推進	90
第2節 子どもから大人まで地域で誇りを持って生きられるまち	103
基本施策 2-1 保健・医療の充実	104
基本施策 2-2 福祉・社会保障の充実	110
第3節 若者から高齢者まで生きがいと希望を持って暮らせるまち	127
基本施策 3-1 農林業の振興	128

基本施策 3-2 商工業の振興	137
基本施策 3-3 観光の振興	142
基本施策 3-4 就労環境の充実	147
第4節 誰でもどこでも育み学びあえる魅力に満ちたまち.....	151
基本施策 4-1 学校教育・就学前保育・教育の充実	152
基本施策 4-2 生涯学習の推進	160
基本施策 4-3 尊重しあう社会の形成	172
第5節 みんなが参画しみんなで決める自治自立のまち.....	181
基本施策 5-1 自治自立の行財政の推進	182

第Ⅳ部 資料編 197

1 市貝町振興計画策定委員会設置要綱	198
2 市貝町振興計画及び地方創生総合戦略検討委員会設置要綱	200
3 市貝町まちづくり委員会設置要綱	202
4 第6次市貝町振興計画策定の経緯	204

第 I 部 序 論

第 1 章 計画策定の趣旨と目的

第 1 節 計画策定の趣旨

第 2 節 計画策定にあたっての視点

第 3 節 振興計画の策定の体制

第 4 節 計画の構成と期間

第 1 節 計画策定の趣旨

市貝町では、平成 18 年に策定しました第 5 次市貝町振興計画において、町の将来像を「暮らしたいいき 心やすらぐ 躍進のまち いちかい」と定め、その実現に向けてまちづくりを進めてきました。また、当町には、豊かな自然環境など、素晴らしい地域資源が豊富にあり、その地域資源を有効活用し、「選ばれる自治体」を目指すとともに、各種施策・事業を展開し、総合的に魅力のあるまちづくりを推進してきました。

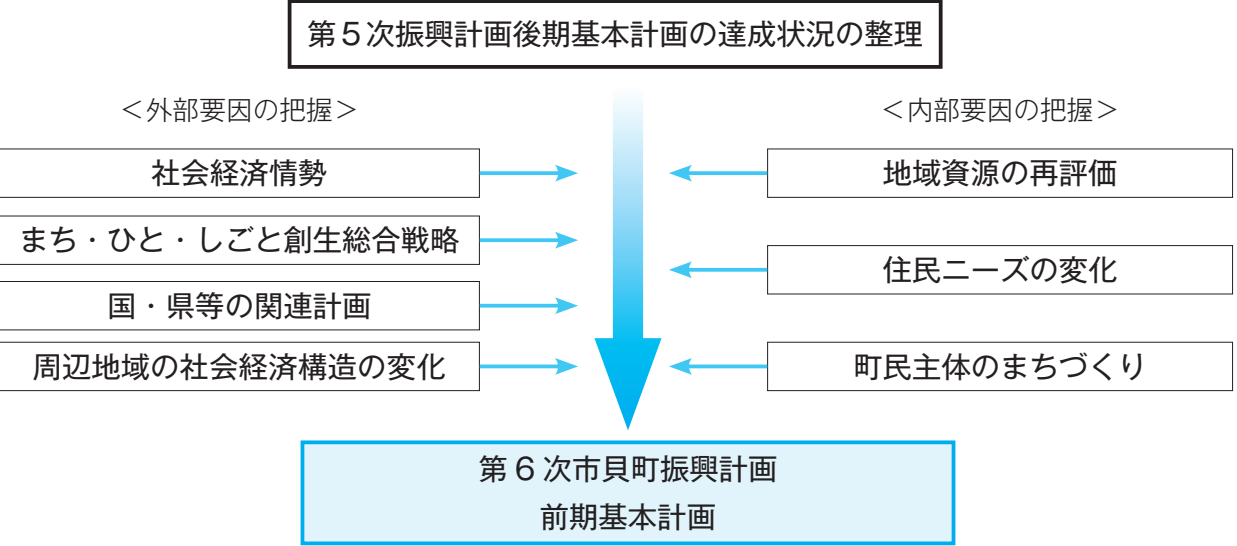
一方で、町をめぐる社会経済情勢は、少子高齢化や人口減少の急速な進行による人口構成の変化、自然災害をはじめとするさまざまなリスクに対する危機管理意識やエネルギー・環境に対する町民意識の高まりなど、大きく変化しています。また、地方創生や地方分権による新しい地方自治の流れや参画と協働によるまちづくりなど、新たな行政課題が拡大してきています。

さらに、平成 23 年 5 月には地方自治法の一部が改正され、市町村の基本構想の策定に係る義務付けが廃止され、市町村の基本構想の策定は、各自治体の判断によるものとされました。しかし、基本構想を含む振興計画は、従来から町の総合的かつ計画的な行財政運営の指針を示すものであり、町民にまちづくりの長期的な展望を示すものであることから、今後も町の最上位計画としての位置づけは変わらないものとし、町民と行政の共有の計画として、ともに考え、計画を策定していくこととします。

このような状況の中で、地域の事情や社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、これまでのまちづくりで残された課題を解決するとともに、町民と行政が協働により各種の政策課題を解決するための方策を探りながら、これからの時代にふさわしいまちづくりを進めていく必要があります。

そこで、当町では、これまでのまちづくりを継承するとともに、まちづくり全体を総合的にデザインし、当町のあるべき姿と進むべき方向について基本的な指針となる新たな振興計画を策定することとします。

第6次振興計画策定の流れ



第2節 計画策定にあたっての視点

第6次振興計画では、今までのまちづくりを引き継ぐとともに、当町の目指すまちづくりの方向性を以下のとおりとし、町民が主体となって、このまちを創っていくための計画を目指します。

(1) サシバの里づくりと連携したまちづくり

○サシバが舞う豊かな里地里山環境を基盤に、環境と経済が両立するまちを目指します。

(2) 町民主体のまちづくり

○町民一人ひとりがまちづくりの主体として参画するまちづくりを進めます。

(3) わかりやすくみんなが使える計画づくり

- 振興計画の方向性、目標などを明確にします。
- 町民の参加の仕組みや役割を明確にします。

(4) 実現性と実効性が確保される計画づくり

- 求められるまちづくりのため、実現性と実効性が高い計画を目指します。
- 各種施策や事業のPDCAサイクルの確立に努めます。

(5) 他の計画等との関連性が確保される計画づくり

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」など、国、県などの計画との整合性を図ります。
- 町の個別（部門）計画との整合性を図ります。

第3節 振興計画の策定の体制

(1) 町民の参加体制

- 「住民アンケート調査」を実施し、町民の意向を計画に反映します。
- 町長と児童生徒の懇談会を開催し、児童の意見を計画に反映します。
- まちづくり委員会等を開催し、町民の意向を計画に反映します。
- 町政懇談会の場などを活用し、広く町民の意向を計画に反映します。

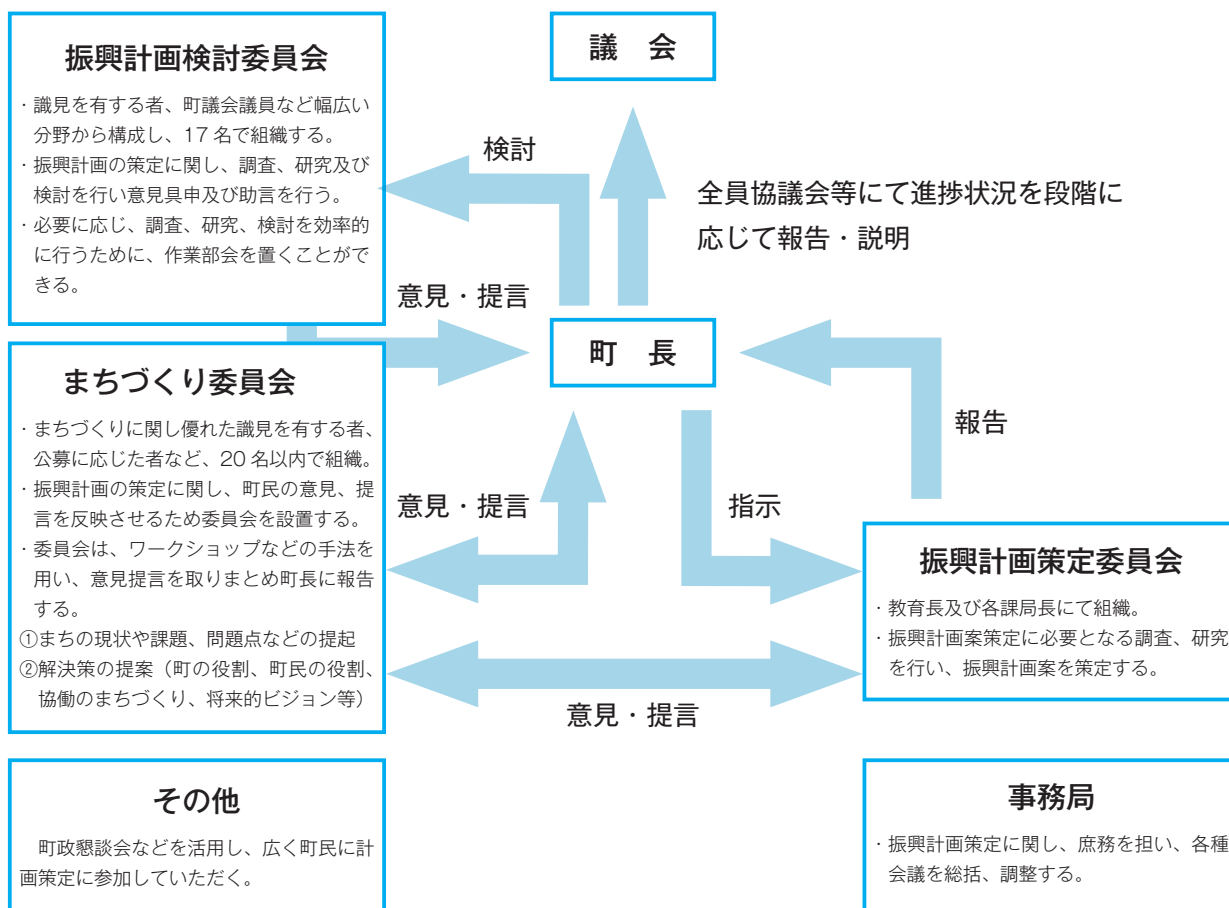
(2) 検討委員会の設置

- 振興計画検討委員会を設置し、幅広い視点から検討を進めます。

(3) 庁内の策定体制

- 庁内に「振興計画策定委員会」を設置し、全庁体制のもと計画策定を推進します。

市貝町振興計画策定体制のイメージ



第4節 計画の構成と期間

第6次市貝町振興計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」によって構成されます。

(1) 基本構想

- 基本構想は、当町における現状と課題を明らかにしたうえで、今後の基本的方向を示すとともに、それを実現するための施策の大綱を位置づけたものです。
- 基本構想は平成37年度を目標年次とする10カ年計画となっています。

(2) 基本計画

- 基本計画は、基本構想に示した将来像の実現を図るための施策を体系化、具体化したもので、部門別に現況と課題、主要施策を示しています。
- 基本計画は、前期5カ年、後期5カ年であり、前期基本計画は平成28年度を初年度とし、平成32年度を目標年次とします。

(3) 実施計画

- 実施計画は、基本計画に定めた施策を計画的に推進するため、主要な事業の実施年度、実施主体、内容、事業費等について明らかにするもので、各年度の予算編成における基本的な指針となります。
- 実施計画は、毎年向こう2年間を期間とし、社会情勢や経済動向に留意してローリング方式により見直します。

振興計画の計画期間

	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年
基本構想	10年間									
基本計画	前期計画5年間					後期計画5年間				
実施計画 (ローリング 方式)	2年間		2年間		2年間		2年間		2年間	
		2年間		2年間		2年間		2年間		

第2章 振興計画策定の背景

第1節 社会潮流の変化

第2節 市貝町の概況

第3節 住民ニーズの動向

第1節 社会潮流の変化

(1) 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

日本の総人口は、平成20年をピークとして、人口減少社会へ突入し、平成22年国勢調査で約12,805万人となっています。また、総人口に占める年齢別人口の割合は、年少人口(15歳未満)13.2%、生産年齢人口(15～64歳)63.8%、高齢人口(65歳以上)23.0%となり、65歳以上の高齢者の割合は世界で最も高い水準となっています。さらに、出生率は、平成17年に過去最低の1.26まで低下し、平成22年には1.39と上昇に転じているものの依然として低水準となっています。

国立社会保障・人口問題研究所による平成24年1月の将来人口推計(中位推計)によると、日本の総人口は、2060年に約8,700万人まで減少し、さらに、総人口に占める高齢者の割合は、39.9%まで上昇すると見込まれています。

人口減少、少子高齢化の進行により、地域の活力の低下や要介護者、高齢者単独世帯等の支援を必要とする家庭の増加などが考えられます。また、労働者人口が減少することにより、サービスの持続的な供給主体の確保が困難となり、これらを支えていく地方公共団体の財政状況の悪化など、多方面にわたる課題が考えられます。

(2) 経済システムの変化

経済のグローバル化により我が国の産業構造も情報技術の発展、消費の多様化等の進行を背景に、サービス業の割合が増加するなど大きく変化しています。その中において、中小企業には機動性、独自性などを生かした活力ある成長が期待されています。

また、農業においても海外に農産物を輸出するなど「守りから攻め」への転換期として捉える考え方も出てきています。

さらに、高度情報化の進展は、情報通信業だけにとどまらず、情報技術の活用による市場の拡大へと発展し、新たな就業形態も広がりつつあります。

一方、人口減少や少子高齢化の進行により経済規模(消費)の縮小や労働力人口の減少が懸念される中、労働力の確保、後継者不足などへの対応が求められています。

今後は、これまで以上に地域間競争が激しくなることが予測されるため、地域経済が活力のある成長・発展を続ける必要があります。

(3) 安全・安心、環境保全への関心の高まり

日本は、世界有数の地震国であり、自然災害に対して脆弱な国土条件であるとされ、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震・津波の発生等が懸念されるほか、近年は、台風や大雨による災害の増加や被害の激甚化の傾向がみられます。そのような自然災害への対応として、ハード面での整備と併せ、ソフト面を組み合わせた適切な災害等への備えを町民自らが関心を持ち、充実させていく必要があります。

また、東日本大震災の影響による環境汚染や電力不足等により、国民の自然環境の保全・再生、循環型社会の構築、地球温暖化防止等の環境への関心が高まっています。特に地球温暖化の進行は、地球レベルでの気温・海水面の上昇、洪水・高潮、干ばつ等の異常気象の増加等、広範な影響を及ぼすものと予想されており、環境の保全と経済の発展が地球規模で両立する社会の実現の重要性が高まっています。

世界の人口・経済の拡大により、資源やエネルギー不足が今後も懸念されるとともに、生態系の破壊、経済社会活動による国土や地球環境への負荷の増大などの課題が顕在化しています。こうした中で化石燃料から持続可能な資源エネルギーへの転換が世界的に進みはじめており、エコ家電、エコカー等の普及、太陽光発電等の再生可能エネルギーの創出拡大など、環境に配慮した取組みが求められています。

(4) 高度情報化社会の到来

携帯電話やインターネットの普及など、近年の情報通信技術の発達、生活の利便性や産業の生産性の向上とともに、人と人とのつながり方など、国民生活に大きな変化を与えています。特にインターネットの利用拡大に伴い、知識や興味に関する情報をネットワーク上で交換、活用することが一般的となっています。また、「いつでも、どこでも、だれでも」ネットワークとつながり、情報の自由なやり取りを可能とする社会の実現に向けた取組みなども進んでいます。

このような状況を踏まえ、国民生活の向上と産業など地域活性化を図るため、また、行政情報の公開を促進するために、インターネットを活用した地域の情報化への取組みの必要性が一層高まっています。

情報通信技術の発達により、遠隔地でも高度な情報へのアクセスが容易になることから、産業立地等の分散や在宅勤務等の勤務形態の多様化が進むことが考えられます。また、GIS（地理情報システム）や情報通信技術の進展は、人口減少、少子高齢化社会における防災やセキュリティ確保、医療・介護等の様々な分野で人の活動を補完し、都市基盤の機能の高度化を果たす可能性があります。これらの情報技術の発展を、積極的に地域づくりや人的・物的交流の活性化、さらには国土管理の活用につなげていく必要があるとともに、情報通信技術へのアクセスには、個人差があることから、情報格差の問題にも目を向けた取組みが求められています。

(5) 地方分権の進展と行財政改革の推進

地方自治体の行政運営については、これまで、全国画一で中央集権的な仕組みで進められてきましたが、国や地方の財政の逼迫化などに伴い、地方分権が進められ、地方自治体の役割がますます大きなものとなっています。

今後、ますます少子高齢化が進むとともに、総人口は減少局面を迎え、財政支出が膨らむ反面、税収増を期待できない状況において、行財政のしくみの転換が迫られています。地方自治体においては、効率的な行政組織や体制の整備、事務事業の見直しなど、社会環境の変革に対応した適切な行政運営を進めていくことが求められており、地方自治体の独自性とはたらきかけが求められています。

(6) ライフスタイルの多様化

ライフスタイルについては、ゆとりや安らぎ、さらには心の豊かさに関する国民意識が高まっています。また、価値観の多様化、長寿化による定年後の余暇時間の増加に伴って多様なライフスタイルの選択が可能になっており、情報通信技術の進展や交通網の拡大により、働き方ははじめ、大都市居住者の地方圏・農山漁村への移住など住まいの多様化の動きが見られ、その需要に対する受け皿の確保と情報提供が課題となっています。

さらに、核家族化や若年層の単独世帯化の進行に併せ、近年、高齢者単独世帯や高齢者夫婦のみの世帯の増加など地域を構成する住民やその家族形態も大きく多様化するとともに、過重な労働、仕事と介護や子育てなどの家事の両立などによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の破綻も課題として浮き彫りになっていることから、あらゆる家族形態に対応するための保健・医療・福祉等の充実が求められています。

(7) 住民参画意識の高まり

社会の成熟化、社会への貢献意識の高まり、価値観の多様化等により、NPO団体等の増加、災害時などのボランティア活動の広がりが見られます。このような背景の中、従来行政が担ってきた範囲にとどまらず、幅広い「公」の役割をNPO、ボランティア団体、企業などの多様な主体が担いつつあり、住民参画の拡大がみられます。

住民参画の成長の動きを積極的に受け止め、個人、企業等の社会への貢献意識をさらに促すとともに、自治会等地域に根ざした組織や、NPOやボランティア団体等の組織の活性化が、これからのまちづくりに求められています。

第2節 市貝町の概況

(1) 位置・地勢

市貝町は東西 9.9km、南北 15.6km の長方形をしており、小貝川の上流域、県都宇都宮市から東へ約 24km に位置し、東は茂木町、西は芳賀町、高根沢町、南は真岡市、益子町、北は那須烏山市、の2市4町に接しています。

国指定重要文化財の入野家住宅や古墳、城跡など数々の史跡が残っており、全国でも類を見ない武者絵資料館は歴史と文化の町の象徴です。また、北部の芝ざくら公園や那珂川県立自然公園、中部の伊許山、南部の多田羅沼、町内各地に点在するため池、小貝川の清流など美しい自然にも恵まれています。

さらに、サシバの里夏まつりや芝ざくらまつり、道の駅「サシバの里いちかい」、市貝温泉健康保養センター、キャンプ場、ゴルフ場など、祭りも遊びも楽しめる町です。



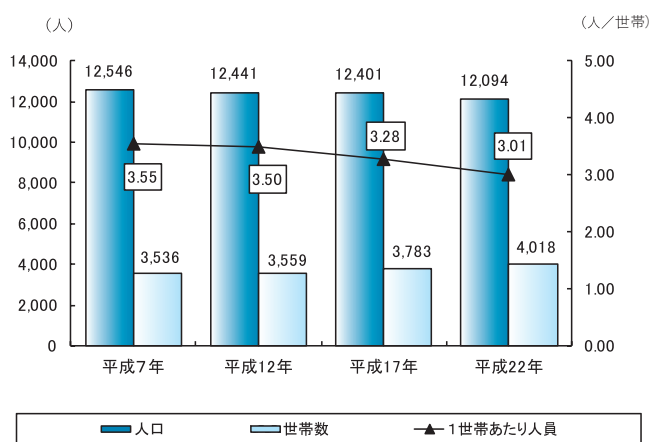
(2) 人口・世帯

① 人口・世帯の推移

市貝町の人口は、平成22年が12,094人で、減少傾向にあり、平成7年と比較すると、452人減少しており、今後も人口減少が進むと考えられます。

世帯数は、平成22年が4,018世帯で、増加傾向にあり、平成7年と比較すると、482世帯の増加となります。1世帯あたり人員では、平成22年が3.01人/世帯で、減少傾向にあり、平成7年と比較すると、0.54人/世帯の減少となります。核家族化の進行がうかがえます。

人口・世帯数・世帯人員の推移

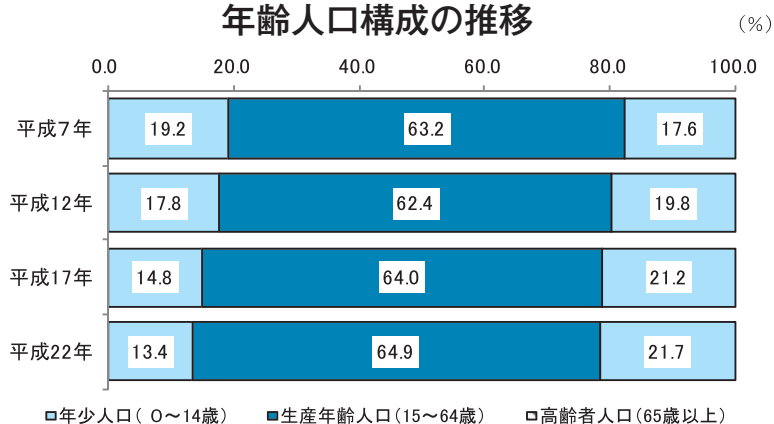


資料：国勢調査（各10月1日現在）

② 年齢（3区分）別人口の推移

市貝町の年齢別人口構成は、年少人口では、平成22年が13.4%で、減少傾向にあり、平成7年と比較すると、5.8ポイントの減少となります。生産年齢人口では、平成22年が64.9%で、平成7年より増加し、1.7ポイントの増加となります。高齢者人口では、平成22年が21.7%で、増加傾向にあり、平成7年と比較すると、4.1ポイントの増加となります。少子高齢化は、確実に進んでいます。また、県の年少人口（13.6%）、生産年齢人口（64.4%）、高齢者人口（22.0%）と比較すると、県平均に近い水準で、少子高齢化が進行しています。

年齢人口構成の推移



資料：国勢調査（各10月1日現在）

(3) 自然環境と土地利用

① 自然環境

市貝町は、谷津田や広葉樹二次林などを含む里地里山の景観を有し、多様な動植物の生息・生育の場となっています。このような環境を維持するためには、そこに住む人たちの生活基盤、すなわち農業の継続が必要です。また、開発においては、自然環境の改変を極力さけ、貴重な自然を持続的に残していく取組も求められており、町では「経営体育成基盤整備事業」による農地の区画整理においても、環境にやさしい工法の採用などにより生態系の維持・確保に努めています。

② 土地利用

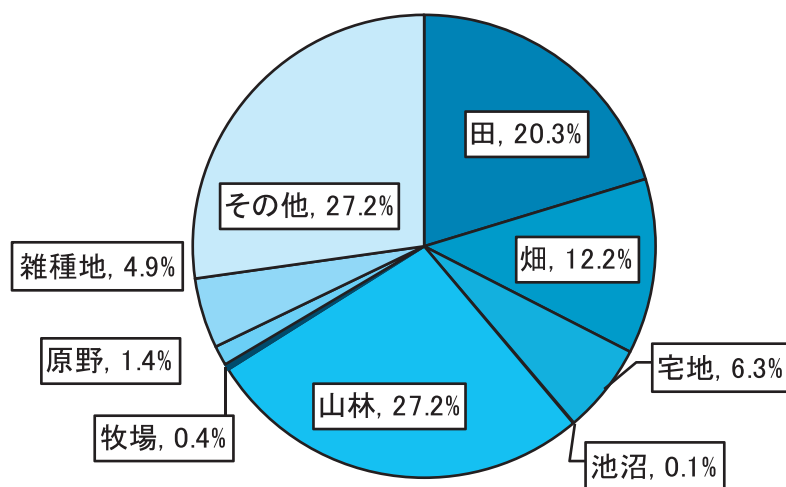
市貝町の土地利用は、大きく丘陵部と低地部で状況が異なっています。

丘陵部は、概ね広葉樹林、針葉樹林に覆われ、下部は田・畑として利用されています。また大規模な土地利用としてはゴルフ場、牧場が一部に見られます。低地部ではその大部分が水田であり、道路沿い及び丘陵との境界部に市街地、集落が分布しています。

町の南西部、赤羽地域には工業団地が形成されています。

地目別の構成比をみると、田、畑、池沼、山林、原野で全体の61%程度を占め、自然環境が豊かであることがわかります。経年的にみると、平成9年から平成24年までの15年間で地目の構成比は1%程度の変動しかなく、大きな土地利用の転換はありません。

地区別土地利用面積比（平成27年1月）



資料：芳賀地区統計書

(4) 産業

市貝町の産業別就業人口は、平成 22 年の国勢調査によると、第 1 次産業が 11.2%（720 人）、第 2 次産業が 35.3%（2,275 人）、第 3 次産業が 51.8%（3,340 人）となっています。

① 農業

市貝町の農業は、米麦・園芸・畜産による複合経営が主体となっています。

平成 18 年度の生産農業所得統計によると、町の農業産出額は約 55.4 億円であり、内訳は、乳用牛（生乳含む）約 20.6 億円、肉用牛約 10.3 億円、米約 9.7 億円、野菜約 3.9 億円、果実約 2.2 億円などとなっています。

平成 22 年の農林業センサスによると、農家数は 993 戸で、そのうち販売農家は 757 戸、専業農家は 151 戸です。当町は水田耕作地帯が多く広がっていますが、現在は、野菜・果実・花き類や大規模な畜産が盛んであり、品目別では、ナシ、トマト、ナス、イチゴ、キク、アスパラガス等重点振興作物と位置づけています。

② 林業

市貝町の森林面積は 2,390ha で、町の総面積の約 37%を占めています。民有林が 99.6%を占め、広葉樹の二次林が多く、人工林率は約 2 割と低い状況です。

林業については、林道・作業道の開設・改良などの基盤整備を進めるとともに、芳賀地区森林組合との協働のもと、地域特性に調和した造成林の保育、優良材の生産を促進してきました。また、木炭や木酢液・竹酢液の特産品のブランド化を推進するとともに、元気な森づくり県民税事業などにより環境保全に努めています。

③ 商業

市貝町の卸売・小売業は、食料品・日用生活品等の自営小売店舗と、中南部の幹線道路沿線に立地する中規模のスーパー・ショッピングセンターが主で、平成 24 年の小売・卸売商店数は 79 店、従業者数は 329 人、販売額は約 62 億円となっています。

近隣市町の大店等への消費の流出は大きく、多くの商店は経営が厳しい状況です。町では、平成 14 年度から商品券事業を実施するなど、地元購買を促進するとともに、商工会と連携しながら各種融資制度や経営支援などを通じて経営の安定化を図っています。

④ 工業

市貝町の製造業は、赤羽地区の工業団地に立地する花王(株)、シーアイ化成(株)・クボタシーアイ(株)、東興パーライト工業(株)が中心です。また、当町は益子町に隣接していることから窯元も9カ所あります。

工業統計調査によると、平成25年の従業員4人以上の事業所は35カ所、従業者数は2,413人、製造品出荷額等は約1,035億円で、経済のグローバル化や企業間競争の激化に伴って、工場の海外移転や集約化など、厳しい経営環境にありましたが、経営環境の改善などにより、製造品出荷額等も平成25年には増加しました。

建設業は、平成24年の経済センサスによると、事業所数は75カ所、従業者数は267人で、住宅需要の低迷や公共事業の減少により、事業所数、従業者数ともに減少傾向にあります。

⑤ 観光業

市貝町の観光は、これまで、伊許山園地、観音山梅の里などを観光資源として進めてきました。また、塩田調整池とその周辺地域において、本州最大級である芝ざくら公園や市貝町芝ざくら交流センター（直売所・加工所・農村レストラン）の整備など、自然レクリエーションをコンセプトとして観光基盤整備を行っています。特に、知名度の高い芝ざくら祭り（4～5月）、梅まつり（3月）を軸とするイベントを開催し集客力も向上しています。

近年は、自然を守り、文化を生かした観光のまちづくりを進めてきており、道の駅「サシバの里いちかい」を情報の発信拠点として継続的な観光客の誘致を目指しています。このようなエコツーリズム・グリーンツーリズムへのシフトは、人々のニーズが食の体験、自然体験、文化観光といったものになってきたことに起因しています。そのような中で、当町は農業が盛んであり、里地里山の自然とそこに住む人々の歴史・文化が生きていることから、観光まちづくりの潜在的な可能性を秘めているといえます。



第 3 節 住民ニーズの動向

(1) 住民アンケート調査の概要

① 住民意向調査の目的・方法等

【調査の目的】

平成 28 年度から 37 年度までの長期的、計画的な視野に立った持続可能なまちづくりの指針を示す、第 6 次市貝町振興計画の策定にあたり、地域の実態や町民の皆さまのご意見やご要望を把握し、新しい計画の策定のための基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

【調査の概要】

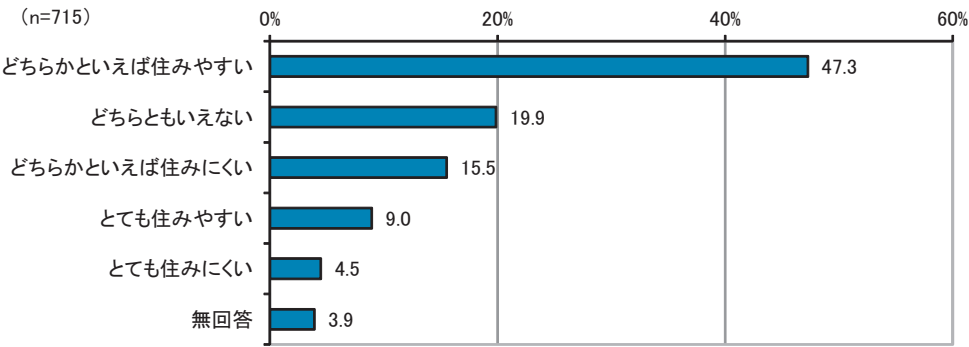
- 調査地域 : 市貝町全域
- 調査対象者 : 全町民の中から、18 歳以上を対象に地域、性別、年代等に偏りの無いよう無作為に抽出した 2,000 人
- 調査期間 : 平成 26 年 8 月～ 9 月
- 調査方法 : 郵送による発送・回収

調査対象者数(配布数)	有効回収数	有効回収率
2,000	715	35.8%

② 住民意向調査の結果概要

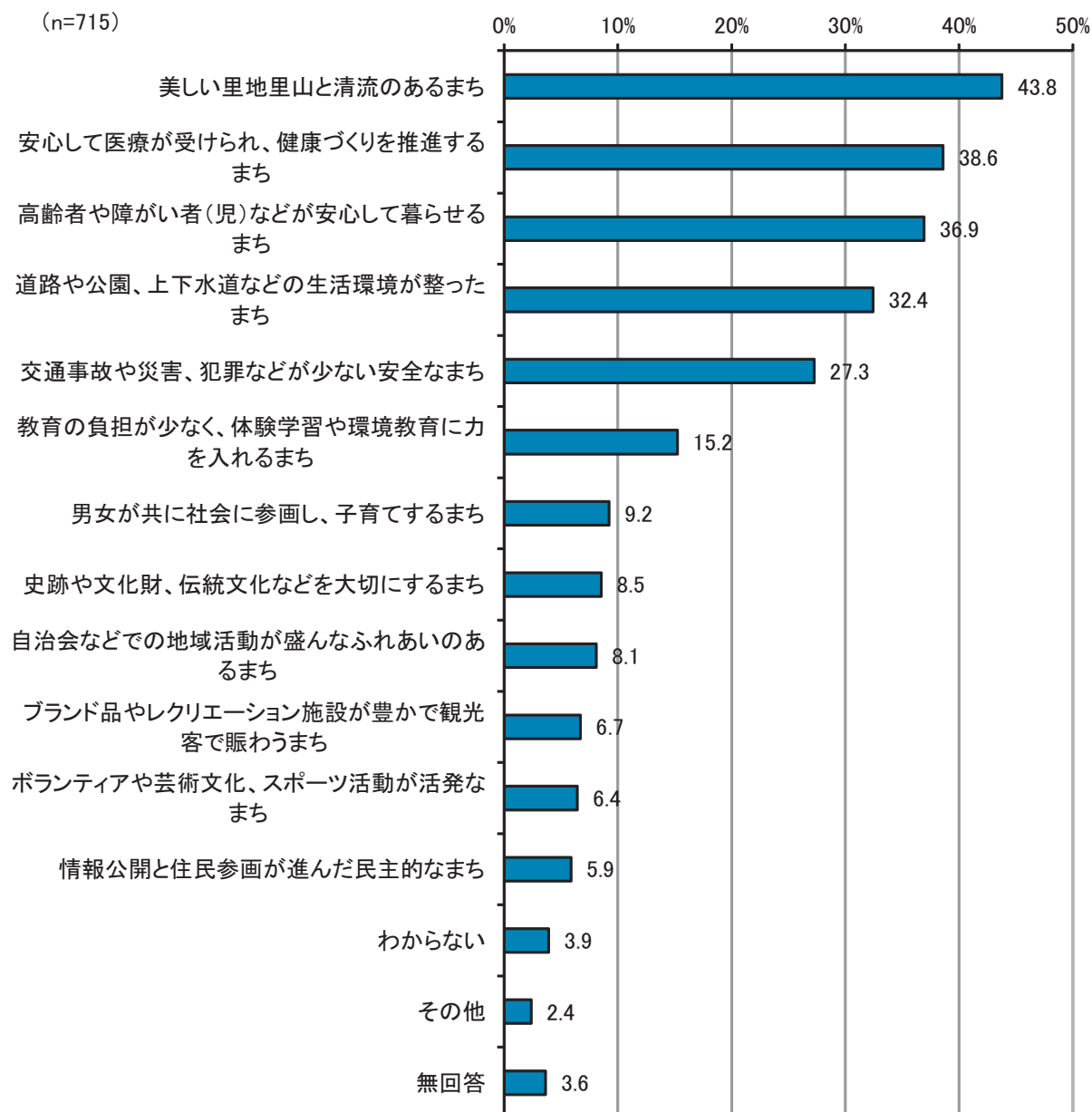
【市貝町の住みやすさ】

町の住みやすさについては、「どちらかといえば住みやすい」が 47.3%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が 19.9%となっています。



【将来の市貝町のイメージ】

将来の町のイメージについては、「美しい里地里山と清流のあるまち」が43.8%と最も多く、次いで「安心して医療が受けられ、健康づくりを推進するまち」が38.6%、「高齢者や障がい者（児）などが安心して暮らせるまち」が36.9%となっています。

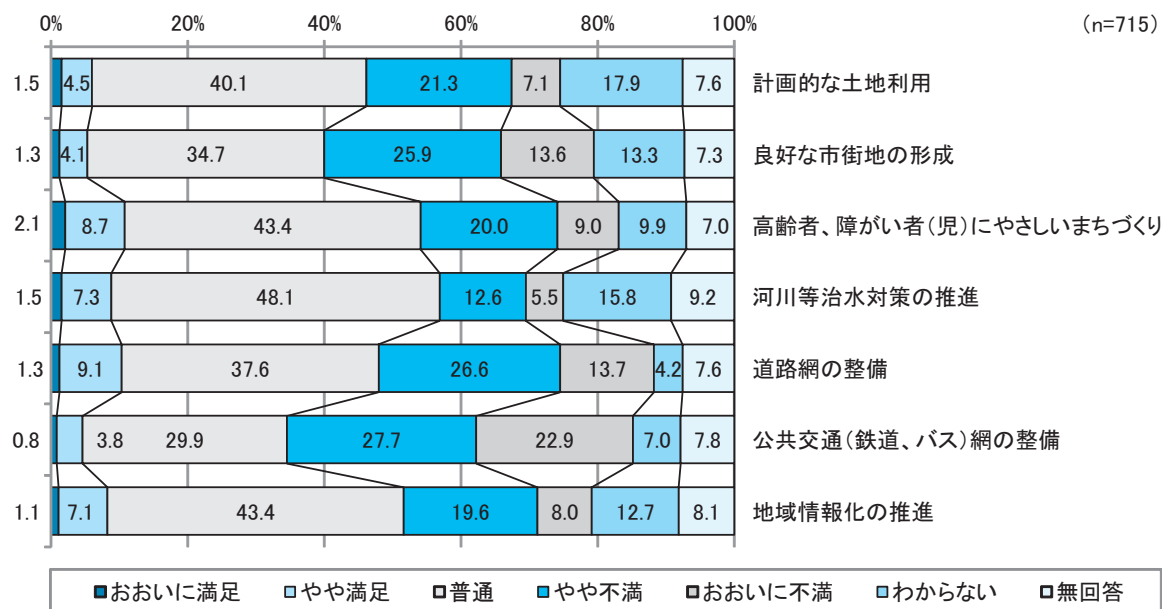


【基礎的条件】

基礎的条件の整備についての満足度は、「おおいに満足」と「やや満足」を合わせた「満足」が各項目で1割強以下となっており、「やや不満」と「おおいに不満」を合わせた「不満」が各項目で2割弱以上となっています。

「不満」で最も多かったのは「公共交通（鉄道、バス）網の整備」の50.6%で、次いで「道路網の整備」の40.3%、「良好な市街地の形成」の39.5%と、いずれも4割弱～5割の高い不満度となっています。

前回（平成22年度）に行った調査と比較すると、「おおいに満足」と「やや満足」を合わせた「満足」は、「基礎的条件の整備」全体の平均で2.8ポイント増加し、「やや不満」と「おおいに不満」を合わせた「不満」は、4.0ポイント減少しています。

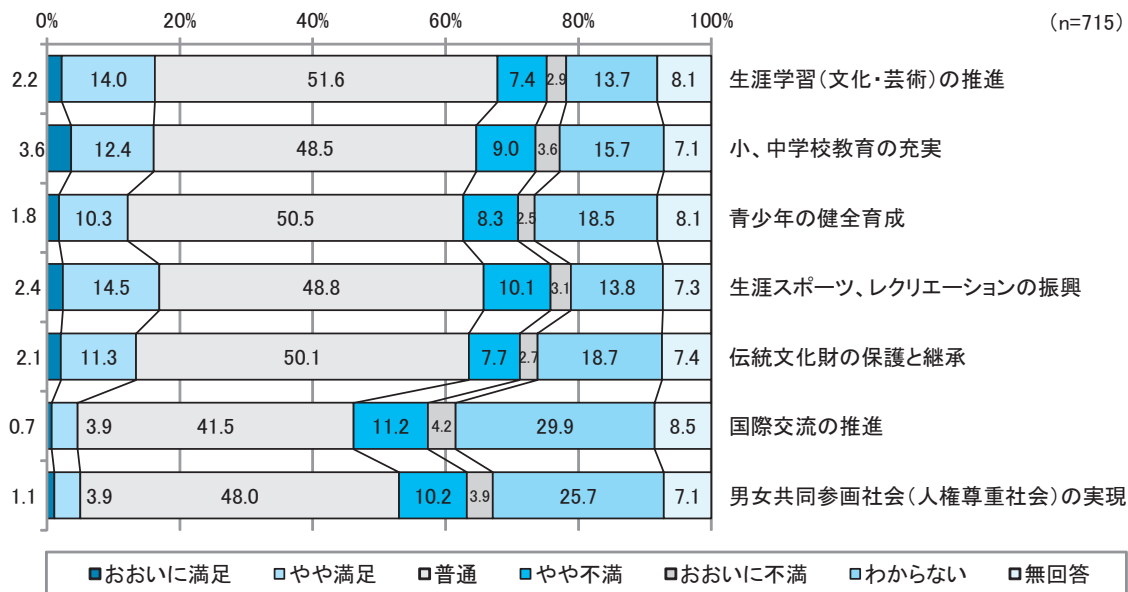


【教育、文化の振興】

教育、文化の振興についての満足度は、「普通」が各項目とも4割以上と最も多く、「おおいに満足」と「やや満足」を合わせた「満足」と「やや不満」と「おおいに不満」を合わせた「不満」がともに1割台以下となっています。

「不満」で最も多かったのは「国際交流の推進」の15.4%で、次いで「男女共同参画社会（人権尊重社会）の実現」の14.1%となっています。

前回に行った調査と比較すると、「おおいに満足」と「やや満足」を合わせた「満足」は、「教育、文化の振興」全体の平均で3.7ポイント増加し、「やや不満」と「おおいに不満」を合わせた「不満」は、0.3ポイント減少しています。

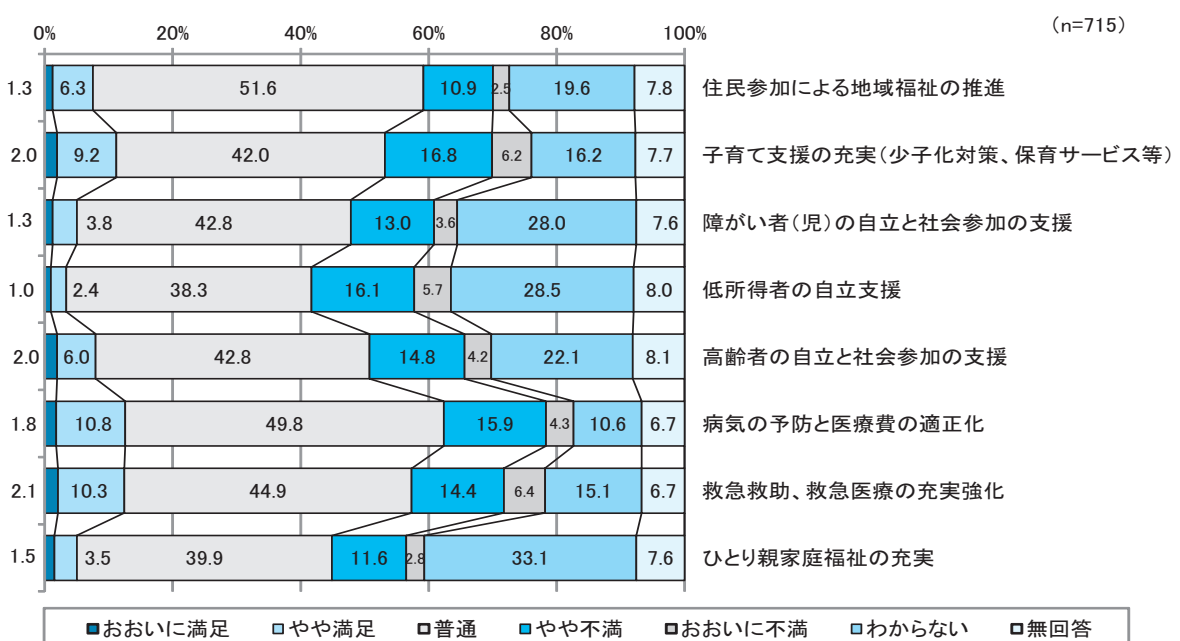


【住民福祉の推進】

住民福祉の推進についての満足度は、「普通」が各項目とも4割弱以上と最も多く、「おおいに満足」と「やや満足」を合わせた「満足」が各項目で1割強以下、「やや不満」と「おおいに不満」を合わせた「不満」が各項目で1割強～2割強となっています。

「不満」で最も多かったのは「子育て支援の充実(少子化対策、保育サービス等)」の23.0%で、次いで「低所得者の自立支援」の21.8%となっています。

前回に行った調査と比較すると、「おおいに満足」と「やや満足」を合わせた「満足」は、「住民福祉の推進」全体の平均で3.0ポイント増加し、「やや不満」と「おおいに不満」を合わせた「不満」は、4.7ポイント減少しています。



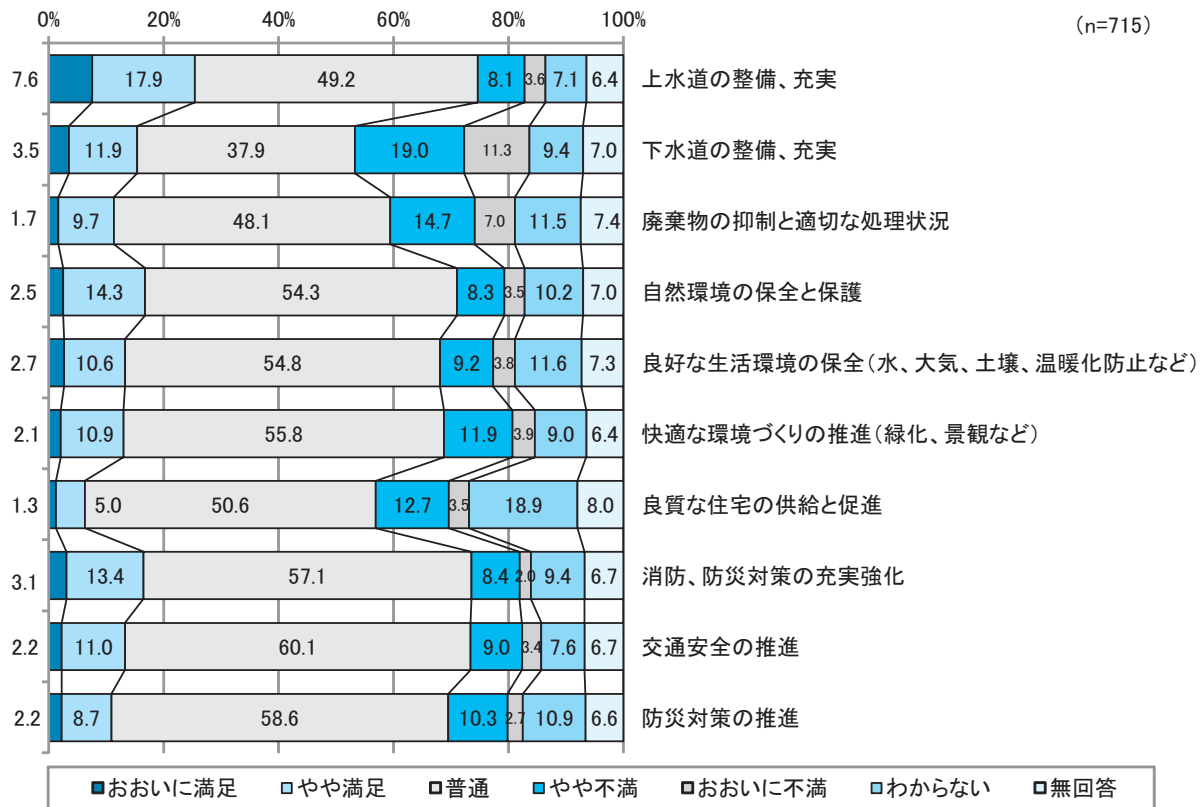
【生活環境の整備】

生活環境の整備についての満足度は、「普通」が各項目とも4割弱～6割と最も多くなっています。

「おおいに満足」と「やや満足」を合わせた「満足」では、「上水道の整備、充実」が25.5%となっている他は、各項目とも1割台以下となっています。

「やや不満」と「おおいに不満」を合わせた「不満」では、「下水道の整備、充実」の30.3%が最も多く、次いで「廃棄物の抑制と適切な処理状況」の21.7%となっています。

前回に行った調査と比較すると、「おおいに満足」と「やや満足」を合わせた「満足」は、「生活環境の整備」全体の平均で3.6ポイント増加し、「やや不満」と「おおいに不満」を合わせた「不満」は、3.4ポイント減少しています。

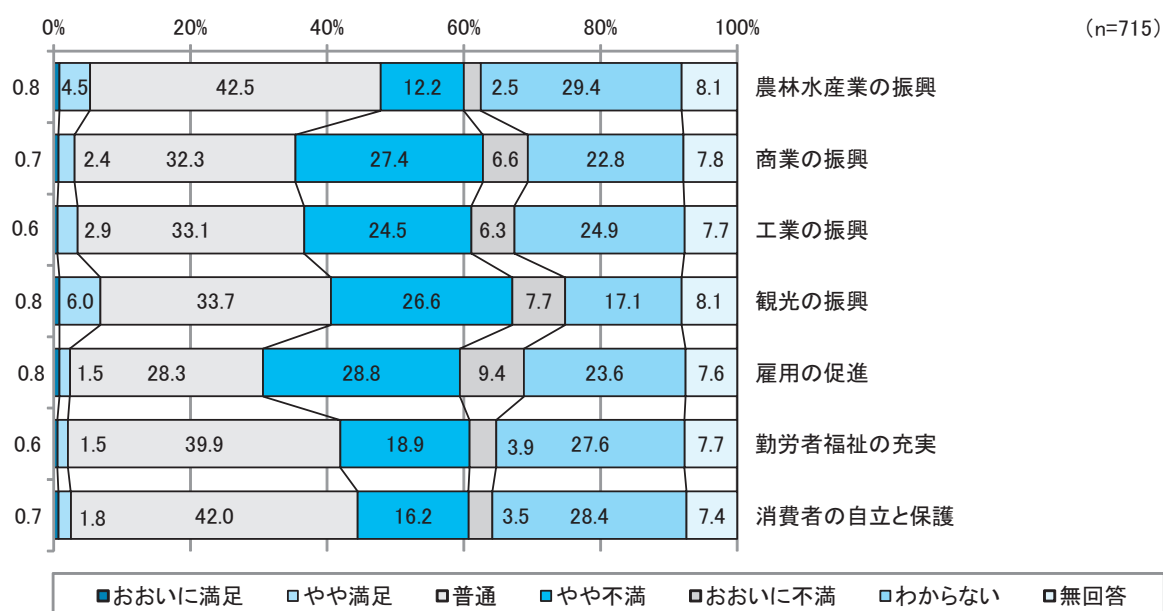


【産業の振興】

産業の振興についての満足度は、「おおいに満足」と「やや満足」を合わせた「満足」が各項目で1割強以下となっており、「やや不満」と「おおいに不満」を合わせた「不満」が各項目で1割台以上となっています。

「不満」で最も多かったのは「雇用の促進」の38.2%で、次いで「観光の振興」の34.3%、「商業の振興」の34.0%「工業の振興」の30.8%と、いずれも3割台の高い不満度となっています。

前回に行った調査と比較すると、「おおいに満足」と「やや満足」を合わせた「満足」は、「産業の振興」全体の平均で1.2ポイント増加し、「やや不満」と「おおいに不満」を合わせた「不満」は、1.7ポイント減少しています。

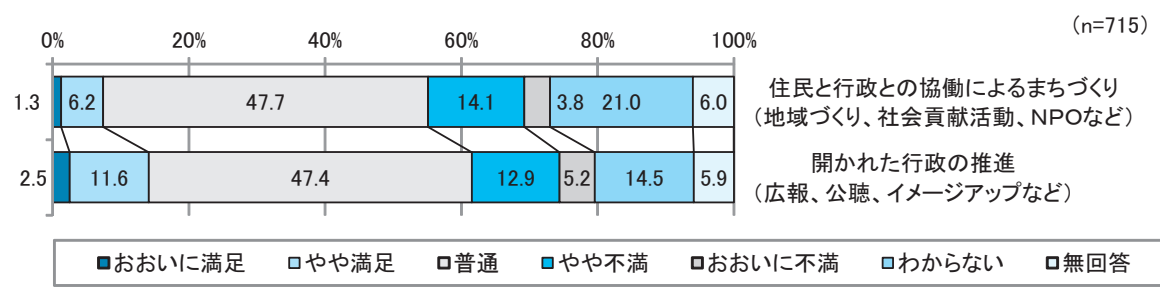


【住民生活の向上】

住民生活の向上についての満足度は、「普通」がいずれも4割台と最も多くなっています。

「おおいに満足」と「やや満足」を合わせた「満足」はいずれも1割台以下となっており、「やや不満」と「おおいに不満」を合わせた「不満」はいずれも2割弱となっています。

前回に行った調査と比較すると、「おおいに満足」と「やや満足」を合わせた「満足」は、「住民生活の向上」全体の平均で3.7ポイント増加し、「やや不満」と「おおいに不満」を合わせた「不満」は、3.6ポイント減少しています。



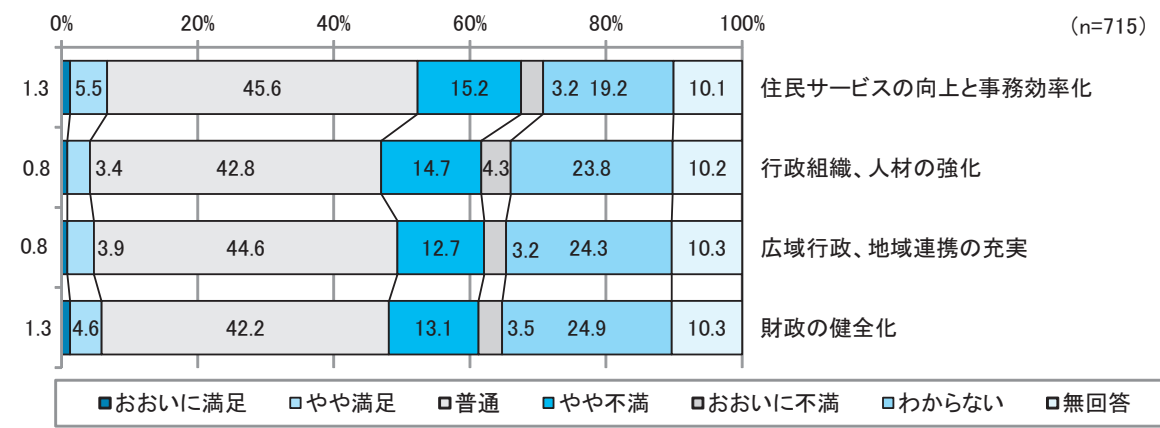
【計画推進の方策】

計画推進の方策についての満足度は、「普通」が各項目とも4割台と最も多くなっています。

「おおいに満足」と「やや満足」を合わせた「満足」は各項目とも1割以下となっており、「やや不満」と「おおいに不満」を合わせた「不満」は各項目とも1割台となっています。

「不満」で最も多かったのは「行政組織、人材の強化」の19.0%で、次いで「住民サービスの向上と事務効率化」の18.4%となっています。

前回に行った調査と比較すると、「おおいに満足」と「やや満足」を合わせた「満足」は、「計画推進の方策」全体の平均で1.4ポイント増加し、「やや不満」と「おおいに不満」を合わせた「不満」は、6.9ポイント減少しています。



② まちづくり委員会の主な提案内容

【市貝町の将来像（10年後の目指すまちの姿）】

- サシバの舞う豊かな里地・里山で笑顔あふれる人と人とがつながり合えるまち
- 多様な自然と多様な人々が出会うまち
- 住民が自らの町を自慢できるように！
- わが町自慢が多い町
- 住み続けてみたい町 市貝
- 出会いのある町 市貝町
- イクメンの町 いちかい
- 住んでみたいな市貝町
- 暮らしやすいぞ市貝町
- 自給自足のできるまち いちかい

【分野別の方向性、取組など】

分野	方向性、取組など
生活環境	○自然の中でのびのびと育つ子どもたち ○自然と産業の共存が出来る町 ○住み良い町を町外にPRする
健康・福祉	○障害者の雇用の場の創出 ○高齢者のマンパワーの活用 ○若者の引きこもり ○生活困窮者へのアプローチ
産業振興	○町のブランドとなる農産物、農産加工品の研究、育成 ○所得の確保(農林業)経営の安定 ○町内観光の足(バスや自転車)の充実
教育文化	○子育てしたいと思えるまちづくり ○子どもや親が相談できる場所が必要 ○道の駅や図書館、温泉への巡回バスがあれば車のない人も活動できる

第Ⅱ部

基本構想

第 1 章 市貝町の将来像

第 1 節 将来像

第 2 節 将来人口

第 3 節 土地利用の方針

第 1 節 将来像

市貝町は、第 5 次振興計画において、「暮らしいきいき 心やすらぐ 躍進のまち いちかい」を目指し、まちづくりを進めてきました。その結果、産業振興や生活環境、保健福祉、子育て環境などの各分野において、着実な成果を上げ、町民の暮らしの向上が図られてきました。

しかしながら、人口減少・少子高齢化の進行や産業構造の変化など、当町をめぐる社会経済情勢は大きく変化し、地方分権による新しい地方自治の流れや、国による地方創生の動き、環境との共生、子育て環境の一層の充実、国際化の進展など、新たな行政課題が拡大してきています。

そこで、第 6 次振興計画では、各地域が、それぞれ特色ある地域として、自主・自立を目指すため、まちづくりの指針としての将来像（10 年後の目指すべきまちの姿）を「人と自然が響き合い 一人ひとりがはつらつと輝くまち」と定めます。

また、市貝町全体を「サシバの里」ブランドと位置づけ、環境と経済が両立するまちを目指します。

〔まちの将来像〕

『人と自然が響き合い 一人ひとりがはつらつと輝くまち』

～サシバの里を目指して～

〔参考〕 サシバについて

形 態	全長は約50cm、翼を広げた長さは約110cmで、カラスより少し小さいタカです。体の上面は赤みのある褐色で、顔は灰色。喉には太い縦斑が1本あります。胸は褐色で腹には褐色の横斑があります。メスはオスに比べて少し大きく、白い眉斑がある場合が多いです。
分 布	日本では主に夏鳥で、東北地方から九州地方の低地の農村地帯から山地の森林地帯で繁殖しますが、南西諸島の一部では越冬するものもいます。 世界的には、アムール地方南部、ウスリー地方、中国北東部、朝鮮北部、日本などで繁殖し、秋になると南西諸島、インドシナ、マレー半島、フィリピンなどに渡って越冬します。
生息環境	日本での繁殖期のサシバの生息環境の多くは、丘陵地に細長い水田（谷津田）が入り込んだ里地里山環境です。地域によっては、樹林の点在する農耕地や草地、山地の森林地帯にも生息します。
繁殖期の生態	市貝町周辺では、3月下旬から4月上旬にサシバが渡来します。渡来するとすぐに求愛・造巢をはじめ、早いものでは4月中旬に、遅くても5月中旬には産卵して抱卵に入ります。 巢はアカマツやスギなどの針葉樹につくります。抱卵期間は約1カ月で、2～3羽のヒナがふ化し、36日前後で巣立ちます。繁殖期の親鳥の主な行動範囲は、巣から半径500m程度です。繁殖が終わると、巣立った幼鳥は7月から8月に、親鳥は9月から10月に繁殖地を離れていきます。
主な食物	田畑や草地、森林に生息するカエル類、ヘビ類、トカゲ類、モグラ類、昆虫類です。見晴らしのよい場所に止まって獲物をさがし、地上や樹上に飛び降りて、それらを捕えます。サシバが里山生態系の指標種と言われるのは、サシバが食物連鎖を通じて、里地里山に生息する様々な生きものをつながっているためです。
生息状況	市貝町の中部から北部にかけて、丘陵地の中の谷津田に、多くのサシバが生息しています。中部地域（一部隣接の茂木町を含む）の4km×4kmの範囲で、平成26年にオオタカ保護基金が調べた結果では、21つがいという高い密度で生息することがわかりました。この生息密度は日本一と言われている。この地域には、丘陵地の中にまるで毛細血管のように谷津田が張り巡らされています。谷津田は森林に接する部分が多く、獲物となる小動物が多いことから、サシバにとって絶好の生息地となっています。 これらのことから、市貝町は日本全体のサシバの個体群保全のうえからも、極めて重要な地域と言えます。

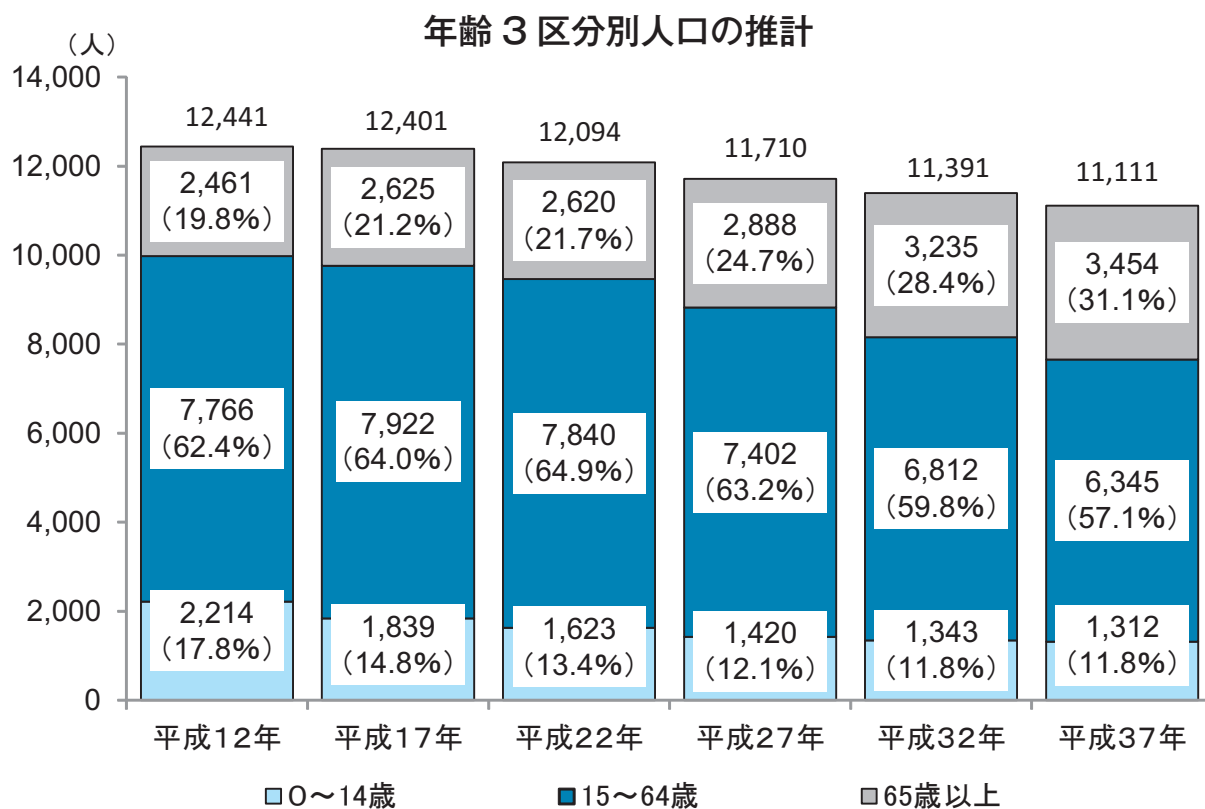
第2節 将来人口

(1) 総人口と年齢（3区分）別人口

国勢調査における市貝町の人口は、減少傾向で推移しています。

振興計画の将来人口は、平成27年策定の「市貝町人口ビジョン」の人口の将来展望とします。

人口ビジョンにおける将来人口では、減少傾向が続き、平成37年には、11,111人まで減少すると想定されます。また、年齢3区分別人口では、0～14歳の年少人口が1,312人（11.8%）、15～64歳の生産年齢人口が6,345人（57.1%）、65歳以上の高齢者人口が3,454人（31.1%）と想定されます。



(注1) 平成12～22年が実績値、平均27～37年が推計値

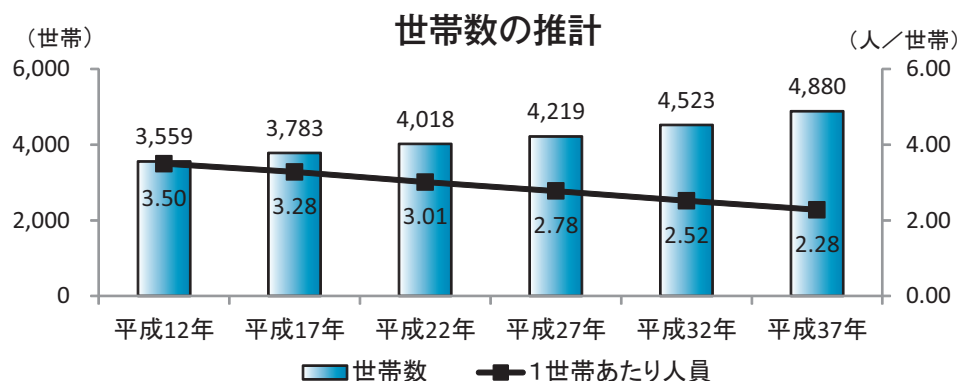
(注2) 総人口は、年齢不詳も含むため、合計が一致しない場合があります。

資料：国勢調査

(2) 世帯数

国勢調査における当町の世帯は、増加傾向で推移しています。

推計結果では、増加傾向が続き、平成 37 年には、4,869 世帯まで増加すると想定されます。また、1 世帯あたり人員は、減少傾向にあり、平成 37 年には、2.28 人に減少すると想定されます。



(注) 平成 12 ～ 22 年が実績値、平成 27 ～ 37 年が推計値

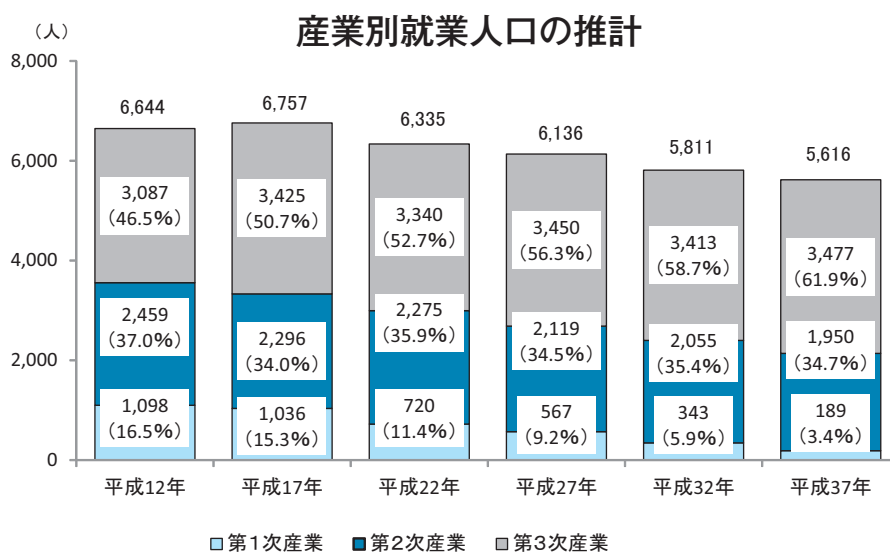
資料：国勢調査

(3) 産業別就業人口

国勢調査における当町の就業人口は、平成 17 年に増加しましたが、減少傾向で推移しています。

推計結果では、就業人口は、減少傾向が続き、平成 37 年には、5,604 人まで減少すると想定されます。

また、産業別人口は、第 1 次産業が、減少傾向にあり、平成 37 年には、189 人（構成比 3.4%）、第 2 次産業も、減少傾向にあり、平成 37 年には、1,946 人（構成比 34.7%）、第 3 次産業が、やや増加し、平成 37 年には、3,469 人（構成比 61.9%）と想定されます。



(注) 平成 12 ～ 22 年が実績値、平成 27 ～ 37 年が推計値

資料：国勢調査

第3節 土地利用の方針

- 土地は、将来にわたっての生活や生産活動の基盤であることより、長期的な視点に立ち合理的な利用を図ります。
- 農地、森林、住宅地・商業用地、工業用地、その他公共公益・レクリエーション用地に分けて、土地利用の方向を定めます。

(1) 農地の確保・整備

- 農地は、当町の基幹産業である農業の基盤になることより、経営体育成基盤整備事業を促進します。
- 農地の流動化、耕作放棄地の再利用の促進など、優良農地の確保に努めます。
- 宅地需要や生活基盤整備への対応、他産業の立地にむけた農用地の他用途への転用については、無秩序な転用を防止しながら、計画的に調整を図ります。
- サシバの里づくりの推進のため、環境にやさしい農業や生態系に配慮した基盤整備等による農地整備を進めます。

(2) 森林の保全

- 森林が持つ国土保全、水源涵養、レクリエーション機能などを総合的に発揮させるため、その計画的な保全を促進します。
- サシバの里づくりの推進のため、里地里山の保全再生を目指す取り組みなどによる森林整備を進めます。

(3) 住宅地・商業用地の確保・整備

- 住宅地については、定住人口の確保のため、民間との連携のもと、適正な開発を誘導します。
- 既成の住宅地については、低未利用地の有効活用を促進するとともに、公園や広場等のオープンスペースの確保を図り、ゆとりのある安全で快適な居住環境の整備に努めます。
- 商業の振興に向け、商業用途に適した土地の確保と、空店舗・空き地等の有効活用に努めるとともに、都市部へのPRに努めます。

(4) 工業用地の確保

○既存の工業系用途地域での適正な土地利用を誘導するとともに、企業の誘致、移転等には、環境に配慮した適切な工業用地の確保に努めます。

(5) 公共公益等用地の確保

○多様化する住民ニーズや観光需要の増大に対応し、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保に努めます。



第2章 基本目標と施策の大綱

第1節 美しい里地里山でつながり支え合える安心なまち

第2節 子どもから大人まで地域で誇りを持って生きられるまち

第3節 若者から高齢者まで生きがいと希望を持って暮らせるまち

第4節 誰でもどこでも育み学びあえる魅力に満ちたまち

第5節 みんなが参画しみんなで決める自治自立のまち

将来像「人と自然が響き合い 一人ひとりがはつらつと輝くまち」を実現するために、以下の5つの基本目標と施策の大綱を掲げます。

第1節 美しい里地里山でつながり支え合える安心なまち

サシバの舞う豊かな里地里山で、笑顔あふれる人と人とがつながり合えるまちを目指します。

また、豊かな自然環境を保全し、生活基盤を充実し、自然環境と共生しながら、各地域の特性を生かし、快適で安心して暮らせるまちを目指します。

(1) 自然環境の保全

- 地域の自然環境を保全し、自然と共生するまちづくりを進め、子どもから高齢者まで、自然を守り、自然にふれあう環境づくりに努めます。
- サシバのすむ自然豊かな里地里山を土台として、環境保全を中心に農業、商工観光を主要な柱とし、「サシバの里」づくりを推進します。
- 地球環境問題への理解を深め、生活様式・環境政策の見直しに努め、身近な自然環境の保全から地球環境の保全も意識した環境保全のまちづくりを進めます。

(2) 生活基盤の整備

- 調和のとれた土地利用と長期的視野に立った都市計画を推進するため、土地利用の誘導に際し、「市貝町都市計画マスタープラン」、「市貝町農業振興地域整備計画」、「市貝町森林整備計画」など関係計画との整合を図ります。
- 主要な東西交通軸となる主要地方道宇都宮茂木線芳賀・市貝バイパスの開通に伴い、域内交通の円滑化のため、幹線道路の整備・改良を推進するとともに、生活道路は、町民ニーズを勘案しながら、集落環境の改善や産業の振興に結びつく路線整備を計画的に進めます。
- 鉄道や路線バスなどの基幹公共交通と連携を図り、乗り継ぎ等の利便性の向上に努めるとともに、町民が生活しやすい交通サービスの充実や、観光客等町外からの来訪者のための公共交通のネットワークづくりを進めます。
- 安全・安心で安定した水道水の供給を図り、老朽施設の計画的な更新と、配水本管拡張の早期整備を進めます。
- 河川や用排水路については、農業などでの「利水の面」、防災などの「治水の面」、人々が水環境に親しむ「親水の面」の3つの観点から、整備を図ります。
- 河川などの汚濁防止と快適な居住環境を確保するため、下水道、合併処理浄化槽の普及を図ります。

(3) 生活環境の充実

- 良好なオープンスペースの確保、住宅の防災対策の促進、生活道路や公園の整備、下水道施設の設置促進など、安全で快適な居住環境の整備を促進します。
- 防犯・防災・衛生環境対策を目的とした空き家解体助成制度など、包括的な空き家対策や、空き家の有効活用や定住促進を図るため、空き家リフォーム助成制度や空き家バンク制度等について検討します。
- 既存の公園・緑地の充実及び適正な維持管理に努めるとともに、当町の貴重な観光資源である芝ざくら公園や観音山梅の里、多田羅沼などの整備を図ります。
- 循環型社会の形成を目指して、ごみの3R（減量化・資源化・再利用）を推進するとともに、公害やごみの不法投棄のない、美しい環境づくりに努めます。

(4) 生活安全対策の推進

- 地域防災計画の随時改訂やハザードマップ作成など、内容を町民・町職員・関係機関に周知しながら、防災体制の強化を図ります。
- 直下型地震など突発的な災害に対して、町職員が関係機関と連携をとりながら迅速な初動活動を行える体制づくりに努めます。
- 芳賀地区広域行政事務組合消防本部と消防団が連携しながら、安心できる消防・救急・救助体制づくりに努めるとともに、消防団員の確保及び女性防火クラブ員の加入促進を図ります。
- 幼児・高齢者・若者など、対象者の特性にあった交通安全に関する啓発、教育活動を充実するとともに、交通安全施設の整備を進め、交通事故の防止に努めます。
- 町民の防犯意識の高揚に努め、自主的な防犯活動を促進するとともに、家庭・学校・地域、関係機関などの協力により地域ぐるみの防犯体制の強化を図ります。
- 家庭・地域・学校・防犯協会・警察など関係機関との連携により、青少年の犯罪や非行の防止、覚せい剤などの薬物乱用の防止などに努めます。
- 農村生活研究グループなどの消費者団体を育成し、食品の安全PRや消費者被害の防止に関する啓発活動、リサイクル活動など、消費者の自主的な活動を促進します。



第2節 子どもから大人まで地域で誇りを持って生きられるまち

町民だれもが住みなれた地域の中で、健康で安心して暮らすことができるよう、地域で支えあいながら、保健・医療・福祉の各種サービスが享受できるまちを目指します。

また、健康寿命の延伸に向けた町民の健康づくりと高齢者の見守り体制を充実します。

(1) 保健・医療の充実

- 町民の健康づくりの指針となる「市貝町健康増進計画（第2期）」に基づき、健康づくりの計画的な推進を図ります。
- 母子保健事業は、「市貝町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、計画的な施策の推進を図ります。
- 成人・老人保健事業は、「市貝町高齢者総合保健福祉計画（第6期）」に基づき、計画的な施策の推進を図ります。
- かかりつけ医の普及に努めるとともに、身近な地域医療の充実を促進します。

(2) 福祉・社会保障の充実

- 福祉のこころを育て、すべての町民が、ともに助け合い、地域で安心して暮らせるように、指針としての地域福祉計画や社会福祉協議会の地域福祉活動計画に基づき、地域福祉を推進します。
- 高齢者が地域に住み続けられるよう、みんなで支え合う「地域包括ケアシステム」を推進するとともに、「高齢者総合保健福祉計画（第6期）」に基づき、計画的な施策の推進を図ります。
- 障害のある人もない人も、誰もが住みなれた地域で平等な暮らしを送ることができる地域社会を目指して、自立と社会参加への支援についての基本方針を定めた「市貝町障害者計画」、及びサービスの数値目標を推計した「市貝町障害福祉計画」に基づき、総合的な障害者支援を計画的に実施します。
- 精神面、経済面の支援体制の充実に努めながら、母子・父子家庭や低所得者の生活の安定と自立を促進します。
- 少子・高齢化時代を社会全体で支える国民年金制度や国民健康保険制度、介護保険制度等の社会保障制度の適正な周知と安定した運営に努めます。

第3節 若者から高齢者まで生きがいと希望を持って暮らせるまち

まちの元気を生み出すには、経済的な活力が欠かせません。そこで、基幹産業である農業の振興を中心に企業誘致等により雇用環境の充実を図ります。

また、美しい里地里山や豊かな自然環境など、地域資源を生かし、また、道の駅「サシバの里いちかい」を活用し、農商工・観光等が連携して、産業振興を図るとともに、担い手づくりに努めます。

(1) 農林業の振興

- 農業を地域経済を担う産業とするため、担い手はもとより、小規模農家や高齢農家を含む多様な農業経営の推進を図ります。
- 道の駅農産物直売所を拠点に農産物の地産地消、販路の拡大を図るとともに、農業体験、自然体験を実施し都市と農村の交流を図ります。
- サシバをはじめとする生物多様性の豊かな里山づくりを進めるため、「市貝町森林整備計画」に基づき、水源の涵養機能、山地災害・風害防止機能、自然環境・生物多様性保全機能や安定して木材を供給する機能など多面的な機能を有する森林を守り育て、元気にして次の世代に引き継いでいけるよう、森林の整備と保全を推進します。

(2) 商工業の振興

- 消費者ニーズに応じた魅力ある商業・サービス業の振興を図るため、個店の魅力向上と新たな商業集積の推進に努めます。
- 旧市街地を中心として、空き店舗の利活用などにより、新規出店を図ります。
- 既存事業所の経営基盤の強化や新分野への進出を支援するとともに、優良企業の誘致に努めます。
- 小さい産業（コミュニティビジネス等）などで、多くの人が活躍しているまちを目指すとともに、高齢者を対象とした産業の振興も検討します。

(3) 観光の振興

- 自然資源と歴史的資源を活用した、観光のまちづくりを進めるため、観光基盤の整備や観光情報を積極的に発信します。
- 新たな観光拠点として、道の駅「サシバの里いちかい」の充実に努めます。

(4) 就労環境の充実

- 町民が安心して快適に働き続けられる環境づくりのため、雇用の創出や勤労者対策に努めます。

第4節 誰でもどこでも育み学びあえる魅力に満ちたまち

未来を託す財産である子どもたちが、地域への愛着や誇りを持ち、健やかに、心豊かに、たくましく、そして時代の担い手としてふさわしく育っていくよう、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちの成長を支えていくまちを目指します。

また、長寿化や高齢化などを背景に、生涯にわたり誰でも学習、スポーツなどに参加でき、歴史や文化に触れることのできる環境づくりを進めるなど、あらゆる機会や場を有効活用して、心身ともに健やかで、心豊かな人づくりを進めます。

(1) 学校教育・就学前保育・教育の充実

- すべての家庭が安心して子育てできるよう、地域全体で子育て家庭を支えるとともに、一人ひとりの個性を生かした幼児教育・保育を充実するため、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援の各種施策を計画的に推進します。
- 生きる力と生涯にわたって学び続ける意欲と夢を持ち、温かくたくましい子を育てます。
- 基本的にわかりやすい授業、自ら学ぶ意欲を引き出す授業の充実、学校、家庭、地域社会との交流をととして、心豊かでたくましい児童生徒の育成を目指します。
- 安全・安心な教育環境づくりに努めるとともに、児童生徒への経済的な支援や学校と家庭及び地域社会との連携に努めます。

(2) 生涯学習の推進

- 町民の生涯学習ニーズを充足する生涯学習推進体制の整備を図るとともに、生涯学習のまちづくり活動との連携に努めます。
- 一人ひとりの社会教育活動を支援するため、その機会と内容の充実に努めるとともに、社会教育施設の充実に図ります。
- 青少年の健全育成に向け、関係機関と連携し、組織の充実に図ります。
- 伝統文化や文化財の保存と継承を図るとともに、町民の文化・芸術活動を促進し、町の新たな文化創造に努めます。
- 生涯を通じてスポーツ・レクリエーション活動を楽しみ、交流を深め、健康な生活が維持できる環境づくりに努めるとともに、スポーツ施設の充実に図ります。

(3) 尊重しあう社会の形成

- 男女がその能力と個性を十分に発揮でき、互いに尊重しあい、社会のあらゆる分野にともに参画できるまちづくりを進めます。
- お互いに尊重しあう人権尊重の社会の実現を目指します。
- 広い視野を持つ人材の育成と、当町の資源を活用したグローバルなまちづくりを進めるため、国際交流や国内地域間交流を推進します。

第5節 みんなが参画しみんなで決める自治自立のまち

行政や地域・団体等が連携して地域課題に対応する協働のまちを目指して、地域特性を生かしたコミュニティづくりを進めます。

また、多様化・高度化する町民ニーズに対応し、住民参画による特色ある地域づくりを進めるため、持続可能で効果的・効率的な行財政運営に努めます。

(1) 自治自立の行財政の推進

- 一人ひとりの創意と工夫がまちづくりへ反映され、町民による個性的な地域づくりを推進するため、情報交流や住民参加、地域づくり活動などを支援します。
- ICT（情報通信技術）を活用した町民の利便性の向上及び行政コスト縮減・質の向上を図るため、行政情報化や地域情報化を計画的に推進します。
- 多様化・高度化する住民ニーズや社会状況の変化に適正かつ柔軟に対応するため、計画行政の推進や職員の活性化、効果的・効率的な行政運営に努めます。
- 長期持続可能な財政運営の実現と創意工夫による財政健全化に努めるため、計画的な財政運営や財源の確保と経費の節減に努めます。
- 各種広域計画に沿って、事務事業の共同化と連携強化を図り、行財政運営の効率化と圏域の活性化を図るとともに、農商工観光や広域交通、土地利用など、広域的な重点課題における連携強化に努めます。



5つの基本目標を実現するための施策体系は以下のとおりです。

〔施策体系〕

基本目標		基本施策		施策	
1	美しい里地里山で つながり支え合える 安心なまち	1	自然環境の保全	1	自然環境
				2	地球環境
		2	生活基盤の整備	1	土地利用・都市計画
				2	道路網
				3	公共交通機関
				4	水道
				5	河川・用排水路
				6	下水道
		3	生活環境の充実	1	住宅
				2	公園・緑地
				3	環境衛生・環境美化
		4	生活安全対策の推進	1	防災
				2	消防・救急
				3	交通安全
				4	防犯
				5	消費者保護
2	子どもから大人まで 地域で誇りを持って 生きられるまち	1	保健・医療の充実	1	保健
				2	医療
		2	福祉・社会保障の充実	1	地域福祉
				2	高齢者福祉
				3	障害者(児)福祉
				4	母子・父子福祉、低所得者福祉
3	若者から高齢者まで 生きがいと希望を 持って暮らせるまち	1	農林業の振興	1	農業
				2	林業
		2	商工業の振興	1	商業・サービス業
				2	工業
		3	観光の振興	1	観光
				2	道の駅
		4	就労環境の充実	1	雇用・勤労者対策
4	誰でもどこでも 育み学びあえる 魅力に満ちたまち	1	学校教育・就学前保育・ 教育の充実	1	子育て環境
				2	学校教育
		2	生涯学習の推進	1	生涯学習推進体制
				2	社会教育
				3	文化・芸術
				4	スポーツ・レクリエーション
		3	尊重しあう社会の形成	1	男女共同参画
				2	人権尊重
				3	国際交流・国内交流
5	みんなが参画し みんなで決める 自治自立のまち	1	自治自立の行財政の推進	1	住民参加・コミュニティ
				2	地域情報化
				3	行政運営
				4	財政運営
				5	広域行政

第Ⅲ部

前期基本計画

第 1 章 重点施策

第 1 節 重点施策の位置づけ

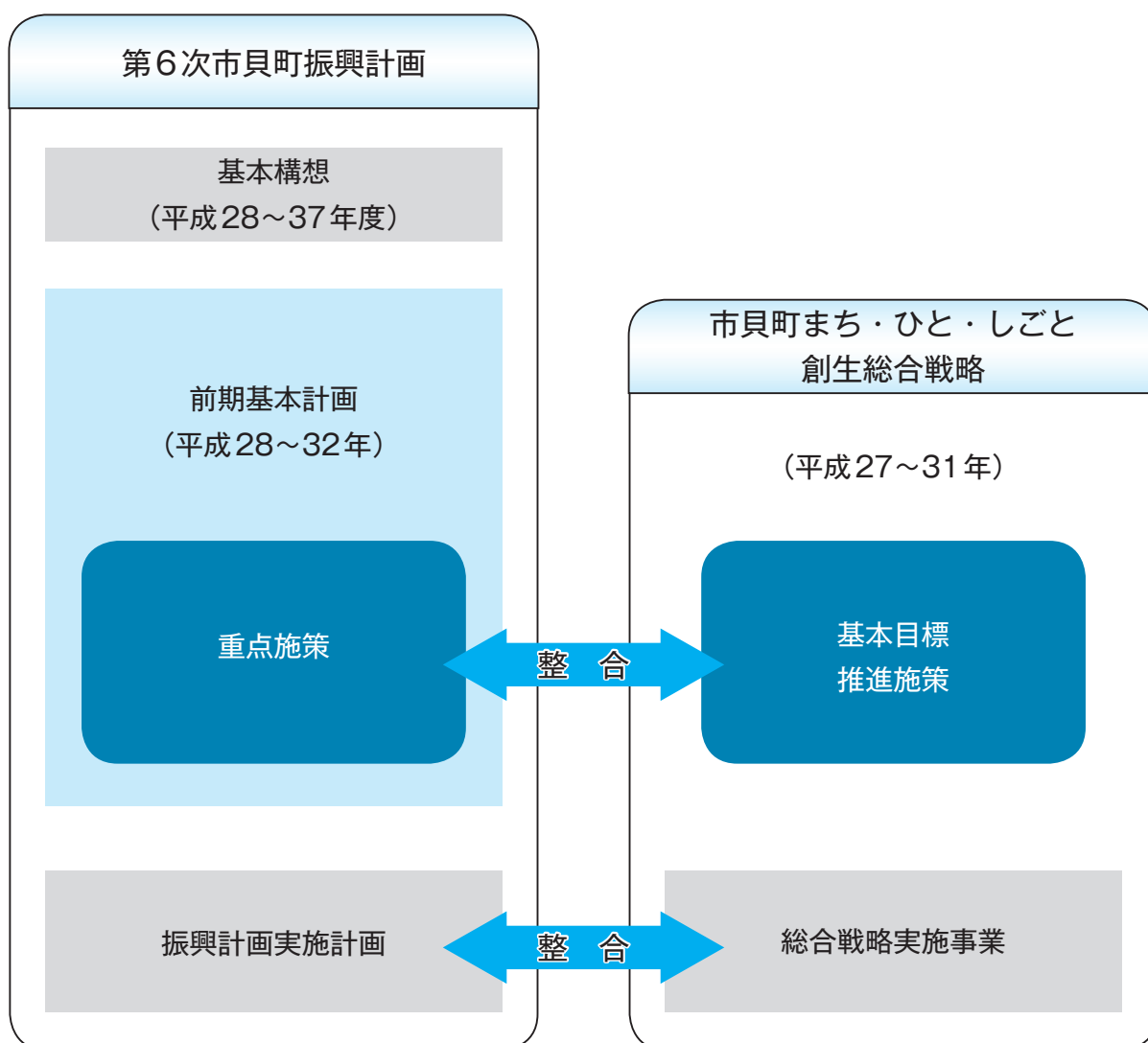
第 2 節 重点施策の展開

第 1 節 重点施策の位置づけ

前期基本計画は、基本構想に掲げる将来像やまちづくりの基本目標、施策の大綱を実現するため、各施策の方向性や事業などを示すことになります。

また、当町では、平成 27 年度に、「市貝町人口ビジョン」を策定し、予想される人口減少に歯止めをかけるべく、「市貝町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。この「市貝町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、基本目標や推進施策の実現に向けて、「第 6 次市貝町振興計画」と相互連携し、当町の経営資源を最大限に活用しながら推進することとしています。

そこで、前期基本計画（平成 28～32 年度）においては、「市貝町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と相互連携を図り、重点的に取り組むため、「市貝町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標や推進施策を重点施策として位置づけます。



第2節 重点施策の展開

重点施策では、4つの基本目標と推進施策を設定します。

基本目標	推進施策
基本目標 1 環境と経済を両立した地域産業の構築と雇用の創出	1-1 農業の活性化と担い手の確保
	1-2 農商工観光が一体となった産業振興
	1-3 雇用促進につながる企業支援と企業誘致
基本目標 2 魅力発信による観光・交流の促進	2-1 サシバの里づくりによる認知度向上と「市貝ファン」の発掘
	2-2 道の駅「サシバの里いちかい」を活用した観光・交流の推進
	2-3 転入者・移住者への環境整備
基本目標 3 若い世代に選ばれる子育て支援の充実	3-1 子育て家庭にやさしい環境の充実
	3-2 次代を支える力と郷土愛が育つ教育の充実
	3-3 町ぐるみでの結婚支援
基本目標 4 美しい里地里山で健康で安心して暮らせる地域づくり	4-1 誰もが健康で暮らせるまちづくり
	4-2 多くの世代がふれあう機会の充実
	4-3 安全で利便性が高いまちづくり

基本目標 1 環境と経済を両立した地域産業の構築と雇用の創出

【基本的な方向】

基幹産業である農業をはじめとし、市貝町の産業は、全般的に厳しい状況となっており、住民アンケート調査においても、「雇用の促進」や「観光の振興」、「商業の振興」、「工業の振興」で、3割以上の高い不満度という形で出ています。

こうした町民の意向を踏まえ、まちの元気を生み出し、働く場所を確保するためには、経済的な活力が必要であることより、環境と経済が両立した地域産業の構築が重要となります。

そこで、基幹産業である農業振興を中心に企業等の新增設支援により雇用環境の充実を図り、定住促進につなげます。

また、当町の主力産業である農業は、農家の減少と高齢化が進み、耕作放棄地が年々増加している状況ですが、美しい里地里山、景観形成、地域のつながり、町の知名度向上など、当町の発展のためには、不可欠な産業となっています。

そのため、農業の持続的な発展に向けて、担い手はもとより、小規模農家や高齢農家を含む多様な農業経営の推進を図るとともに、農商工観光が一体となり、農業を中心に産業振興を推進します。

推進施策 1	農業の活性化と担い手の確保
施策のねらい	町の主力産業として、担い手の育成を図るとともに、農地の集積・集約化を図り、安定した強い農業振興を推進します。
施策概要	○農地の集積や集約化などによる農業経営基盤の強化を図るとともに、計画的な農政を推進します。 ○農業後継者の育成や新規就農者の確保を図るとともに、農業生産法人の育成、集落営農組織の法人化を促進します。 ○安全安心な農産物、それらを使用した農産物加工品を「サシバの里ブランド」として認定し、付加価値を伴った商品の販売を促進します。 ○美しい里地里山に適した安全な農村環境づくりを進めます。 ○ICT（情報通信技術）や高度な環境制御技術、新品種等を活用した生産性の向上や省力化など、必要に応じ、新しい農業生産技術の導入を図ります。
主な事業	●新規就農支援 ●環境保全型農業 ●サシバの里ブランド認定事業

推進施策2	農工商観光が一体となった産業振興
施策のねらい	地域の特色を生かした各産業の振興を推進するとともに、各産業が連携した産業振興を図ります。
施策概要	○地域のむらづくり団体と協働した6次産業化の取組や農業分野への企業参入の促進を推進します。 ○町、商工会、企業が連携し、県・広域圏と連携を図りながら、創業を支援する体制を整備します。 ○創業や新分野進出を各種制度を活用し、支援します。 ○研修や交流活動等を通じた事業者の育成に努めます。 ○各種イベントへの積極的な出店を促し、商工業の活性化を図ります。 ○地元での購買促進のため、いちかいプレミアム商品券の拡充を図ります。 ○地域通貨の導入により、各施策と連携し、商業の振興を図ります。 ○旧市街地を中心として、農業や工業とも連携した空き店舗の利活用などにより、新規出店を図ります。 ○買い物弱者への利便性向上を図ります。 ○既存の特産品の魅力化と販売促進を図るとともに、新たな農工商連携による市貝ブランドの企画・開発に努めます。
主な事業	●6次産業化の推進 ●商工業振興対策事業 ●空き店舗対策 ●創業支援 ●新商品・新技術開発事業

推進施策3	雇用促進につながる企業支援と企業誘致
施策のねらい	既存事業所の経営基盤の強化を図り、新分野への進出や創業を支援するとともに、優良企業の新增設の支援に努めます。 また、安定した雇用の促進と、勤労者対策の充実に努めます。
施策概要	○企業等の新增設に向けたプロジェクトチームを組織化するとともに、企業誘致促進条例に基づき、支援を行っていきます。 ○異業種交流の促進、新分野進出への支援、融資制度の活用促進、経営・技術支援体制の充実などにより、既存の地域企業の高度化と経営基盤の強化を図ります。 ○次世代の地域からの企業化に向けて、子どもたちに対して、地域の産業や手づくりの技術・文化などにふれる機会の充実に努めます。 ○産業振興や実践型地域雇用創造事業を活用した雇用の創出を図ります。 ○就労実態を把握し、適正な就労条件、就労環境の充実に努めます。
主な事業	●商工会の支援 ●中小企業支援事業 ●就労対策事業

基本目標 2 魅力発信による観光・交流の促進

【基本的な方向】

当町は、豊かな自然環境を保全し、自然環境と共生しながら、各地域の特性を生かし、快適で安心して暮らせるまちを目指しています。

それを実践するため、サシバのすむ自然豊かな里地里山を土台として、環境保全を中心に農業、商工観光を主要な柱とし、「サシバの里」づくりを推進しています。

この「サシバの里」を当町のブランドと位置付け、町民との協働で魅力向上に努め、その魅力を発信することにより、当町の認知度を高め、「サシバの里いちかい」のファンを発掘し、観光交流を推進し、定住促進につなげていきます。

また、自然資源と歴史的資源を生かし、観光基盤の整備や観光情報を積極的に発信するとともに、新たな観光拠点として観光・交流に寄与するよう、道の駅「サシバの里いちかい」を充実します。

さらに、生活基盤を整備し、当町への転入・移住を推進します。

推進施策 1	サシバの里づくりによる認知度向上と「市貝ファン」の発掘
施策のねらい	サシバの舞う豊かな里地里山で、「サシバの里づくり」を推進し、当町の認知度向上と市貝ファンの発掘を進めます。
施策概要	○「市貝町サシバの里づくり基本構想」に基づき、市貝町全体を「サシバの里」ブランドと位置づけ、豊かな「自然共生社会」を実現するため、「サシバの里」づくりに必要となる取組や方策を推進します。 ○サシバのすむ自然豊かな里地里山を土台として、環境保全を中心に農業、商工観光を主要な柱とし、「サシバの里」づくりを推進します。 ○「サシバの里」のイメージ映像や、サシバについてのパネル展示、道の駅周辺で観察できる生きものの生態展示を行うなど、「サシバの里」のPRを拡充します。 ○町の魅力を町外に発信するため、ふるさと納税の推進を図ります。 ○町内各地での親水空間の整備など良好な自然空間の創造に努め、自然に親しむ活動を推進します。 ○教育や農商工業、観光、生涯学習など、幅広い分野における地域間交流を促進します。
主な事業	●市貝町サシバの里づくり事業 ●ふるさと納税推進事業 ●ピオトープの整備・活用事業 ●サシバ都市交流・連携事業

推進施策2	道の駅「サシバの里いちかい」を活用した観光・交流の推進
施策のねらい	「サシバの里」の入り口としての道の駅「サシバの里いちかい」を中心に、自然資源と歴史的資源を生かした観光・交流のまちづくりを推進します。
施策概要	○道の駅周辺の里地里山や体験農園を利用して、生きものの観察や、農業体験などを実施し、多様な交流の提供を図ります。 ○道の駅「サシバの里いちかい」に町民参加による賑わい拠点の創出を図ります。 ○道の駅周辺、あるいは市貝町内を周遊し、自然、産業、歴史、文化などが体感できるコースや、季節に応じて、テーマを決めたエコツアーなどにより、外国人観光客やリピーターの増加に努めます。 ○観光交流拠点である道の駅「サシバの里いちかい」と連携し、観光基盤の充実を図ります。 ○観光パンフレット、ホームページ、マスコミへの情報提供など、町の観光情報を積極的に発信します。 ○イメージキャラクター「サシバのサッちゃん」などを活用し、観光情報を含めた町のPRを図ります。 ○県内・芳賀地区など広域的な周遊ルートを策定し、観光情報の発信や観光キャンペーンを充実します。 ○グリーンツーリズムや民泊体験による都市と農村の交流を図ります。
主な事業	●観光戦略計画策定事業 ●観光協会支援 ●都市農村交流事業 ●小さな拠点づくりにおける道の駅活性化事業 ●芝ざくら公園観光活性化事業 ●道の駅出店者振興組合支援事業

推進施策3	転入者・移住者への環境整備
施策のねらい	「サシバの里」や道の駅「サシバの里いちかい」などによる当町の認知度向上や観光・交流人口の増加を活用し、当町への移住を推進するため、居住環境の整備を図ります。
施策概要	○定住促進に向け、計画的な住宅・宅地の供給や住環境の整備を図ります。 ○土地利用や建築に関する適切な指導を行いながら、民間による良好な住宅・宅地の分譲・賃貸を促進します。 ○町民の快適な居住環境の向上を図るため、住宅リフォーム助成制度等について検討します。 ○防犯・防災・衛生環境対策を目的とした空き家解体助成制度など、包括的な空き家対策を検討します。 ○空き家の有効活用や定住促進を図るため、空き家リフォーム助成制度や空き家バンク制度等について検討します。
主な事業	●定住促進 ●空き家対策 ●結婚生活応援・住宅支援事業 ●ウエルカムいちかい・商品券事業

基本目標 3 若い世代に選ばれる子育て支援の充実

【基本的な方向】

当町の自然増減では、平成 15 年より、死亡者数が出生者数を上回り、自然減で推移しており、年少人口と生産年齢人口が減少傾向にあるため、若い世代に選ばれ、安心して子どもを産み育てる環境を整備することが必要となっています。

そこで、結婚から妊娠・出産・子育てまでの切れ目のないライフステージに対応するため、一貫した子育て支援の体制の構築、子育て世帯への経済支援の拡充、若い世代が定住を選ぶための住宅支援などを推進します。

さらに、子どもの健やかな成長を支えるための教育環境として、きめ細かい指導を行う教育を推進するとともに、当町への郷土愛が育つ教育に努めます。

一方、少子化対策を地域全体で取組むため、町民との役割分担を明確にし、町全体で、結婚を支援し、家庭を築き、安心して子育てできる環境づくりに努めます。

推進施策 1	子育て家庭にやさしい環境の充実
施策のねらい	すべての家庭が安心して子育てできるよう、地域全体で子育て家庭を支えるとともに、一人ひとりの個性を生かした幼児教育・保育を推進します。
施策概要	○安心して子どもを産み、育てられるよう、妊婦健診、子ども医療の充実などの支援を行います。 ○各種予防接種や健康診査などのきめ細かな情報を提供し、受診しやすい体制づくりを推進します。 ○ニーズに対応した子育て支援事業の充実や親子が集える場所の提供など子育て環境の整備に努めます。 ○子どもを持つ親の経済的な負担を軽減するため、各種手当の利用促進や各種助成の充実に努めます。 ○不妊治療費の補助を実施します。 ○延長保育や休日保育など、保護者の就労形態の多様化や保護者のニーズに対応した保育内容の充実に努めます。 ○地域子育て支援センターの充実など、地域の子育て環境の整備を推進します。 ○幼保小の連携を図りながら教職員・保育士等の資質向上を図ります。 ○家庭教育学級や親子教室を開催し、保護者の教育力の向上、仲間づくりを推進します。 ○女性の働きやすい環境の整備に努めます。 ○ワーク・ライフ・バランスの啓発に努めます。
主な事業	●子育て支援 ●放課後児童対策 ●入学準備支援事業 ●予防接種・健康診査・子育て等メール配信事業 ●保育料の減免 ●出産準備手当 ●子ども医療費助成 ●不妊治療費助成

推進施策2	次代を支える力と郷土愛が育つ教育の充実
施策のねらい	生きる力と生涯にわたって学び続ける意欲と夢を持ち、温かくたくましい子を育てます。 また、地域の教育など郷土愛が育つ教育を進め、子どもたちが「いつかは帰りたい」町として、Uターンを推進します。
施策概要	○基本的にわかりやすい授業、自ら学ぶ意欲を引き出す授業の充実、学校、家庭、地域社会との交流をとおして、心豊かでたくましい児童生徒の育成を目指します。 ○豊かな感性と情操を養い、基礎学力に必要な読解力を養う図書活動の充実を図ります。 ○社会人講師や地域ボランティアを活用し、地域の自然、文化、歴史、社会体験学習の機会づくりに努めます。 ○身近な自然や人材を活用して、環境教育の充実を図ります。 ○防犯や災害対策等の安全・安心な教育環境づくりに努めます。 ○通学路の安全確保を図るとともに、地域の協力を得て、こども110番の家を充実します。 ○児童生徒を持つ家庭の経済的負担を軽減するため、各種手当の利用や各種助成、進学支援などを充実します。 ○PTA活動など、学校・家庭・地域社会との連携の活性化に努めます。 ○子ども会育成会、スポーツ・体験活動、地域の行事等をとおして、交流活動の活性化を図ります。
主な事業	●教育内容の充実 ●教育環境の充実 ●結婚生活応援・奨学金支援事業 ●児童生徒への経済的な支援 ●学校と家庭、地域社会との連携

推進施策3	町ぐるみでの結婚支援
施策のねらい	少子化が進み、就労形態が多様化し、地域コミュニティが希薄となっていることから、家庭、地域、行政が明確な役割分担のもと、地域全体で少子化対策を図るため、町ぐるみで結婚を支援します。
施策概要	○町ぐるみで結婚を支援し、家庭を築き、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進する「後継者結婚相談」事業を充実します。 ○とちぎ出会いサポート事業(結婚支援事業)と連携し、独身者の結婚活動を支援し、「出会いの場」創出事業として、出会い応援事業を実施するとともに、イベント情報の提供事業を行います。
主な事業	●結婚相談事業 ●婚活イベント事業 ●結婚アプローチ・商品券事業 ●出会いから結婚までのコーディネート事業

基本目標 4 美しい里地里山で健康で安心して暮らせる地域づくり

【基本的な方向】

人口減少対策を展開する一方、人口減少や核家族化による地域コミュニティの希薄化は、生活基盤としての機能を持つ地域社会の重要な課題となっています。

また、交通が不便であっても、子どもからお年寄りまでが安心して外出できるよう生活基盤の充実を図ることが必要です。

そこで、若い世代に選ばれる環境づくりが重要となっている当町において、高齢化の影響を勘案し、地区内で多くの世代がふれあい、町民同士のつながりをさらに強める地域環境の整備を推進し、町民の健康寿命の延伸と地域コミュニティの活性化につなげます。

また、安心した地域づくりに向けた地域防災力の向上とともに、生活の足となる新たな交通ネットワークの構築を図ることを通じて、いつまでも暮らし続けることのできる安全と利便性を兼ね備えた地域社会を目指します。

推進施策 1	誰もが健康で暮らせるまちづくり
施策のねらい	誰もが住みなれた地域の中で、健康で安心して暮らすことができるよう、地域で支えあいながら、健康寿命の延伸に向けた町民の健康づくりを充実します。
施策概要	○生涯を通じた健康維持、疾病の予防・早期発見、寝たきりや認知症予防のために、健康診査、健康相談・健康教育、訪問指導などの保健事業を実施します。 ○生活習慣病予防の啓発と日常生活改善のための運動を推進します。 ○年代別の具体的指標の設定など、ライフスタイルに応じた健康づくりの推進を図ります。 ○保健・福祉分野と生涯学習・生涯スポーツ分野が連携し、健康づくり講座や町民祭などの充実を図ります。 ○食生活改善推進員など、健康づくりや食育に取り組むボランティアの育成及び活動を支援します。
主な事業	●各種健康診査 ●健康づくり ●生涯スポーツの推進 ●食育の推進

推進施策2	多くの世代がふれあう機会の充実
施策のねらい	自治組織を母体に、新たな地域振興やふるさとづくりを行うため、「お互い助け合っていく」というコミュニティ意識の高揚を図るとともに、町民の創意工夫により、個性的な地域活動を展開し、連帯意識の醸成に努めます。
施策概要	○地区単位や町全体の自主的・個性的な地域づくり活動を促進します。 ○地域づくりのため、情報の提供やイベントによる交流機会の拡大、人材の発掘、リーダーの養成などに努めます。 ○自治公民館など、地域づくり活動の拠点となる地区集会施設の充実を図るとともに、学校など公共施設の地域開放と積極的に連携します。 ○NPO法人格取得の促進やボランティア活動の支援など、地域づくり活動団体の育成に努めます。 ○地域や子どもの見守り隊を充実します。 ○高齢者のボランティア活動への報償としてのポイント制の導入を検討します。
主な事業	●地域づくり活動への支援 ●ボランティア活動への支援 ●地域交流拠点づくりの推進

推進施策3	安全で利便性が高いまちづくり
施策のねらい	生活基盤を充実し、自然環境と共生しながら、各地域の特性を生かし、安全で暮らしやすいまちづくりを推進します。 また、調和のとれた土地利用と長期的視野に立った都市計画を推進します。
施策概要	○長期的視野に立った住宅地・商業用地・工業用地などを含め、都市計画を推進するとともに、コンパクトシティや小さな拠点づくりも検討します。 ○高齢化の進行に対応し、歩道の整備、障害者用トイレや各種案内板の整備など、高齢者や障害者、子どもたちにやさしいまちづくりを促進します。 ○町、関係機関、交通事業者、地域住民が協働で公共交通のネットワークの形成を図り、交通機関の維持・充実を図ります。 ○デマンドタクシー「サシバふれあい号」の利便性を向上させ、利用促進を図ります。 ○近隣市町が運行するデマンドタクシーとの乗り継ぎ等の連携策について研究を進めます。 ○住宅の防災対策の促進、防犯体制や交通安全の充実、生活道路や公園の整備、下水道施設の設置促進など、安全で快適な居住環境の整備を促進します。
主な事業	●調和のとれた土地利用 ●長期的な視野に立った都市計画 ●利便性が高い公共交通ネットワーク ●安全で快適な居住空間の創出

第2章 分野別計画の展開

- 第1節 美しい里地里山でつながり支え合える安心なまち
- 第2節 子どもから大人まで地域で誇りを持って生きられるまち
- 第3節 若者から高齢者まで生きがいと希望を持って暮らせるまち
- 第4節 誰でもどこでも育み学びあえる魅力に満ちたまち
- 第5節 みんなが参画しみんなで決める自治自立のまち

第1節 美しい里地里山でつながり支え合える安心なまち

基本施策 1－1 自然環境の保全

基本施策 1－2 生活基盤の整備

基本施策 1－3 生活環境の充実

基本施策 1－4 生活安全対策の推進

基本施策 1－1 自然環境の保全

基本施策		施策		具体的な施策	
1	自然環境の保全	1	自然環境	1	計画的な環境行政の展開
				2	サシバの里づくりの推進
				3	自然環境の保全・創造
				4	自然とふれあいの促進
		2	地球環境	1	地球環境の保全



施策 1－1－1 自然環境

□ 基本方針

○地域の自然環境を保全し、自然と共生するまちづくりを進めます。

□ 現況と課題

○当町は、希少な動植物が生息し、広葉樹の森が広がる里山の地です。この豊かな自然は、私たちの誇りであり、後世に引き継いでいくことは、現代を生きる町民一人ひとりの責務です。都市化のなかで、無益な自然破壊を極力さけ、貴重な自然を持続的に残していく取組が求められており、町では「経営体育成基盤整備事業」による農地の区画整理においても、環境にやさしい工法の採用などにより生態系の維持・確保に努めています。また、町民や訪問客が自然とふれあい、自然について学習する機会の拡大も図っていく必要があります。

○近年、農家の減少や高齢化によって谷津田をはじめとした耕地の放棄が増加傾向にあります。また、人間の経済活動や生活の多様化などの結果、生物相が単純化してしまうという問題も引き起こされています。最近では、環境にやさしい農業の推進や生態系に配慮した基盤整備等により、里地里山の保全再生を目指す取組も進められていますが、今後このような取組をどう展開していくかといった課題があります。

○このような中、当町では平成 25 年度にサシバの里づくり基本構想を策定したところであり、サシバをシンボルとして自然と共生したまちづくりの推進が求められます。



□ 施策の展開

施策名		展開
1	計画的な環境行政の展開	①計画的な環境行政の指針となる環境基本計画の策定を検討します。 ②公共施設のLED電球への切り替えを計画的に進めます。
2	サシバの里づくりの推進	①市貝町サシバの里づくり基本構想に基づき、市貝町全体を「サシバの里」ブランドと位置づけ、環境と経済が両立する市貝町の将来像を明らかにし、豊かな「自然共生社会」を実現するため、「サシバの里」づくりに必要となる取組や方策を推進します。 ②サシバのすむ自然豊かな里地里山を土台として、環境保全を中心に農業、商工観光を主要な柱とし、「サシバの里」づくりを推進します。
3	自然環境の保全・創造	①圃場整備事業や治山治水事業、宅地造成などにあたっては、各種規制に基づき、乱開発の防止と、計画的な土地利用の促進に努めるとともに、自然環境・景観への配慮に努めます。 ②町民や関係機関と協力し、貴重な動植物の調査をし、環境保護の条例の制定を検討します。 ③水源の涵養、災害の防止、潤いのある景観の確保など、森林の公益的機能の保全を図ります。 ④ごみの不法投棄の防止活動や町民・団体機関等が主体となった清掃活動を推進します。 ⑤関係機関と連携しながら、生態系をかく乱する外来種の移入・生息を監視するとともに、予防対策に努めます。
4	自然とのふれあいの促進	①地域の町民や団体が主体となって実施する一斉清掃を実施します。 ②町内各所での親水空間の整備など、良好な自然空間の創造に努め、自然に親しむ活動を促進します。 ③住民参画のもとに、圃場整備事業地域等における希少な動植物の保全に努めます。

□ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
サシバの生息数※	21つがい	21つがい
夏季湛水田面積	0㎡	3,000㎡
ビオトープ設置数 (圃場整備事業に係る生態系保全用地)	9箇所	11箇所

※町中部地域の4km×4kmの範囲における生息数であり、絶滅が危惧されていますが、サシバの里づくりの推進により、現状の維持を目指します。

☐ 関連計画

計画名	計画期間
サシバの里づくり基本構想	平成26年度～平成30年度

☐ 町民の役割

- 貴重な動植物の乱獲や外来種の流入防止に努めるとともに、生物生息調査に参加します。
- 子どもから高齢者まで、自然を守り、自然にふれあう活動に参加します。
- 環境と経済の両立を目指し、「サシバの里」に協力します。
- 「サシバの里」づくりのため、里地里山の大切さやおもしろさを学びます。



施策 1－1－2 地球環境

□ 基本方針

○身近な自然環境の保全から地球環境の保全も意識した環境保全のまちづくりを図ります。

□ 現況と課題

- 現在、二酸化炭素など温室効果ガスの増加による地球温暖化など、地球規模での環境問題が大きな課題となっています。町としても、温室効果ガスの自然再生エネルギーを活用した発生抑制とともに、石油・ガス・ガソリン・電気等の資源の節約を啓発しエコ社会の実現を目指し地球規模の環境保全の実践に努めることが求められます。
- 身近な地域の自然環境の保全から、地球スケールの環境の保全まで、学び、実践するまちづくりが求められています。

□ 施策の展開

施策名		展開
1	地球環境の保全	①地球環境問題への理解を深めるため、町で行っている自然再生エネルギー事業や生ごみ堆肥化事業・資源ごみ回収奨励金事業等の周知啓発を行い貴重な資源の有効利用に努めます。 ②地域の住民へのエコ社会への啓発活動を実施します。

□ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
低公害車導入台数(公用車)	1台	6台

□ 町民の役割

○地球環境問題への理解を深め、生活様式などの見直しに努めます。

基本施策 1－2 生活基盤の整備

基本施策		施策		具体的な施策	
2	生活基盤の整備	1	土地利用・都市計画	1	調和のとれた土地利用の推進
				2	長期的視野に立った都市計画の推進
				3	魅力的な街並み・家並みの形成
				4	景観の保全・創造
		2	道路網	1	道路網の整備
				2	道路環境の向上
		3	公共交通機関	1	真岡線の維持・充実
				2	バス路線網の維持・充実
				3	デマンドタクシー「サシバふれあい号」の充実
		4	水道	1	水道事業の安定
				2	節水意識の啓発
		5	河川・用排水路	1	有効な水利用の促進
				2	安全な水環境づくり
				3	水と親しむ空間の拡大
		6	下水道	1	公共下水道の普及促進
				2	農業集落排水の普及促進
				3	合併処理浄化槽の普及促進

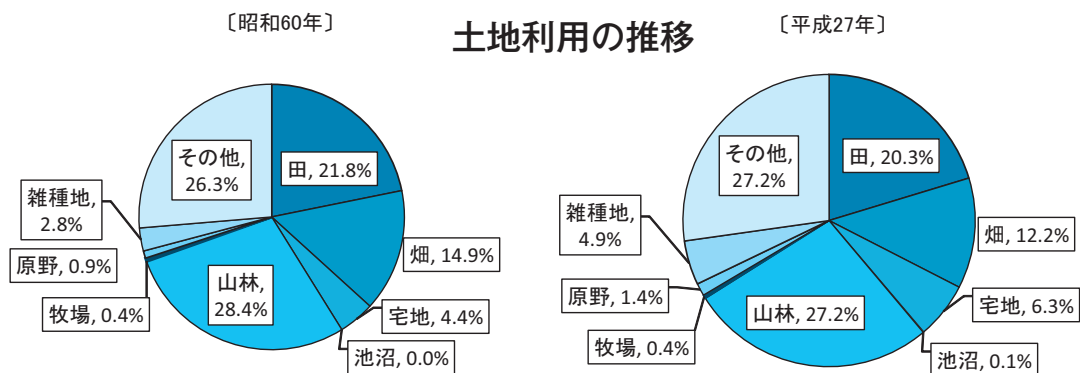
施策 1－2－1 土地利用・都市計画

□ 基本方針

○調和のとれた土地利用と長期的視野に立った都市計画を推進します。

□ 現況と課題

- 当町の総面積 6,425ha となっており、地目別の構成比は、山林が 27.2%、田が 20.3%、畑が 12.2%、宅地が 6.3% などとなっています。(平成 27 年 1 月現在)
- 農業振興地域は 6,293 ha (総面積の 98.0%) で、うち農用地は 1,569 ha (同 24.4%) です。
- 自然公園法に基づく那珂川県立自然公園指定区域が 295ha (普通地域 181ha、特別地域 114ha) あります。
- 当町は、中部から北部にかけては喜連川丘陵で、複雑に緩傾斜した丘陵地が大部分を占め、その多くは山林となっています。河川沿いに低地が広がり、田や畑、宅地などに利用されています。一方、南部は関東平野の一部を成し、農地や宅地を中心とした利用となっています。
- 都市計画は、昭和 50 年に全町域が都市計画区域に指定され、昭和 51 年、市塙と赤羽の既成市街地が第一種住居地域に、赤羽工業団地が工業専用地域に用途指定されました。その後、平成 4 年に赤羽西部工業団地が工業専用地域に用途指定され、平成 27 年 4 月現在、第一種住居地域 89ha、工業専用地域 35ha、計 124ha (総面積の 1.93%) となっています。また、平成 14 年には市貝町総合運動公園が都市公園に指定されています。さらに、次期マスタープランでは、少子高齢化社会を見据えた長期的なまちづくりの方針についての見直しの検討が必要となっています。
- 当町では、明治以来、農地の区画整理に取り組み、農業的土地利用の効率化を図るとともに、昭和 40 年代以降の赤羽工業団地、赤羽西部工業団地の造成により、工業的利用地の集積を確保しました。しかしながら、宅地は、南部地域を中心に小規模な宅地造成が続いており、農地と宅地が混在するスプロール(虫食い)現象もみられます。また、条件不利地を中心に遊休農地化や山林の荒廃も一部にみられます。
- 当町の歴史的風土、地理的条件、自然環境などの地域特性を生かしながら、農地や山林の保全と計画的な宅地化を誘導していくことが求められます。
- 景観は、八溝山系の山林を背景に田畑と落ち着いた家並みが広がる優れた自然景観を有し、芝ざくら公園や観音山梅の里に代表される花の景観づくりも盛んに行われています。一方で、田畑の荒廃や、用途の異なる建物や多様な素材や色彩・デザインの建物の混在、幹線道路沿線への広告物の設置などが課題となっています。そこで、「都市計画マスタープラン」等に基づきながら、計画的な景観形成を図っていく必要があります。



資料：芳賀地区統計書

施策の展開

施策名		展開
1	調和のとれた土地利用の推進	①土地利用の誘導にあたっては、国土利用計画法、自然公園法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律など、各種の土地利用関係法や、市貝町土地利用に関する事前指導要綱の適切な運用に努めます。 ②土地利用の誘導に際し、「市貝町都市計画マスタープラン」、「市貝町農業振興地域整備計画」、「市貝町森林整備計画」など関係計画との整合を図ります。 ③国土利用計画法に基づく「市貝町国土利用計画」の策定を検討します。 ④地籍調査事業については、国土調査事業第6次十カ年計画により着手する予定です。
2	長期的視野に立った都市計画の推進	①「市貝町都市計画マスタープラン」に基づき、長期的視野に立った住宅地・商業用地・工業用地などを含め、都市計画を推進するとともに、コンパクトシティや小さな拠点づくりも検討します。 ②主要地方道宇都宮茂木線芳賀・市貝バイパス沿線の有効活用を図り、道の駅を中核とした新たな交流拠点づくりに努めます。 ③公共下水道や都市公園など、都市施設の整備を図るとともに、都市計画道路整備事業、土地区画整理事業など各種の都市基盤整備手法の導入を検討していきます。
3	魅力的な街並み・家並みの形成	①高齢化の進行に対応し、歩道の整備、障害者用トイレや各種案内板の整備など、高齢者や障害者、子どもたちにやさしいまちづくりを促進します。 ②緑化や花いっぱい運動の促進、建築・看板デザインの誘導などにより、個性的な、美しい街並み景観の形成に努めます。
4	景観の保全・創造	①ヒマワリ、コスモス、レンゲなどの景観作物の植栽により、農地や森林の景観形成に努めます。 ②町民と協力しながら、名木や古木、史跡、民家、神社、仏閣など、歴史的景観を保全し、次世代への伝承を図ります。 ③大規模な建築や開発にあたっては、建築協定等を活用し、自然や街並みと調和した色彩やデザインの採用など、景観誘導のための適正な指導、助言に努めます。 ④屋外広告物の適正な配置を促進するため、屋外広告物法や栃木県屋外広告物条例の適切な運用を図ります。 ⑤計画的な景観行政の推進にむけ、景観形成計画やガイドラインの策定、条例・要綱等の制定を検討します。

☐ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
地籍調査進捗率	0%	9.76%

☐ 関連計画

計画名	計画期間
市貝町都市計画マスタープラン	平成9年度～平成27年度

☐ 町民の役割

- 土地利用や都市計画について、創意工夫し、積極的に発言します。
- 土地利用や都市計画に関する各種規制を遵守します。
- 計画的な市街地・集落環境整備を図る各種事業に協力します。
- 世帯ごと、地域ごとに、美しい街並み景観の形成に努めます。
- 地域での花いっぱい運動や、住宅、事業所などの花づくり・緑化を進めます。
- 建築物、広告などは、周辺の景観と調和するデザイン、材質等の採用に努めます。



施策 1－2－2 道路網

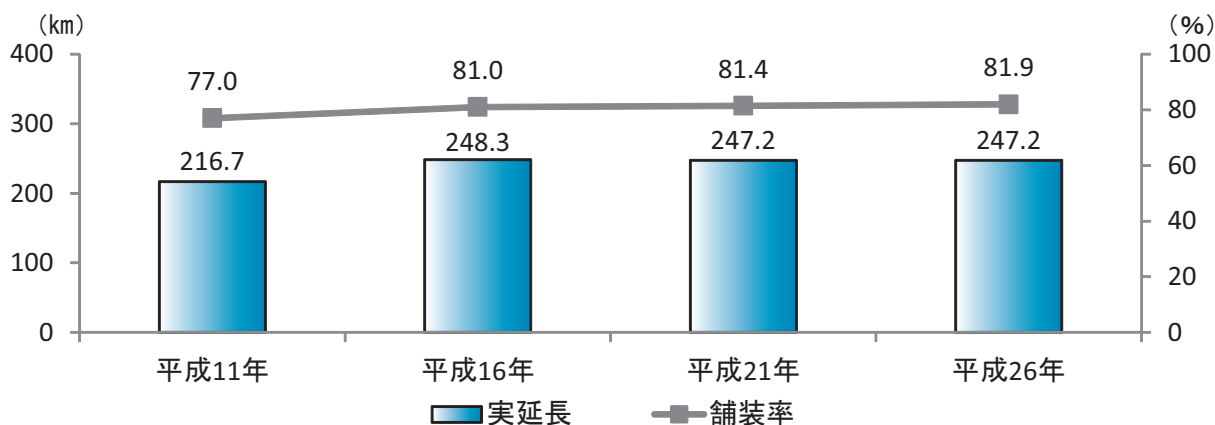
□ 基本方針

○安全で快適な道路網と、うるおいのある道路空間の形成を図ります。

□ 現況と課題

- 当町は、宇都宮市と茂木町、さらには水戸市を結ぶ交通軸上に位置し、東西の幹線道路として、南部地域に国道 123 号が、中部地域に主要地方道宇都宮茂木線が走っています。また、県道市塙北長島線は、これらのバイパス路線としての役割を担っています。
- 町内の南北の幹線道路として主要地方道真岡那須烏山線や県道黒田市塙真岡線、県道杉山石末線があり、この主要な交通軸に、主要地方道宇都宮向田線、県道芳賀茂木線、県道塙芳賀線が接続しています。
- 町内の国県道は、平成 26 年 4 月現在の実延長が約 48.0km で、改良率は 97.8%、舗装率は 100%です。町道は、当町の南北交通軸を補完する市塙田野辺線や市塙椎谷線など計 306 路線あり、平成 27 年 4 月現在、実延長は約 248.4km、改良率は 82.5%で、舗装率は 82.0%です。橋梁は 78 箇所あり、橋長 847 mで、すべて永久橋です。
- 地形的条件から、等高線に沿って大きく迂回する形状の道路が多く通過時間のロスを生じているほか、狭隘な道路も多く、生活道路の舗装率は低くなっています。
- 自動車交通の発展は、町の産業や生活水準の向上に欠かせないことから、今後も、広域幹線道路や町内幹線道路、地区内生活道路の計画的な整備を進める必要があります。また、歩車道分離による安全確保、高齢者や障害者・子どもに配慮した道づくり、道路緑化や花いっぱい運動等による環境の整備、災害に強い道づくりなど、道路環境の質的な向上も課題です。

町道の実延長と舗装率の推移



□ 施策の展開

施策名		展開
1	道路網の整備	①当町の主要な東西交通軸となる主要地方道宇都宮茂木線芳賀・市貝バイパスの開通に伴い、域内交通の円滑化を図る幹線道路の整備・改良を推進していきます。 ②生活道路については、町民ニーズを勘案しながら、集落環境の改善や産業の振興に結びつく路線整備を順次計画し、事業化を図ります。 ③生活道路の改良舗装工事を計画的に推進します。
2	道路環境の向上	①通過車両や観光客の増大に対応して、わかりやすいサインによる誘導を図ります。 ②歩道・交通安全施設の設置により、高齢者や障害者・子どもに配慮した道づくりに努めます。 ③良好な景観形成に配慮したガードレールの導入などにより、うるおいある道路景観づくりに努めます。 ④法面の保護・緑化対策により、災害に強い道づくりに努めます。 ⑤花いっぱい運動や町の緑化事業と連携し、沿線の景観整備に努めます。

□ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
認定町道舗装率	81.9%	82.5%
認定町道に占める幅員6.5m以上の町道舗装率	23.67%	30.00%

□ 町民の役割

- 花植えや緑化、雑草の刈り払いなど道路景観の整備に努めます。
- 空き缶やごみのない美しい道路環境づくりに協力します。
- 道路整備に対して理解するよう努めます。

施策 1－2－3 公共交通機関

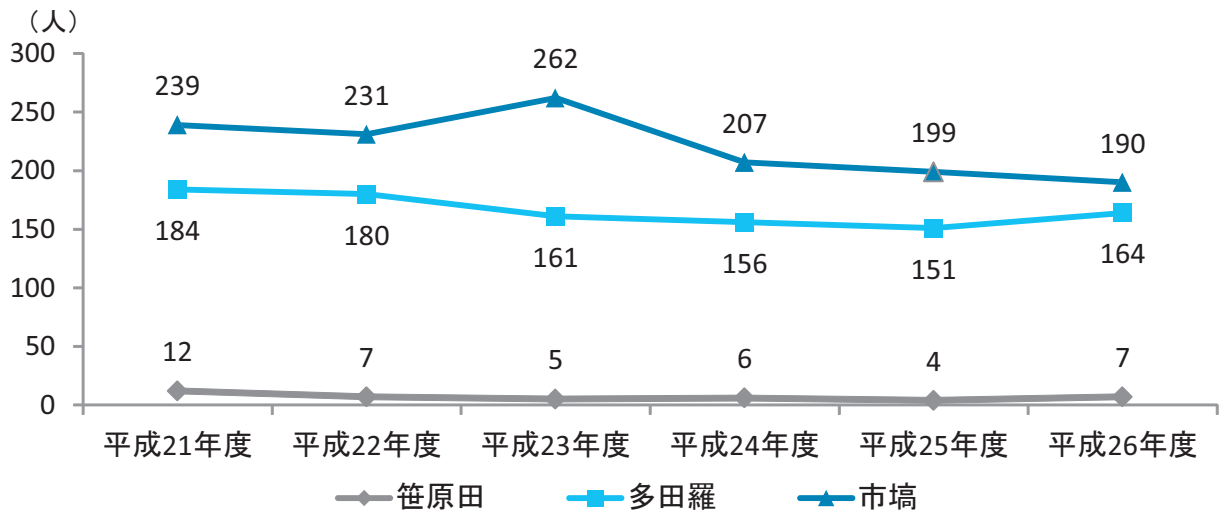
□ 基本方針

- 町、関係機関、交通事業者、地域住民が協働で公共交通網の形成を図り、交通機関の維持・充実を図ります。

□ 現況と課題

- 当町の公共交通機関は、下館駅と茂木駅を結ぶ真岡鐵道真岡線と宇都宮市の作新学院と茂木駅を結ぶＪＲバス、東武宇都宮駅と益子駅を結ぶ東野バス、市貝温泉と烏山駅を結ぶ那須烏山市営バスが運行しています。
- 杉山及び大谷津地内では、路線バスの廃止に代わる公共交通として、デマンドバスが運行し、当町と高根沢町を結んでいます。さらに、平成 24 年 10 月からは、市貝町デマンドタクシー「サシバふれあい号」が運行を開始し、ドアトゥドアのフルデマンド方式による運行で、特に高齢者の身近な交通手段として、通院や買い物に利用されています。
- 真岡鐵道は、栃木県や沿線市町などが出資する第三セクター真岡鐵道株式会社が旧国鉄真岡線を引き継ぎ昭和 60 年から運営しているもので、町内には多田羅駅、市塙駅、笹原田駅があります。おおむね 30～60 分に 1 本の割合で運行し、市塙駅から下館駅を約 55 分で結んでいます。平成 6 年からは芳賀地区広域行政事務組合と筑西市（当時は下館市）がＳＬの運行を真岡鐵道に委託し、貴重な観光資源となっているほか、ＳＬは全国に貸し出しを行ったり、各種イベント列車を運行し、広域的な地域振興に貢献しています。真岡鐵道は、沿線住民、特に子どもたちの通学や、交通弱者である高齢者の貴重な移動手段であることから、町では、引き続き沿線市町とともに運営について支援を行い、利用促進を図っていきます。
- 民間バスは、当町中央部を東西に横断するＪＲバスは 1 日 5 往復の運行で、うち 2 往復は芳賀町祖母井での乗り換えが必要な状況です。東野バスは、おおむね 40 分から 60 分に 1 本の運行で、当町南部を横断しています。ＪＲバス、東野バスともに、当町と宇都宮市内を東西に結ぶ貴重な交通手段であることから、栃木県生活バス路線維持費補助金を活用し、関係市町とともに運営支援を行い、路線の確保・維持に努めています。
- 那須烏山市営バスは、当町北中部のバス路線廃止に伴い公共交通手段として平成 8 年 10 月から那須烏山市及び茂木町とともに共同運行しており、1 日 5 往復、市貝温泉と烏山駅間を約 50 分で結んでいます。
- 公共交通機関は、通勤、通学、買い物、通院など生活に密着した重要な生活交通であるため、今後も維持・確保と利便性の向上に努める必要があります。また、今後は少子高齢化社会を見据え、地域社会が一体となり、まちづくりと連携した公共交通網の形成が必要となってきます。

町内各駅の1日あたりの乗降人員の推移



□ 施策の展開

施策名		展開
1	真岡線の維持・充実	①県や沿線市町、事業者、沿線住民と協力しながら、利便性、安全性の向上を図るとともに、SLを中心とした観光イベントを企画し、観光客の誘致を図り、広域的な地域振興を推進します。 ②運行する便数の確保・維持に努め、JR線や関東鉄道線へのアクセスの向上を図るとともに、他の公共交通機関と連携し乗り継ぎ等の利便性の向上に向けた研究を推進します。
2	バス路線網の維持・充実	①既存の民間定期路線バスの路線・便数を維持・確保し利便性の向上を推進します。 ②那須烏山市及び茂木町と連携しながら、市営バスの路線・便数を維持・確保し利便性の向上を推進します。
3	デマンドタクシー「サシバふれあい号」の充実	①デマンドタクシー「サシバふれあい号」の利便性を向上させ、利用促進を図ります。 ②近隣市町が運行するデマンドタクシーとの乗り継ぎ等の連携策について研究を進めます。 ③鉄道や路線バスなどの基幹公共交通と連携を図り、乗り継ぎ等の利便性の向上に向けた研究を進めます。

□ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
真岡線町内3駅の1日あたりの乗降人員数※	361人	361人
デマンドタクシー利用者数	26人／日	32人／日
那須烏山市営バス年間利用者数	5,783人	6,000人

※真岡線の利用者は人口減少などに伴い、年々減少傾向にあることから、施策の展開をとおり現状の維持を目指します。

□ 町民の役割

○公共交通機関の利用に努めます。



施策 1－2－4 水道

□ 基本方針

○事業の効率化と安全・安心な水道水の安定供給に努めます。

□ 現況と課題

- 当町では、昭和 40 年に開始した町営の簡易水道と、昭和 46 年に益子町、市貝町、芳賀町の 3 町で設置した芳賀中部上水道企業団からの受水により、水道水を供給してきました。昭和 50 年度には簡易水道事業は上水道事業に切り替えられ、昭和 53 年頃に町内全域での供給体制が整備されました。平成 15 年には、3 町の水道事業を芳賀中部上水道企業団に統合し、水源から末端給水までの業務を一元化し、効率的な事業運営と安全・安心で安定した水道水の供給に努めています。
- 老朽施設の計画的な更新と、取配水量の増強に向けて、芳志戸・ハツ木の取水ポンプ場の改良整備、芳志戸浄水場や各所配水池の設備更新など、施設・設備の整備を行ってきました。
- 現在は、水道水のさらなる安定供給に向け、配水本管の拡張工事を重点的に推進しているところです。
- 当町の実績については、平成 26 年度末の普及率は 93.42% で、1 日あたり 3,396m³の水道水が給水されています。
- 今後は、安全に安定した供給を図っていくため、老朽施設の計画的な更新に加え、節水意識の啓発や経営の効率化、災害時の給水体制の確保などを進めていく必要があります。

□ 施策の展開

施策名		展開
1	水道事業の安定	①安全・安心で安定した水道水の供給を図り、老朽施設の計画的な更新と、配水本管拡張の早期整備を推進します。 ②企業団の構成3町(益子町・市貝町・芳賀町)を一体的にとらえた効率的な配水を図り、事業計画に基づく配水管網の整備を促進します。 ③災害時の応急給水体制の充実を図ります。 ④企業団の組織運営体制の強化や、業務の民間委託の推進、情報化の推進など、水道経営の安定化を図ります。
2	節水意識の啓発	①年4回発行する広報誌、ホームページなどにより、水資源の大切さ、節水意識の啓発を図ります。

□ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
普及率	93.42%	95.00%

□ 関連計画

計画名	計画期間
第一次拡張事業計画	平成15年度～平成28年度

□ 町民の役割

- 節水意識の向上に努め、水の有効活用を図ります。
- 水道事業の近代化や効率化に協力します。

施策 1－2－5 河川・用排水路

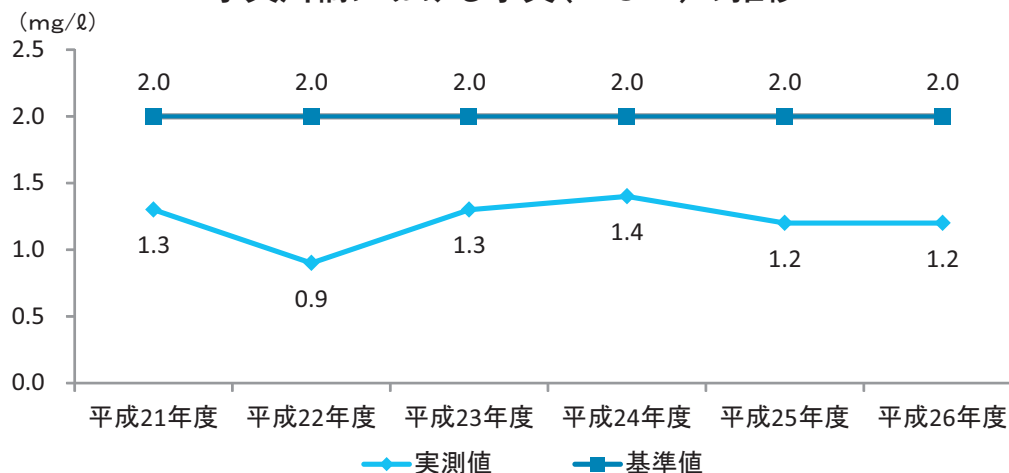
□ 基本方針

○河川・水路等の治水面・利水面・親水面の機能向上を図ります。

□ 現況と課題

- 当町には、利根川水系小貝川、その支流の大川、桜川、続谷川などと、那珂川水系荒川の支流である塩田川があります。いずれも水量が豊富ではなく、水利の確保が昔からの大きな課題でした。大正 8 年には、鬼怒川の水を引く市の堀用水が整備され、赤羽地区の水田化に大きく寄与しました。
- 市貝町と益子町、茂木町、芳賀町、那須烏山市にまたがる 2,750ha を受益地として、昭和 62 年度から国営芳賀台地農業水利事業が進められ、平成 14 年度に完成しました。これは、那珂川水系荒川の水を揚水し、当町北部に整備された塩田調整池に貯水して、延長 55km の用水路によって配水するものです。当町では、圃場整備事業などを通じてこの用水が利用しやすい環境づくりに取り組むとともに、塩田調整池を町の新たな親水資源と位置づけています。また、国営芳賀台地農業水利事業による農業用水の有効活用を更に進めるためには、市埜・椎谷地区圃場整備の推進や多田羅沼などの親水拠点の保全を図っていくことが求められます。
- 塩田調整池のほか、丘陵地を中心に多くのため池や沼があります。そのうち、多田羅沼は、県の自然環境保全地域第 1 号に指定され、貴重な湿生植物もみられる親水の拠点にもなっています。
- 河川や池沼については、農業などでの「利水の面」、防災などの「治水の面」、人々が水環境に親しむ「親水の面」の 3 つの観点から、整備・活用を図っていくことが重要となります。

小貝川橋における水質(BOD)の推移



資料：芳賀地区公害対策連絡協議会（年 6 回奇数月に調査）

□ 施策の展開

施策名		展開
1	有効な水利用の促進	①椎谷地区圃場整備を推進し、国営芳賀台地農業水利事業の水利用を促進します。 ②多面的機能支払交付金事業を活用し、農家と地域住民が一体となって、農地や水、農村環境を守る活動を推進します。
2	安全な水環境づくり	①山間部の保水力の維持・増強と土砂流出等の防止を目指し、森林の整備・保全を図るとともに、治山事業等を推進します。 ②予算の範囲内において、河川・水路、ため池、揚水機などの整備・改修、維持・管理を推進します。 ③家庭での排水についての意識の啓発や、公共下水道事業の推進及び合併処理浄化槽の普及促進に努め、用排水路の水質保全を図ります。
3	水と親しむ空間の拡大	①河川・池沼の改修や用排水路の整備にあたっては、魚道の確保などに努めます。 ②ホタルやサギソウ・トキソウなどの希少な動植物の保全活動、ごみ不法投棄防止の啓発活動、河川の清掃活動など水環境愛護活動を促進します。

□ 目標指標

指標名(単位)	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
小貝川橋のBOD※	1.2mg/ℓ	1.0mg/ℓ
多面的機能支払交付金事業活動組織数	12組織	15組織

※水中の微生物により有機物が酸化・分解されるときに消費される酸素の量で、値が大きい程、水中の汚染物質（有機物）が多く、水中の汚染度が高いことを示します。

□ 町民の役割

- 水利を有効利用した農業について、みんなで考え、実行します。
- 自分たちの財産である水路やため池は、愛着をもってしっかりと管理します。
- 河川、用排水路等へのポイ捨て、不法投棄等をしないように努めます。
- 水生生物の保全活動に積極的に参加します。
- 河川等の清掃活動に積極的に参加します。
- 河川・用排水路の水質保全のため、公共下水道、農業集落排水への加入や合併処理浄化槽の設置に努めます。

施策 1－2－6 下水道

□ 基本方針

○河川などの汚濁防止と快適な居住環境を確保するため、下水道、合併処理浄化槽の普及を図ります。

□ 現況と課題

○下水道は、生活雑排水とし尿を併せて処理し、その処理水を河川などに放流するシステムをいいます。都市部での公共下水道や農村地域での農業集落排水による処理、家屋単位の合併処理浄化槽による処理などがあります。

○当町では、昭和 63 年度に鴻之宿地区の 25ha、平成 10 年度に赤羽西南地区の 34ha において農業集落排水事業を導入し、それぞれ平成 2 年度、平成 14 年度に供用開始しています。

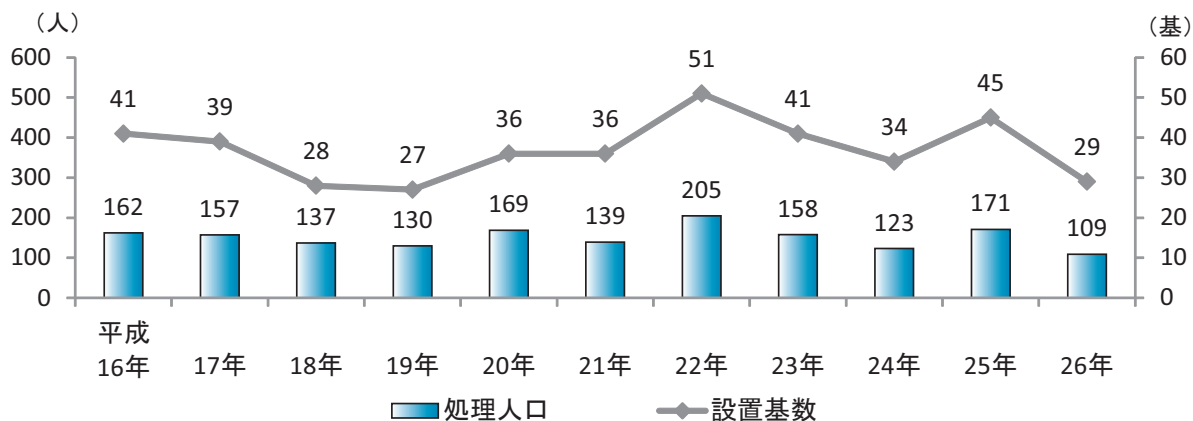
○公共下水道は、平成 17 年 3 月に赤羽及び多田羅地区の一部（48ha）で供用開始され、平成 26 年度末現在、77.1ha で処理を実施しています。今後は、現在進行中の赤羽地区を整備後、上根及び市塙地区の整備を進めていきます。

○赤羽工業団地、赤羽西部工業団地においては、団地内にて独自処理がなされています。

○昭和 63 年度から合併処理浄化槽の設置補助制度を実施し、合併処理浄化槽の普及にあたってきました。平成 26 年度末現在で、延べ 1,076 基の設置補助を行い、これによる処理人口は 4,979 人となっております。

○下水道行政については、近年の人口減少、財政事情等を考慮し、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の整備区域の再編を図るため、平成 27 年度に「市貝町生活排水処理構想」の見直しを行い、この構想に基づく計画的な普及促進が求められます。

合併処理浄化槽設置補助数の推移



□ 施策の展開

施策名		展開
1	公共下水道の普及促進	①公共下水道整備事業を推進します。 ②供用開始された地区における公共下水道の接続普及を図ります。 ③処理場や污水管の適切な維持・管理を図ります。 ④使用料の適正化や、台帳等の情報化、施設管理の効率化・高度化などにより、公共下水道事業会計の安定化に努めます。
2	農業集落排水の普及促進	①処理場や污水管の適切な維持・管理を図ります。 ②使用料の適正化や、台帳等の情報化、施設管理の効率化・高度化などにより、農業集落排水事業会計の安定化に努めます。
3	合併処理浄化槽の普及促進	①単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。 ②県などと連携しながら、浄化槽の適切な点検・保守を事業者に対し、徹底します。

□ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
公共下水道普及率	17.8%	22.7%
農業集落排水施設使用料収納率	97.6%	99.0%
合併処理浄化槽設置補助数(延べ)	1,076基	1,346基

□ 関連計画

計画名	計画期間
市貝町生活排水処理構想	平成27年度～平成47年度

□ 町民の役割

- 河川などの汚濁防止のため、農業集落排水、公共下水道への加入や合併処理浄化槽の設置に努めます。
- 浄化槽の適正な維持管理に努めます。

基本施策 1－3 生活環境の充実

基本施策		施策		具体的な施策	
3	生活環境の 充実	1	住宅	1	良好な住宅・宅地の供給
				2	快適な住環境の整備
				3	空き家対策
		2	公園・緑地	1	公園の整備・充実
				1	ごみ減量化と資源化
		3	環境衛生 環境美化	2	ごみ処理体制の充実
				3	し尿収集・処理体制の維持・充実
				4	公害防止体制の整備
				5	環境美化の推進



施策 1－3－1 住宅

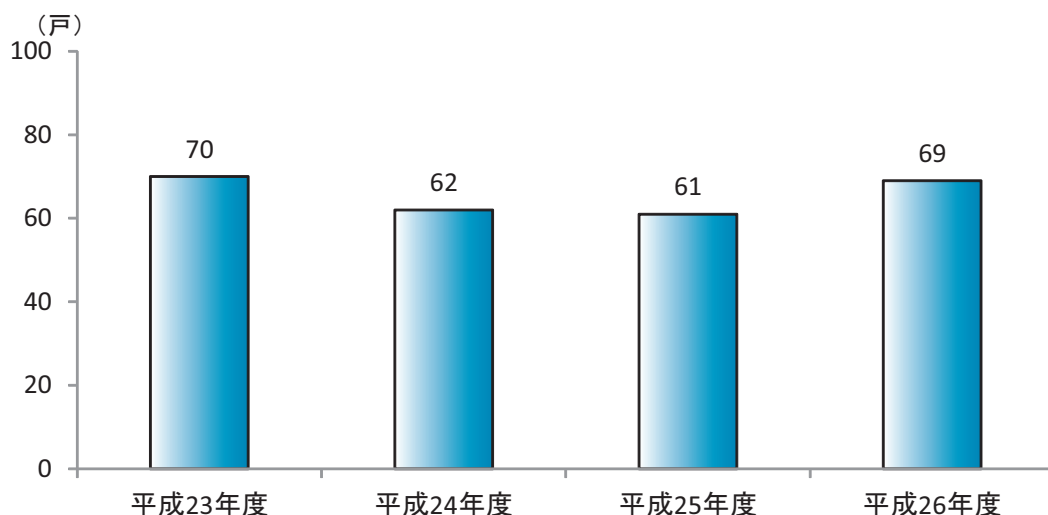
□ 基本方針

○定住促進に向け、計画的な住宅・宅地の供給や住環境の整備を図ります。

□ 現況と課題

- 当町は、首都圏の一角に位置する恵まれた立地にあり、都市計画非線引き地域であることから大規模な宅地開発があり、特に宇都宮市に近接する南部を中心に宅地造成は続き、平成 22 年～26 年の 5 年間の新設住宅戸数は 241 戸となっています。町では、優良農地の保全や周辺環境の悪化防止を目指し、1,000㎡以上の開発にあたっては、市貝町土地利用に関する事前協議指導要綱に基づく事前協議を行っています。
- 町営住宅は、昭和 48～52 年度に赤羽団地（16 棟 64 戸）を、昭和 63 年度に小貝南団地（10 棟 20 戸）を整備し、低廉な賃貸住宅の安定供給に努めてきました。平成 26 年度末現在、2 団地計 25 棟 80 戸に、9 割以上の入居率があり、184 人が入居しています。
- U・I・J ターン者を含む人口定住を促進するためには、良質な住宅政策が不可欠であり、生活環境の整備を進めながら、宅地の整備誘導を図っていく必要があります。また、環境にやさしい住宅づくりや、災害に強い住宅づくり、高齢者や障害者にやさしい住宅づくりなど、質的な向上を図ることが求められます。
- 適切な管理がなされていない空き家等が増加し、防災・防犯・衛生・景観等の地域住民の生活環境に、深刻な影響を及ぼしており、空き家等対策の体制整備が求められます。

着工新設住宅戸数の推移



資料：国土交通省「建築着工統計調査」

□ 施策の展開

施策名		展開
1	良好な住宅・宅地の供給	①既存の町営住宅の適切な維持・管理に努めます。 ②土地利用や建築に関する適切な指導を行いながら、民間による良好な住宅・宅地の分譲・賃貸を促進します。
2	快適な住環境の整備	①良好なオープンスペースの確保、住宅の防災対策の促進、生活道路や公園の整備、下水道施設の設置促進など、安全で快適な居住環境の整備を促進します。 ②福祉施策と連携を図りながら、高齢者や障害者が生活しやすい住宅づくりや住宅改修を支援します。 ③地元材・県産材を活用した木のぬくもりのある住宅づくりを促進します。 ④町民の快適な居住環境の向上を図るため、住宅リフォーム助成制度等について検討します。
3	空き家対策	①防犯・防災・衛生環境対策を目的とした空き家解体助成制度など、包括的な空き家対策を検討します。 ②空き家の有効活用や定住促進を図るため、空き家リフォーム助成制度や空き家バンク制度等について検討します。

□ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
着工新設住宅戸数	69戸	70戸
空き家の利活用件数	0件	5件

□ 町民の役割

- 事業者は、町の環境や景観に配慮した良好な住宅・宅地の開発を行います。
- 住宅の建設、老朽化した住宅の建て替えなどとあわせて良好な住環境のまちづくりに協力します。
- ブロック塀の生け垣化や住宅・事業所等の耐震診断・耐震改修など、災害に強い住宅づくりに努めます。
- 住宅建築関係者や教育、保健福祉関係者等が協力し、高齢者や障害者が生活しやすい住宅づくりを支援します。
- 空き家の適正な管理に努めます。

施策 1－3－2 公園・緑地

□ 基本方針

○公園・緑地の計画的な整備・充実を図ります。

□ 現況と課題

- 当町では、町のスポーツ・レクリエーションの拠点である都市公園市貝町総合運動公園をはじめ、河川緑地や駅前広場、工業団地内の街区公園など、公園・緑地・広場等の整備に努めてきました。その他に芝ざくら公園や記念樹の森など、休日などに家族連れで散策などが楽しめる公園もあります。
- 平成 25 年度末の一人当たりの都市公園等面積では当町は 17.7㎡（県平均は 13.8㎡）と県内では上位に位置づけられていますが、町民のニーズは高く、今後も安全で安心して遊ぶことができる公園づくりを推進していく必要があります。
- 公園や緑地は、生活に安らぎと潤いを与える貴重な空間であり、観光、スポーツ・レクリエーションの場、災害時における避難場所としての機能のほか、大気の浄化、景観形成など、生活環境の向上にも大きな役割を果たしており、今後も、整備・充実を図っていくことが求められます。

公園の状況（平成 26 年度末）

区分		名称	面積(ha)
都市公園	運動公園	市貝町総合運動公園	20.40
	街区公園	赤羽西公園	0.31
	街区公園	赤羽公園	0.66
	街区公園	あかはに城址公園	0.16

□ 施策の展開

施策名		展開
1	公園の整備・充実	①既存の公園・緑地の施設の充実化及び適正な維持管理に努めます。 ②当町の貴重な観光資源である芝ざくら公園や観音山梅の里、多田羅沼などの整備を図ります。

☐ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
都市公園面積	21.53ha	21.53ha

☐ 関連計画

計画名	計画期間
市貝町都市計画マスタープラン	平成9年度～平成27年度

☐ 町民の役割

○地区の身近な公園については、愛着をもって維持・管理を行います。



施策 1－3－3 環境衛生・環境美化

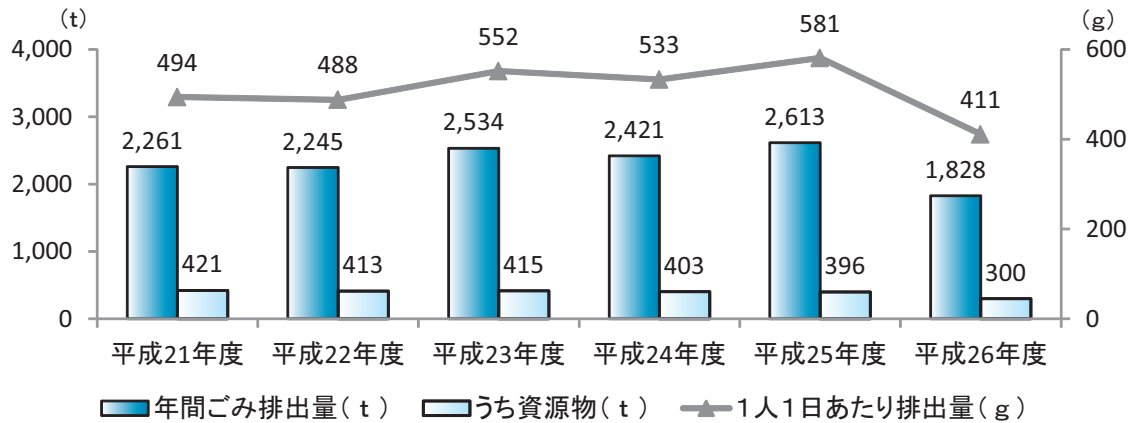
□ 基本方針

- 循環型社会の形成を目指して、ごみの3R（減量化・再利用・再生利用）を積極的に進めます。
- 公害やごみの不法投棄のない、美しい環境のまちづくりに努めます。

□ 現況と課題

- 当町のごみの収集・処理は、芳賀広域行政事務組合により共同で実施しており、真岡市堀内の芳賀地区エコステーションで焼却、破碎等の処理を行い、現在は真岡市の最終処分場に埋め立てています。事業系ごみは、1回の排出量が30kg以内の小規模事業所に対してのみ収集・処理を行っています。
- 近年は、もえないごみの分別によるリサイクルが進むとともに、もえるごみ等の有料化の効果もあり、平成26年度の市貝町分の家庭ごみ1人1日あたり排出量は471gと、ピーク時である平成11年度の62%程度となっています。芳賀地区エコステーションにおいて不用品の販売・譲渡も行っています。
- ごみ処理は、ごみの減量化（リデュース）を啓発し、再利用（リユース）・再生利用（リサイクル）を積極的に進めるいわゆる3Rの推進が求められます。
- 家庭から出されるもえるごみをステーション回収しているが、その中の生ごみをEM菌を利用した堆肥化事業は機械式生ごみ処理機購入補助事業や小中学校・幼稚園・保育所の給食時に出る生ごみの堆肥化事業を行い資源化することにより減量化を図っています。また、もえないごみについては、ビンの色別収集や缶・ペットボトルの分別により資源化リサイクルを実施しました。今後は、生ごみを大量に出す町内の飲食店等を含め、資源化を進めることが検討課題となっています。
- し尿処理は、芳賀地区広域行政事務組合（真岡市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町）により共同処理を行っており、現在、市貝町のし尿は第1環境クリーンセンター（益子町七井）で処理し、芳賀地区エコステーションに搬入し、もえるごみとして処理しています。平成26年度の当町分の収集量は3,510klであり、都市化と混住化により公共下水道の整備と合併処理浄化槽の適正配置を進めていく必要があります。
- 当町では、山林、河川などへのごみの不法投棄は、後をたたず、町では廃棄物監視員や自治会の協力のもと、調査やパトロールを実施して縮減を目指しています。

市貝町の一般廃棄物の年間排出量の推移



注：人口は各年 10 月 1 日現在で算出

資料：芳賀郡中部環境衛生事務組合及び芳賀地区広域行政事務組合実績資料

施策の展開

施策名		展開
1	ごみ減量化と資源化	①家具や家電、建築物などの長期使用、使い捨て容器の使用削減、過剰包装の防止、買い物袋の持参、生ごみ処理機の設置促進、EM菌堆肥化事業、小中学校、幼稚園、保育所における生ごみ堆肥化事業によりごみの減量化・資源化を実践します。 ②家電リサイクル法に基づく適正な家電リサイクル、容器包装リサイクル法に基づく資源ごみの適正な分別排出についての啓発に努めます。 ③自治会における資源ごみ回収の取組を推進します。 ④町内飲食店組合で生ごみの堆肥化を推進します。
2	ごみ処理体制の充実	①ごみ排出量の動向を見ながら、収集体制やごみの減量化を図る一方、循環型社会の構築や地球温暖化対策を積極的に推進します。 ②芳賀地区エコステーションの適正な運営に努めます。
3	し尿収集・処理体制の維持・充実	①適切な収集体制の維持を促進します。 ②公共下水道、合併処理浄化槽の普及を図るとともに、し尿処理施設の適正な維持・管理を促進します。
4	公害防止体制の整備	①水、大気、土壌などの汚染や騒音・振動・悪臭などの監視に努めるとともに、早期対策に努めます。 ②事業者と公害防止協定の締結などにより、公害の防止を図ります。 ③関係機関と連携のもと、公害の発生源に対して事業者への立ち入り検査などによる適正な改善指導に努めます。
5	環境美化の推進	①子どもの時からの環境美化教育、町民や事業者への啓発に努め、環境美化を推進します。 ②住民の町内清掃活動への自主的な参加を促進します。 ③ごみの不法投棄に対する調査活動、監視活動の強化を図ります。

□ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
資源ごみ回収団体数	29団体	40団体
資源ごみ回収量	189,405kg	261,240kg
廃棄物監視員数	2人	2人
不法投棄処理・回収量	2,330kg	2,200kg

□ 関連計画

計画名	計画期間
市貝町廃棄物処理基本計画	平成26年度～平成35年度

□ 町民の役割

- 家具等の長期使用、買い物袋持参によるレジ袋の削減などの取組を実践します。
- ごみの出し方のルールを守り、きちんと分別します。
- 事業所は、使い捨て容器の使用削減、過剰包装の防止などに努めます。また、事業系廃棄物のリサイクルや適正処理に努めます。
- 事業所は、公害発生を防止するよう、施設の改善などに努めます。
- 環境美化活動を進めるとともに、ポイ捨て等をしないように努めます。
- 環境調査や環境パトロールに協力します。

基本施策 1－4 生活安全対策の推進

基本施策		施策		具体的な施策	
4	生活安全対策の推進	1	防災	1	予防体制の強化
				2	応急体制の充実
		2	消防・救急	1	防火意識の高揚
				2	消防体制の整備
				3	救急・救助体制の充実
		3	交通安全	1	交通安全意識の高揚
				2	交通安全対策の推進
		4	防犯	1	防犯体制の充実
				2	青少年の犯罪・非行の防止
		5	消費者保護	1	消費者意識の啓発
				2	消費者活動の促進
				3	消費者保護の体制づくり



施策 1－4－1 防災

□ 基本方針

○町民の防災意識の高揚を図り、予防体制と応急体制を中心に、災害に強いまちづくりを進めます。

□ 現況と課題

○当町では、昭和 61 年の台風 10 号による水害があり、平成 16 年度に避難場所マップ、平成 21 年度には洪水ハザードマップを全戸配布するなど、予防に向けた啓発に努めています。

○平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、当町にこれまでにない甚大な被害をもたらし、町民生活に多大な影響を及ぼしました。震災からの教訓を生かし、いち早い町の復興と町民生活の安定を図るためには、町民と町が一体となった取組が不可欠であることから、平成 25 年度に地域防災計画の改訂を実施しました。

○今後も町民に向けた各種広報や防災教育、防災訓練などにより、防災意識の高揚を図るとともに、初動体制を中心とした十分な応急体制づくりを進めていく必要があります。

市貝町の災害の履歴

年月日	種類	概 要
昭和61年8月4日～5日	台風 10 号	河川氾濫 1 名死亡 住宅床上浸水 土砂崩れ 避難命令指示(古宿上町、古宿下町、後大久保地区の 25 世帯 90 名)
平成元年9月10日	大雨	住宅床下浸水 1 棟
平成3年9月19日	台風 18 号	住宅床下浸水 3 棟
平成4年5月23日	竜巻	住宅半壊 1 棟
平成4年9月4日	雷雨 (ひょう、強風害)	住宅被害 2 棟
平成10年8月26日～31日	豪雨	住宅床下浸水 1 棟
平成10年9月15日～16日	台風 5 号	農作物被害 農業用施設被害
平成23年3月11日	東日本大震災	震度 6 強 傷病者 3 名 住宅被害(全壊 16 棟、大規模半壊 9、半壊 60 棟、一部損壊 1,966 棟)
平成23年9月21日～22日	台風 15 号	住宅 1 棟孤立状態 市塙地区約 400 世帯停電
平成25年9月15日～16日	台風 18 号	住宅床下浸水 2 棟

□ 施策の展開

施策名		展開
1	予防体制の強化	①直下型地震や水害などへの対応を含め、地域防災計画の随時改訂やハザードマップ作成など、内容を町民・町職員・関係機関に周知しながら、防災体制の強化を図ります。 ②常備消防、消防団との役割分担のもと、地域ごとに初期救助や避難行動要支援者の救助などを迅速に行える自主防災組織を育成します。町全体や地区単位で必要な訓練指導を行い、町民一人ひとりの災害時の役割分担などを明確にし、地域における防災意識の高揚と体制の確立を図ります。 ③森林の保全・育成に努めるとともに、河川・水路等の計画的な改修・しゅんせつ、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業などを進め、土砂災害や水害の防止に努めます。 ④公共・公益建物や住宅の耐震診断の実施と耐震性の向上、道路や橋梁の耐震性の確保、水道施設の耐震性・防災性の向上など、地震に強いまちづくりを促進します。 ⑤同報系及び移動系防災行政無線など、防災行政無線全体の維持・充実を図るとともに、通常業務においても活用します。 ⑥防災・行政メールやエリアメールの有効活用に努めます。 ⑦防災無線については、観光等のイベント情報発信への活用も図ります。
2	応急体制の充実	①防災訓練の充実などにより、直下型地震など突発的な災害に対して、職員が関係機関と連携をとりながら迅速な初動活動を行える体制づくりに努めます。 ②災害情報の伝達、被害状況の把握、速やかな避難・救助の勧告・指示、被災地域への応援要請など、迅速な応急対策の要である防災情報体制の強化を図ります。そのために、防災行政無線の活用方法の検討や音達エリア調査の実施に努めます。 ③十分な応急対策を行うために、緊急輸送路を確保するという観点から、道路網の整備に努めるとともに、備蓄倉庫を活用して被災時の飲料水・食糧・生活必需品、救助用資機材の確保、安全な避難所の確保などを図ります。また、被災時の電気・電話などのライフラインの確保と安全対策を関係機関に要請します。 ④各種団体などと連携しながら、被災時に、避難行動要支援者の把握と救助が迅速に行える体制づくりに努めます。 ⑤町の医師団と郡医師会などと連携しながら、被災時の医療体制の強化に努めます。 ⑥有毒物質・放射性物質の漏洩事故や航空機墜落事故、テロ行為など、今日的な災害・有事に対する応急体制の確立を図ります。

□ 目標指標

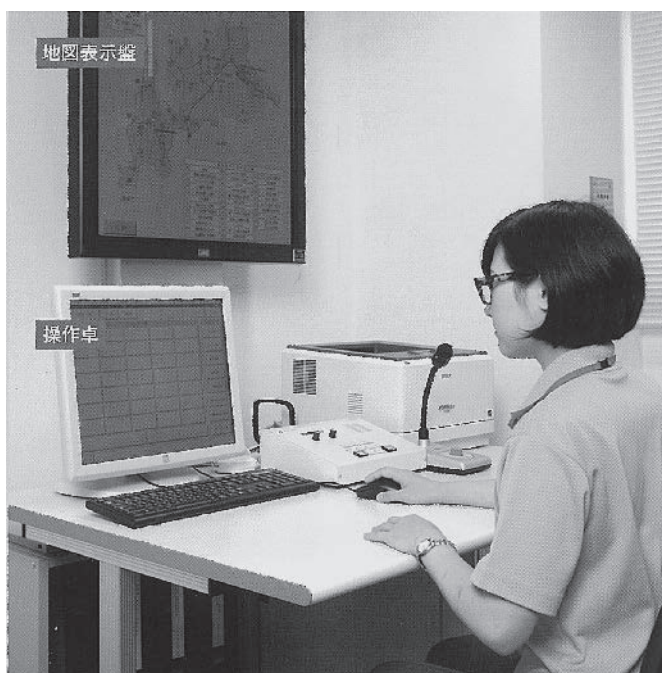
指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
備蓄食糧	3,591 食	3,600 食
防災メール登録者数	760 人	1,300 人
防災協定数	22 件	27 件

□ 関連計画

計画名	計画期間
市貝町地域防災計画	随時見直し

□ 町民の役割

- 水害・土砂災害・地震など、すべての災害の危険性と、災害発生時に何をすべきかを把握するよう努めます。
- 町や職場の防災訓練に積極的に参加します。
- 自主防災組織や消防団、災害ボランティアなどに積極的に参加します。
- 地域ごとに近隣の高齢者世帯や障害者など避難行動要支援者とのコミュニケーションを日頃から図り、災害時に連絡・避難・救助活動を行います。
- 各家庭・事業所は、食糧等の備蓄・防災訓練・耐震改修などの実施に努めます。



施策 1－4－2 消防・救急

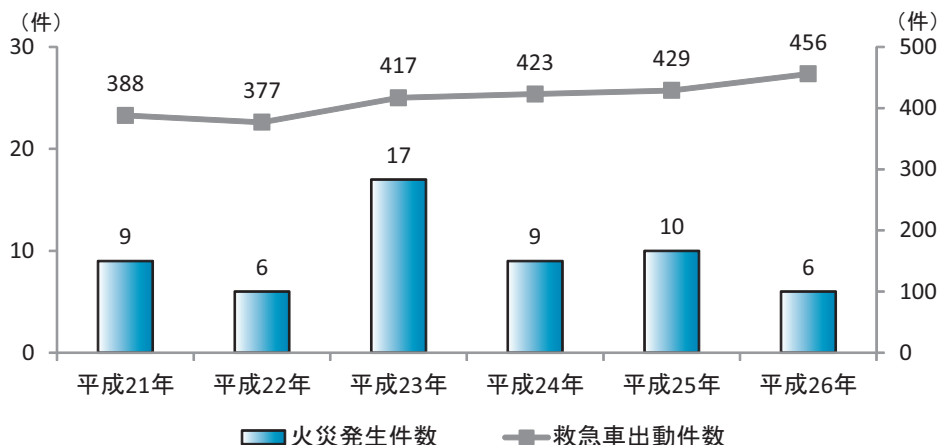
□ 基本方針

- 芳賀地区広域行政事務組合消防本部と消防団が連携しながら、安心できる消防・救急・救助体制づくりに努めます。

□ 現況と課題

- 当町の消防業務は、芳賀地区広域行政事務組合消防本部による常備消防と、非常備消防である町消防団によって行われています。
- 組合設立の翌昭和 47 年に芳賀町に真岡消防署芳賀分署が設置され、長らく当町と芳賀町両町の消防活動にあたってきましたが、平成 14 年度に役場の敷地内に真岡消防署市貝分署が設置され、4 月 1 日より救急業務が、10 月 1 日より消防業務が開始されたことに伴い、消火・救急活動の迅速性が飛躍的に高まりました。市貝分署には、水槽付消防ポンプ車と救急車・指令車各 1 台が配備され、19 名体制で業務にあたっています。
- 消防団は平成 26 年 4 月 1 日現在で 2 分団 15 部編成、団員 213 人です。団員の高齢化や、町外勤務の消防団員の増加傾向が進み、団員の育成・確保が課題となっています。消防水利は、消火栓 253 基、防火水槽 171 基となっています。
- この 10 年間の当町の火災発生件数は 6～17 件で年によって差があり、一方、救急出動件数は平成 16 年の 357 件から平成 26 年の 456 件へと増加傾向となっています。
- 高齢化が進み、昼間独居世帯が増えるなど、消防・救急需要が高まるなかで、常備消防と非常備消防が連携しながら、消防力・救急力の強化を図っていくことが求められます。

火災発生件数・救急車出動件数の推移



資料：芳賀地区広域行政事務組合（各年 1～12 月）

□ 施策の展開

施策名		展開
1	防火意識の高揚	①防火キャンペーンや広報紙、防火・防災訓練などを通じ、町民の防火意識の高揚を図ります。
2	消防体制の整備	①常備消防の車両・資機材の充実、職員の資質の向上を要請するとともに、それを補完する非常備消防のポンプ車や小型ポンプ積載車などの充実を図ります。 ②防火水槽、消火栓などの消防水利の整備・維持管理、耐震化などを計画的に推進します。 ③消防団員の確保及び女性防火クラブ員の加入促進に努めるとともに、必要な知識・技能の研修・訓練を充実します。
3	救急・救助体制の充実	①高規格救急車の充実、救急救命士の育成など、救急・救助、搬送体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化します。 ②研修会や防火・防災訓練により、応急手当や救急救命法、AEDなどの知識・技術の普及を図ります。

□ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
火災発生件数	2件	0件
女性防火クラブ員数	0人	70人

□ 町民の役割

- 防災意識を高め、火災の未然防止に努めます。
- 消防団活動に積極的に協力します。
- 防火水槽など地域消防施設の日常管理に協力します。
- 防火対象物の防火管理を徹底します。
- 応急手当や救急救命法の知識・技術の習得に努めます。

施策 1－4－3 交通安全

□ 基本方針

○交通安全意識を高めるとともに交通安全施設の整備を進め、交通事故の防止に努めます。

□ 現況と課題

○当町においても移動手段を自家用車に依存する傾向が高まるとともに、高齢ドライバーの増加、通過交通量の増大など、交通安全対策の重要性は日々高まっています。

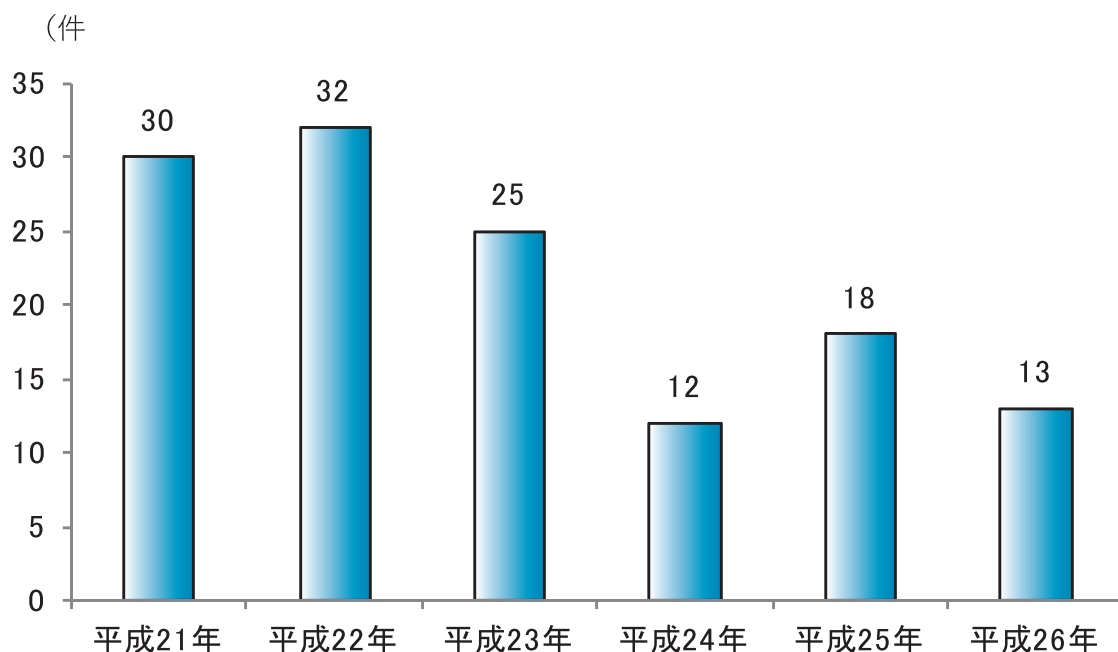
○最近5年間の町内の交通事故件数は年間12～32件で、長期的には減少傾向にありますが、交通事故全体のうち約4割が高齢者の関わる事故で、近年の増加が特徴でもあります。

○交通指導員、交通教育指導員、警察官などの協力のもと、各種講習会や通学での交通指導などを実施し、交通安全に関する啓発・教育に努めるとともに、歩道など交通安全施設の整備を図っています。

○今後も交通安全に向けた取組を強化していくことが求められます。

○高齢者の運転免許証返還を勧奨するとともに、交通手段の確保のため、公共交通の充実を図ることが必要となっています。

交通事故発生件数の推移



資料：茂木警察署

□ 施策の展開

施策名		展開
1	交通安全意識の高揚	①関係機関の協力のもとに、幼児・高齢者・若者など、対象者の特性にあった交通安全に関する啓発、教育活動を充実します。 ②衣服・靴・自転車などへの反射材装着の普及・啓発に努めます。
2	交通安全対策の推進	①歩道や側溝の整備、横断歩道や信号機、ガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設の整備を図ります。 ②道路照明等の設置と危険箇所の改良を計画的に進めます。 ③関係機関・団体と協議し、通学路の改善・見直しを行います。 ④高齢者の運転免許証返還を勧奨するとともに、返納者に対する優遇措置として、デマンド回数券の配布などを検討します。

□ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
交通事故発生件数	13件	0件

□ 町民の役割

- 交通安全教室などに積極的に参加し、知識・技術の習得に努めます。
- 交通ルールを遵守し、余裕をもった運転を心がけます。
- 無理な追い抜きや無灯火運転を避けるなど、交通マナーを守ります。
- 明るい服装や夜間反射材を着用し、夜間や濃霧、雪の日など荒天時の事故を防止します。



施策 1－4－4 防犯

□ 基本方針

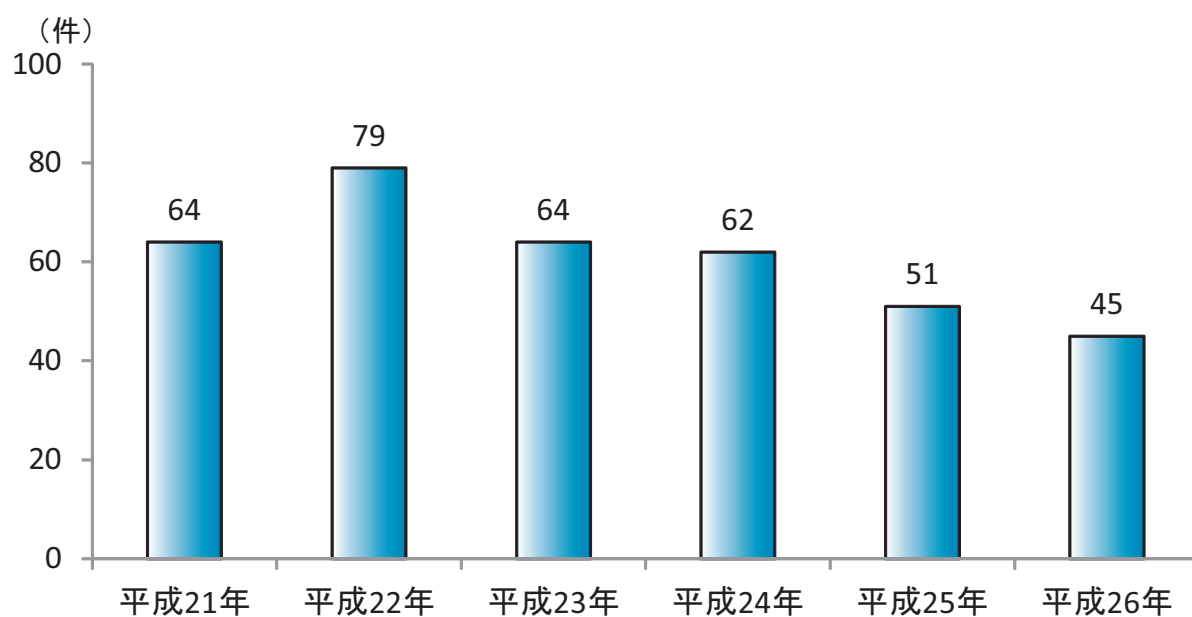
○犯罪のないまちづくりに向けて、地域ぐるみの防犯体制を強化します。

□ 現況と課題

○家庭や地域での人間関係の希薄化、社会的なストレスの増大、情報化の進展などを背景に、犯罪の増加や低年齢化、高齢者の被害、情報技術を悪用した犯罪が増加しています。

○家庭・学校・地域の連携を強化して犯罪の未然防止に努め、地域ぐるみの防犯体制を強化していく必要があります。

刑法犯罪発生件数の推移



資料：茂木警察署

□ 施策の展開

施策名		展開
1	防犯体制の充実	①茂木地区防犯協会を中心に、家庭・学校・地域、関係機関などの協力により地域ぐるみの防犯体制の強化を図ります。 ②町民の防犯意識の高揚に努め、自主的な防犯活動を促進します。 ③防犯灯の設置など、防犯施設の整備・充実を図ります。 ④防犯メールと防犯カメラを活用し、防犯体制の強化に努めます。
2	青少年の犯罪・非行の防止	①家庭・地域・学校・防犯協会・警察など関係機関との連携により、青少年の犯罪や非行の防止、覚せい剤などの薬物乱用の防止などに努めます。

□ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
公共施設における防犯カメラ設置箇所数	4箇所	10箇所

□ 町民の役割

- 鍵かけなど自主的な防犯活動を心がけます。
- 被疑者の検挙に向けて、警察の捜査に積極的に協力します。
- 家庭や地域が連携し青少年の犯罪防止、非行防止に努めます。
- 犯罪被害者の救済活動や、被害者・被疑者双方の人権擁護に積極的に協力します。

施策 1－4－5 消費者保護

□ 基本方針

○消費生活環境の変化に対応できる自立した消費者づくりに努めます。

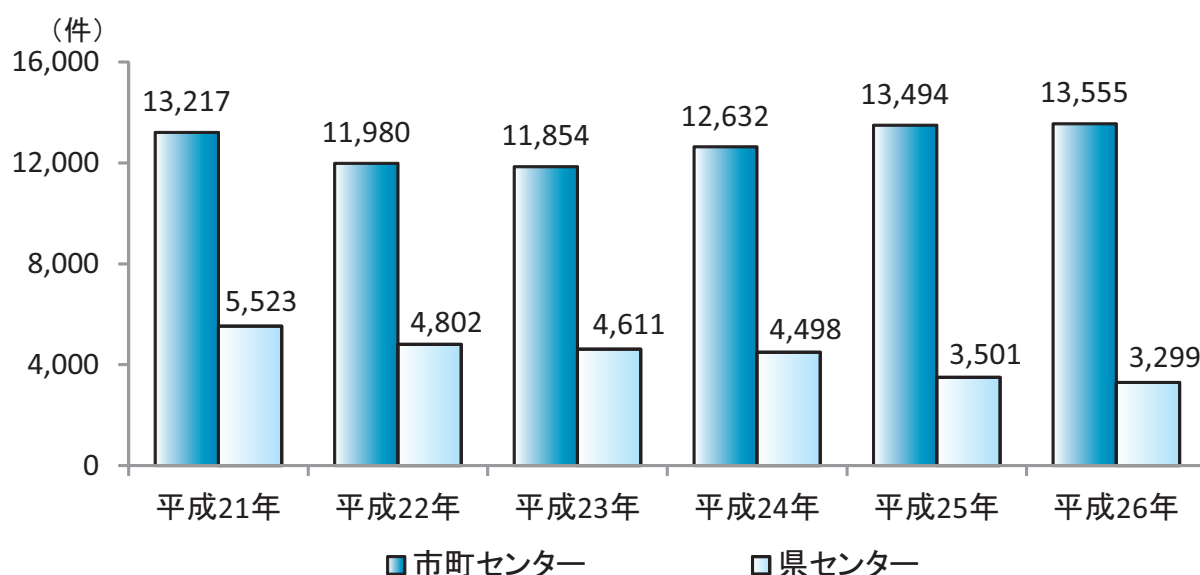
□ 現況と課題

○近年、新製品・新サービスの増加、外国製品の輸入増加、消費者金融の問題など、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。販売や決済の方法も、通信販売・訪問販売の普及や、クレジットカードなどによる決済の浸透、インターネットでの購入の増加など多様化しています。こうした消費活動の高度化・複雑化が進むにつれ、悪質な商行為や自律心のまひなどによる消費トラブルも増加し、社会経験の乏しい若者や、情報弱者となる高齢者などが被害を受けることも多くなっています。

○国では、消費者の視点から政策全般を監視する組織として「消費者庁」を設立し、それに伴った法体系の整備を進めています。町では、消費者の安全と利益を守るため、関係機関との連携のもと、消費者が正しい知識を持ち、適切な消費活動を行うよう、促していく必要があります。

○地球環境問題が顕在化し、健康を損なうおそれのある食品や、大量消費・大量廃棄の消費生活が蔓延するなか、体や環境にやさしい消費生活の勧奨も求められます。

栃木県全体の消費生活相談件数の推移



資料：栃木県県民生活部くらし安全安心課

□ 施策の展開

施策名		展開
1	消費者意識の啓発	①商品の安全性や様々な消費者トラブルなどについて、具体的な被害事例や予防策などの情報提供に努めます。 ②広報紙パンフレット、学校教育や社会教育における「金融問題学習」、「消費者月間」等の機会や、町ホームページを利用し、消費生活や地球環境問題などについて意識啓発を図ります。 ③計量モニターへの協力を促進し、計量思想の啓発と消費者利益の保護に努めます。 ④高齢者の「振り込め詐欺」被害や若者の「インターネット」利用時におけるトラブルの防止についての情報提供を図ります。
2	消費者活動の促進	①農村生活研究グループなどの消費者団体を育成し、食品の安全PRや消費者被害の防止に関する啓発活動、リサイクル活動など、消費者の自主的な活動を促進します。
3	消費者保護の体制づくり	①栃木県消費生活センターや芳賀地区消費生活センターなどと連携し、相談・情報提供を充実します。

□ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
消費生活センター相談件数	37件	50件

□ 町民の役割

- 悪質な商法や地球環境など、消費に関わる情報を提供し、消費者の意識向上を図ります。
- 安全で地球にやさしい消費生活のために、消費者活動を推進します。
- 消費について、分からないことはすぐに相談するよう努めます。

第2節 子どもから大人まで地域で誇りを持って生きられるまち

基本施策 2－1 保健・医療の充実

基本施策 2－2 福祉・社会保障の充実

基本施策 2－1 保健・医療の充実

基本施策		施策		具体的な施策	
1	保健・医療の 充実	1	保健	1	各種計画の策定
				2	保健事業の充実
				3	健康づくりの推進
		2	医療	1	地域医療体制の強化



施策 2－1－1 保健

□ 基本方針

○健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を目指します。

□ 現況と課題

- 町では、保健福祉センターを拠点に、健康相談、健康診査など各種保健事業を推進するとともに、町民の自主的な健康づくり活動を促進しています。また、県では、健康長寿とちぎづくり推進条例を平成 26 年に施行し、県民一人ひとりが健康寿命の延伸を目指すよう意識付けをしています。
- 母子保健では、平成 26 年度に「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、この計画に基づきながら、訪問指導、子育て教室、母親学級など各種事業を推進しています。加えて、個別療育としてのことばの教室や、食生活改善推進員による食育活動、1 歳 6 カ月児健診時のブックスタート事業など幅広い取組を推進しています。また、妊娠・出産・育児において、心の問題を抱えるケースが見られるようになっているため、支援体制の充実が必要となっています。
- 成人・老人保健では、「高齢者総合保健福祉計画」等に基づき、健診や、健康教育・健康相談、訪問指導など、生活習慣病予防や介護予防を目指す各種事業を推進しています。生命の貯蓄体操など、町民主体の地域ぐるみ健康づくり活動も進めています。
- 精神保健福祉事業は、平成 14 年度に保健所から市町へ事務移譲となり、精神障害者が地域で社会生活を営めるよう支援に努めており、今後も、こうした活動を充実させていくことが重要です。
- 保健・健康づくりについて、国では、国民健康づくり運動「健康日本 21」が推進され、平成 14 年に健康増進法が制定され、国民一人ひとりが健康づくりに関する主体的努力をすることになっています。町では、特定健診、歯周疾患検診において、国の基準より拡大して実施していますが、受診者が増加していないことが課題です。

□ 施策の展開

施策名		展開
1	各種計画の策定	①町民の健康づくりの指針となる「市貝町健康増進計画(第2期)」を平成29年度に策定し、健康づくりの計画的な推進を図ります。 ②母子保健事業は、「市貝町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、計画的な施策の推進を図ります。 ③成人・老人保健事業は、「市貝町高齢者総合保健福祉計画(第6期)」に基づき、計画的な施策の推進を図ります。
2	保健事業の充実	①思春期、妊娠中や出産後、乳幼児を対象とした健康診査と保健指導などの母子保健事業の充実に努めるとともに、臨床心理士による心の健康、発達相談の充実に図ります。 ②福祉分野や教育分野とも連携し、また、出産準備手当を支給するなど、子育て支援体制の充実に努めます。 ③母子保健・学校保健での歯科検診や虫歯予防の指導を引き続き推進するとともに、年代に応じた歯科保健事業を充実します。 ④生涯を通じた健康維持、疾病の予防・早期発見、寝たきりや認知症予防のために、健康診査、健康相談・健康教育、訪問指導などの保健事業を実施します。 ⑤生活習慣病予防の啓発と日常生活改善のための運動を推進します。 ⑥障害の発生予防、早期療育体制、精神保健、難病対策など障害者に対する保健サービスの充実に図ります。 ⑦各種予防接種や健康診査などのきめ細かな情報を提供し、受診しやすい体制づくりを推進します。
3	健康づくりの推進	①年代別の具体的指標の設定など、ライフスタイルに応じた健康づくりの推進を図ります。 ②保健・福祉分野と生涯学習・生涯スポーツ分野が連携し、健康づくり講座や町民祭などの充実に図ります。 ③保健師、看護師、管理栄養士など、専門分野の人材の計画的な確保と資質の向上により、保健事業の充実に努めます。 ④食生活改善推進員など、健康づくりや食育に取り組むボランティアの育成及び活動を支援します。 ⑤保健師、管理栄養士を保健福祉センター、ふれあい館、きら里館等に派遣し、町民の自発的な健康づくりを支援します。 ⑥温泉健康保養センターにおける健康レクリエーションなどの充実に図ります。

□ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
特定健診受診率	43.3%	65.0%
特定保健指導受診率(初回)	71.9%	80.0%
一般保健指導受診率(来所)	62.0%	70.0%
要精密検査対象者医療機関再受診率	74.7%	85.0%
1歳6カ月児健診受診率	100.0%	100.0%
健康づくり教室参加者数	2,357人	2,600人
一人あたりの医療費(国民健康保険) ^{※1}	282,434円	299,380円
一件あたりの医療費(国民健康保険) ^{※1}	20,396円	21,619円
健康寿命	男76.9歳 女83.4歳	男78.0歳 女85.0歳
子育て支援等メール配信事業登録者数 ^{※2}	0人	400人

※1 医療費については、年々増加傾向で推移していますが、健康づくりを推進することにより、増加する医療費の抑制を目指します。(平成26年度県平均の一人あたりの医療費：301,811円)

※2 計画期間中の事業実施を目指します。

□ 関連計画

計画名	計画期間
市貝町健康増進計画(第2期)	平成25年度～平成29年度
市貝町子ども・子育て支援事業計画	平成27年度～平成31年度

□ 町民の役割

- 生活リズムと食生活の正しい習慣を身につけます。
- 無理なく続けられる運動を取り入れます。
- たばこの害を知り禁煙を心掛けます。
- アルコールの害を知り適正量を守ります。
- 心の病は早めに専門医に相談します。
- 歯の定期的な検診を行い、生涯自分の歯で食べられるようにします。
- 特定健診を年1回受診し、保健指導が必要な時は必ず受けます。

施策 2－1－2 医療

□ 基本方針

○安心して暮らせる医療体制づくりに努めます。

□ 現況と課題

- 現在、町内の医療機関は、一般診療所が3箇所、眼科診療所が1箇所、歯科診療所が5箇所あり、すべて民間の診療所です。栃木県の救急医療体制は、「1次」「2次」「3次」の3段階の体制で、緊急時に適切な医療が受けられるようになっています。
- 市塙地区の内科医療機関が廃業して以来、同地区への内科医療機関が望まれています。1次医療は、治療のみでなく健康管理の面からも必要となっています。
- 1次救急はかかりつけ医や一般の診療所で受診できます。休日や夜間においては、在宅の休日当番医（平成16年度より市貝町単独から市貝町・芳賀町共同で実施）や芳賀地区救急医療センターが担ってきました。
- 2次救急は芳賀地区として芳賀赤十字病院（真岡市）が県から指定されています。また、芳賀赤十字病院の新築・移転について町も支援しており、救急医療体制の整備が図られています。
- 3次救急は県内5箇所の救命救急センターが対応しています。また、平成22年1月から栃木県ドクターヘリが獨協医科大学病院を基地病院として運行を開始しました。医師による速やかな治療開始と医療機関への迅速な搬送が可能となりました。
- 高齢化社会を迎え、生活習慣病の増加など疾病構造が変化し、医療需要はますます増加、多様化することが予想されます。夜間・休日などの医療体制の充実や、在宅医療の展開など地域に開かれた医療体制づくり、患者本位の医療の確立に向けた病院・診療所間の連携の強化などが求められています。

県内の3次救急医療施設

	施設名	所在地
1	栃木県救命救急センター（済生会宇都宮病院併設）	宇都宮市
2	足利赤十字病院救命救急センター	足利市
3	大田原赤十字病院救命救急センター	大田原市
4	獨協医科大学病院救命救急センター	壬生町
5	自治医科大学附属病院救命救急センター	下野市

□ 施策の展開

施策名		展開
1	地域医療体制の強化	①かかりつけ医の普及に努めるとともに、身近な地域医療の充実を促進します。また、市塙地区への内科医療機関の誘致に努めます。 ②休日当番医制度による休日医療の充実に努めるとともに、救急医療センターの活用や芳賀赤十字病院への支援強化による救急医療体制の充実を促進します。 ③患者本位の医療の確立や高次・専門医療体制の充実に向けて、町内各診療所と近隣市町の各医療機関、宇都宮市等の高機能病院との連携強化を図ります。 ④保健と医療が連携し、健康相談・指導や健診・人間ドック、疾病予防・治療、リハビリテーションまでのデータを活用し、効果的な対応に努めます。 ⑤巡回診療、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導など、福祉や介護と連携した在宅医療の充実に努めます。

□ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
内科医院数	3 医院	4 医院

□ 町民の役割

○かかりつけ医をもつように努めます。



基本施策 2－2 福祉・社会保障の充実

基本施策		施策		具体的な施策	
2	福祉・社会保障 の充実	1	地域福祉	1	福祉のこころづくり
				2	地域福祉活動の推進
				3	人にやさしいまちづくりの推進
		2	高齢者福祉	1	高齢者施策の適切なマネジメントの推進
				2	介護給付の充実促進
				3	介護予防・生活支援サービスの充実
				4	施設サービスの充実
				5	社会参加活動の促進
		3	障害者(児)福祉	1	計画的な障害者支援の推進
				2	町民の意識の啓発
				3	自立と社会参加への支援の強化
				4	人にやさしいまちづくりの推進
		4	母子・父子福祉 低所得者福祉	1	母子・父子家庭への支援の充実
				2	低所得者への支援の充実
		5	社会保障制度	1	国民年金制度の趣旨普及の促進
				2	国民健康保険制度の安定化
				3	介護保険制度の安定化

施策 2－2－1 地域福祉

□ 基本方針

- すべての住民が、福祉のこころを育み、ともに助け合い、住みなれた地域で安心して暮らせる、あたたかいまちづくりを進めます。

□ 現況と課題

- すべての住民が築き上げてきた人間関係を維持しながら人間らしく生活して行けるように、入所型福祉サービスを可能なかぎり小規模化、地域化して行くとともに、在宅での自立生活支援が求められるようになってきています。
- 認知症高齢者、一人暮らし高齢者、知的障害者および精神障害者、さらには核家族共働き世帯における子どもなど、介護や自立支援を必要とする者に対する福祉サービスの内容は複雑、高度なものになってきています。
- 少子高齢化の進行、世帯人員の減少、職住の分離、地縁での人間関係の希薄化などにより、高齢者や障害者、子どもなどを家族や地域社会で支える力が弱まっています。
- 自立支援を要する者、また、支援している者、さらにその経験者のことを当事者とし、当事者が自らの意思により自らの能力の範囲内で日常の生活を送れるようにすることを当事者主権といいます。この当事者主権を確立するためには、生活ニーズに対応した福祉資源が十分になればなりません、不足しています。また、福祉サービスについての情報サポートは不可欠です。
- 当町では社会福祉協議会を中心に、民生委員・児童委員、ボランティア団体、小中学校、保育所・幼稚園、地域住民等が連携して地域福祉活動に取り組んでおり、平成 26 年度末現在で、社会福祉協議会に登録しているボランティアは、民生委員・児童委員を含め 13 団体で、登録者は 238 人です。
- 社会的に不利な条件をもつ特定の人々が生きがいを持ち、安心して暮らして行けるようにするためには、ボランティアに頼るだけでなく、住民に対し社会福祉の理解を深める福祉学習を行うことを通して、生活圏域を地域全体で見守り援助できる福祉コミュニティに変えることが大切です。
- バリアフリーやユニバーサルデザインを講じる福祉のまちづくりに取り組むとともに、制度の狭間に取り残された生活困窮者を支援するコミュニティソーシャルワーカーなど専門的な人材を育成することが必要です。

社会福祉協議会の登録ボランティア人数（平成 26 年度）

民生委員・児童委員	27	運転ボランティア	18
日赤奉仕団	15	防災ボランティア	17
こばとの会	13	読み聞かせボランティア	4
給食ボランティア	31	きじばと会	11
傾聴ボランティア	28	民生委員 OB 会	11
シニアクラブ奉仕団	45	一般町民ボランティア(個人)	5
町外ボランティア(3 団体)	13	合計	238

☐ 施策の展開

施策名		展開
1	福祉のこころづくり	①広報活動、学校教育や社会教育、ボランティア活動、イベントなどあらゆる学習・体験機会を通じて、福祉のこころの育成に努めます。 ②地域福祉の指針としての地域福祉計画や社会福祉協議会の地域福祉活動計画に基づき、地域福祉を推進します。
2	地域福祉活動の推進	①社会福祉協議会の機能強化に努めます。 ②日常生活自立支援事業の充実と法人後見を実施します。 ③社会福祉協議会にCSW(コミュニティソーシャルワーカー)を配置し、生活のしづらさを抱えた方の総合相談支援窓口として、各関係機関の専門職、民生委員・児童委員、地域住民との連携を密にします。 ④地区社協を設置し、住民交流や住民活動拠点の運営を行います。
3	人にやさしいまちづくりの推進	①公共施設における障害者用トイレ及びオストメイトトイレやスロープを設置をするとともに、地域の実情に応じ、歩道の設置、道路の段差の解消などバリアフリー化に努めます。 ②多様な個人の幸福の追求という観点から、障害や性別、年齢、さらには国籍に関係なく施設や設備がさりげなく使えるよう、スペースの確保や分かりやすい情報の表示などユニバーサルデザインの導入に努めます。 ③高齢者や障害者の能力を生かしたソーシャルエンタープライズやコミュニティビジネスを創出することによって新しい労働機会を増やし、地域経済の活性化につなげます。 ④福祉のまちづくりを進めていることを外部に発信することにより、町のイメージアップを図ります。

☐ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
ボランティア・福祉講座等の開催回数 (社会福祉協議会)	18回	29回
社協登録ボランティア人数	238人	360人
日常生活自立支援事業利用者数	6人	8人
おもいやり駐車スペース協力施設数	1施設	5施設
配食サービス利用者数	52人	150人
CSW配置数	1人	3人
総合相談機能を持つ窓口数	0箇所	1箇所

□ 関連計画

計画名	計画期間
市貝町地域福祉計画	平成27年度～平成32年度

□ 町民の役割

○たすけあいサービス事業を推進します。

○地域住民が抱える様々な福祉課題を地域の課題と考え、サービスを利用する人も提供する人も、同じ地域に住む町民同士が互いに支え合い協力し合い、支援していく新たな仕組みづくりを構築し、コミュニティ協働のもと、地域に根付いた活動になるよう努めます。



施策 2-2-2 高齢者福祉

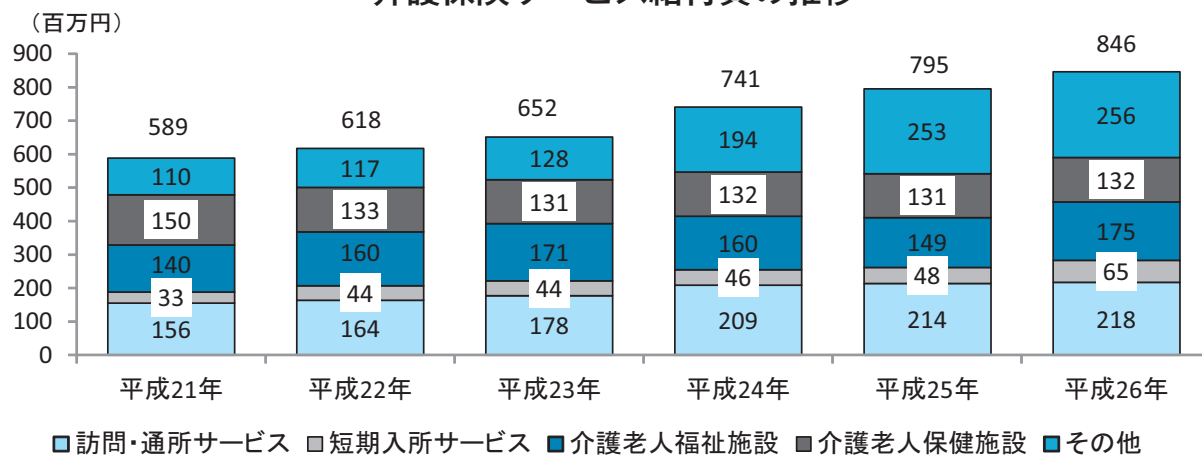
□ 基本方針

○高齢者が地域に住み続けられるよう、みんなで支え合う「地域包括ケアシステム」づくりを進めます。

□ 現況と課題

- 当町の 65 歳以上の高齢者数は、平成 26 年 10 月 1 日現在で 2,945 人、高齢化率は 24.2%です。
- 平成 12 年に介護保険制度がスタートし、10 年余が経過しました。今後も高齢者が増えることは確実で、特に団塊世代が 75 歳以上となる平成 37 年を見据えた中長期的な展望のもとに介護保険事業計画を策定する必要があります。また、介護保険法の改正により、介護予防事業を多様化させた「新しい総合事業」を展開することが求められていることから、ボランティアなどを活用し、地域の特性に応じた事業に取り組み、要介護にならないように、予防事業を充実させていく必要があります。
- 高齢者が地域でいつまでも元気に暮らせるようにするためには、シニアクラブ・自治会・ボランティアによる見守り・日常生活支援、また、地域包括支援センターの機能強化などにより、継続的・包括的に高齢者を支援する仕組みづくりに取り組むことが必要です。
- 疾病を抱えていても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活続けるためには、地域における医療・介護関係機関が連携して、在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。
- 今後の介護保険料の大幅な上昇を抑制するためには、運動等による健康づくりや介護予防策の強化、地域住民による見守りや支援、高齢者同士の支え合いなど基本方針にしていくことが重要です。

介護保険サービス給付費の推移



資料：介護保険事業状況報告書（各年 3～2 月給付分）

□ 施策の展開

施策名		展開
1	高齢者施策の適切なマネジメントの推進	①「高齢者総合保健福祉計画(第6期)」に基づき、計画的な施策の推進を図ります。 ②基本チェックリストを活用し、適切な介護予防サービスを提供するとともに、高齢者への総合相談・支援を行う「地域包括支援センター」の体制の充実に努めます。 ③地域包括ケアシステムの整備に努めます。 ④成年後見制度の普及啓発を図ります。
2	介護給付の充実促進	①サービス内容を定期的に評価し、給付の適正化と利用者保護に努めます。
3	介護予防・生活支援サービスの充実	①状態の改善、重度化予防を目指して、介護保険の予防給付の円滑な提供を促進します。 ②生活機能低下の早期発見・早期対応に向け、地域支援事業の介護予防事業を推進します。 ③地域支援事業等を活用しながら、高齢者の介護予防や日常生活支援の多様な取組を推進します。 ④家族介護支援対策として、家族介護用品の支給や、ヘルパー資格取得支援などのサービスを推進します。 ⑤介護保険法改正による、予防事業の多様化を図ります。
4	施設サービスの充実	①介護基盤緊急整備等臨時特例交付金などを活用し、需要に応じた施設整備を促進します。 ②高齢者の介護や保健福祉、生涯学習などの拠点施設の整備・充実に努めます。 ③小規模多機能型居宅介護やサービス付き高齢者専用住宅など介護施設の需要に応じた施設の整備に努めます。
5	社会参加活動の促進	①シニアクラブ活動の多様化、会員増を図ります。 ②学習活動、スポーツ・レクリエーション活動、文化活動、伝統技術・芸能などの伝承活動など、高齢者の多様な生涯学習の機会と場づくりを進めます。 ③シルバー人材センターの充実、支援などにより、高齢者の働く場や機会の拡充を図ります。 ④高齢者のボランティア活動への報償としてのポイント制の導入を検討します。

☐ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
要介護認定者数	517人	623人
地域支援事業二次予防事業(総合事業)の対象者施策による介護予防効果人数	46人	100人
シニアクラブ数(人数)	18団体(549人)	20団体(600人)
ポイントの発行数*	0ポイント	1,500ポイント
サロンの設置数	4箇所	6箇所

※計画期間中の事業実施を目指します。

☐ 関連計画

計画名	計画期間
市貝町高齢者総合保健福祉計画 (第6期)	平成27年度～平成29年度

☐ 町民の役割

- 少しでも要介護にならないよう(いつまでも元気である)、地域での助け合い参加、サロン(集いの場)等の参加・開催、介護予防事業へ積極的に参加します。
- いつまでも地域で自立して暮らすことを目指し、各種在宅サービスを活用します。
- 経験や知識、技術を生かし、学習や多世代交流など、多様な活動に参加します。
- 事業者は高齢者の積極的な雇用に努めます。
- 各地区での支えあいの精神を尊重し、子どもたちに伝えます。

施策 2－2－3 障害者（児）福祉

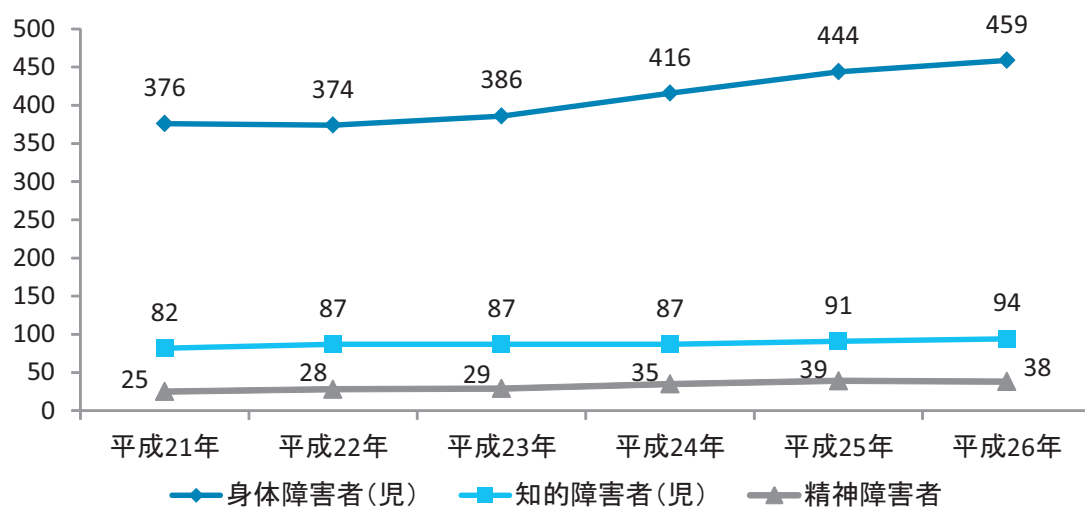
□ 基本方針

- 障害のある人もない人も、誰もが住みなれた地域で平等な暮らしを送ることができる地域社会を目指します。

□ 現況と課題

- 障害者数の増加や、障害の重度化・重複化が進むなか、障害があっても住みなれた地域で自立し、安心して生活できる地域社会が望まれています。
- 平成 26 年度末現在、当町の身体障害者は 430 人（身体障害者手帳所持者）、知的障害者は 98 人（療育手帳所持者）、精神障害者は 151 人（精神保健福祉手帳所持者、医療費公費負担者）、難病患者は 72 人（一般特定疾患医療給付者 64 人、小児慢性特定疾患医療給付者 8 人）です。
- 近年の障害者福祉制度を取り巻く現状をみると、国では障害者総合福祉法の施行により、障害サービスの対象が拡大されました。障害者（児）の権利と自由を守り、障害のある人もない人も、分け隔てなく、地域の中でその人らしく自立した生活を送ることが求められており、そのためには、様々な活動や社会参加の場所とつながりを持つことが重要です。地域住民の協力のもと、地域とのつながりを創りだす総合的な支援体制を構築し、サービスの調整や利用支援を行うケアマネジメントの整備に努めていくことが必要になっています。
- 障害福祉サービスについては、障害者自立支援法の成立により、数値目標を盛り込んだ「市貝町障害福祉計画」を策定し、利用者一人ひとりのサービス利用計画の作成、介護給付、訓練等給付、補装具費の支給等を実施しています。町ではこうした新たな制度改正に対応し、近隣市町の福祉施設等の協力を得ながら各種保健福祉サービスを提供するとともに、保健師、管理栄養士による訪問指導等を通じて、障害等の早期発見に努めています。平成 26 年度末現在、身体障害者福祉会（26 名）、ひまわり会（17 名）などの団体の育成にも取り組むとともに、障害児保育・教育の面では、可能な限り障害児の受け入れに努めながら、特別支援学校と連携した特別支援教育の推進を図っていきます。
- 町民への障害者支援の周知不足が課題となっており、今後は周知方法の充実が必要となっています。

障害者数の推移



資料：市貝町健康福祉課（各年4月1日現在。それぞれ手帳保持者数）

□ 施策の展開

施策名		展開
1	計画的な障害者支援の推進	①自立と社会参加への支援についての基本方針を定めた「市貝町障害者計画」と、サービスの数値目標を推計した「市貝町障害福祉計画」に基づき、総合的な障害者支援を計画的に実施します。
2	町民の意識の啓発	①広報誌や町ホームページ等を活用し、最新情報を提供します。 ②町民に障害者の日(12月9日)、障害者週間(12月3日～12月9日)等の理解を促します。 ③体験学習を推進します。
3	自立と社会参加への支援の強化	①地域の中で、障害のある人が一人ひとりの障害者の種別や程度に合った適切な支援を受けながら、自立して生活していくとともに、その家族の負担をやわらげられるよう、地域生活を支えるサービスの充実や日中活動の充実を目指します。 ②障害のある人が地域で自立して生活し続けられるよう、地域での自立生活を支える仕組みづくりを進めます。
4	人にやさしいまちづくりの推進	①住民環境の整備や障害者福祉施設の整備を促進します。

□ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
障害者で一般就労する人の数	0人	3人
就労移行支援事業の利用者数	3人	5人
福祉施設入所者数	12人	11人

□ 関連計画

計画名	計画期間
市貝町障害福祉計画(障害福祉計画)	平成27年度～平成29年度

□ 町民の役割

- 福祉を必要としている人たちは地域の一員であり、地域住民の「おたがいさまの考え方」をもとに、地域社会の中で支えあいシステムを実現します。
- 自治会内での要支援者の見守りや生活支援・防犯・防災活動に参加します。



施策 2－2－4 母子・父子福祉、低所得者福祉

□ 基本方針

- 精神面、経済面の支援体制の充実に努めながら、母子・父子家庭や低所得者の生活の安定と自立を促進します。

□ 現況と課題

- 当町のひとり親世帯は平成 26 年度末現在 77 世帯（ひとり親家庭医療費助成・児童扶養手当の受給者）です。母子・父子家庭は社会的、経済的に不安定な立場となり、就業や育児、家事など多くの問題を抱えている世帯も少なくありません。
- 児童扶養手当やひとり親医療費の支給、母子寡婦福祉金の貸し付けなどの経済的支援とともに、保育所や放課後児童対策など、母親や父親が安心して働ける環境づくりや相談窓口の充実、協力体制づくり、交流の場の提供などを進める必要があります。そのためには、福祉、教育、保健、雇用、法務など多岐の分野にわたる支援が必要であり、関係機関との協力連携が不可欠です。
- 平成 26 年度末の町の生活保護世帯は 81 世帯で、高齢世帯は 36％です。低所得者福祉の根幹である生活保護世帯は県の事務ですが、福祉事務所、民生委員・児童委員などと連携しながら、町においても、必要に応じ、低所得の自立等に向けた相談等を受け付けています。生活に困窮している人は経済的な問題だけでなく、心身の問題、家庭の問題など様々な問題を複合的に抱えています。それらの問題に対応し自立した生活を営めるように支援するための相談及び支援を行う、生活困窮者自立支援法が平成 27 年 4 月からスタートしました。その支援のため社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカーを配置するとともに、生活困窮者自立相談支援員と連携しながら、適切な指導・援助を行っていく必要があります。

□ 施策の展開

施策名		展開
1	母子・父子家庭への支援の充実	①母親や父親の精神的不安を解消するため、保健師や民生委員・児童委員、各関係機関と連携を図りながら、相談・指導の充実を図ります。 ②母子寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当等の周知と活用を推進し、母子・父子家庭の経済的安定を支援します。 ③ハローワークなどの関係機関と連携し、母子・父子家庭の就労に必要な知識及び技能の習得機会の提供を行い、就労を促進します。 ④社会福祉協議会と連携し、母子寡婦福祉会活動を支援します。 ⑤父母が安心して働けるよう、保育の充実に努めるとともに、放課後児童対策など児童の健全な育成環境の整備を図ります。 ⑥母子・父子家庭の現況やニーズの把握に努めます。
2	低所得者への支援の充実	①民生委員・児童委員や地域住民の協力を得ながら、生活困窮者世帯の実態把握と保健師による健康相談などによる支援体制の強化を図ります。 ②生活福祉資金貸付など、各種資金貸付制度の周知を図ります。 ③ハローワークや県など関係機関と連携し、生活困窮者世帯などへ就業相談、指導、能力開発の促進を図るとともに、雇用の場の確保に努めます。

□ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
生活保護世帯数	81世帯	81世帯
母子寡婦福祉会会員数	17人	40人
生活困窮者自立支援事業利用者数 (学習支援等)	1人	5人

□ 関連計画

計画名	計画期間
市貝町地域福祉計画	平成27年度～平成32年度
市貝町子ども・子育て支援事業計画	平成27年度～平成31年度

□ 町民の役割

- 相談の機会や支援制度を活用し、指導や助言によって生活の安定を図ります。
- 手当等の受給者は、適正な受給のため現況届の提出など町への報告を行います。
- 交流の場として母子寡婦福祉会活動に参加します。
- 事業所は、母子及び父子家庭の就労の拡大を図ります。
- 地域活動を通じ、母子及び父子家庭を地域として助けます。
- 関係団体・事業所は低所得者世帯や被保護世帯の就労の場の確保に協力します。



施策 2－2－5 社会保障制度

□ 基本方針

○少子高齢化時代を社会全体で支える社会保障制度の安定した運営に努めます。

□ 現況と課題

- 昭和 61 年に新制度として再出発した国民年金制度は、全国民共有の基礎年金の導入など老後の生活の支えとして大きな役割を果たしてきました。平成 14 年度以降、収納事務を国が行い、市町村における印紙検認事務が廃止されたことに伴い、町では、広報・相談や、窓口における諸手続きを行っています。超高齢化社会に移行する時代に、公的年金を長期的に安定した制度としていくために、住民も行政も国に十分な協力をしていくことが求められます。
- 国民健康保険制度は、昭和 13 年に制度が発足して以来、医療保険の柱として、国民の健康と医療の確保に重要な役割を果たしてきました。生産年齢人口の減少傾向とともに、退職者や高齢者の加入率が上昇し、低所得者の割合も高まっています。一方、高齢化の進行、疾病構造の変化、医療技術の進歩などにより、医療費の高額化や高齢者の医療費の増大がみられ、国保財政の健全化と円滑な制度運営が課題となっています。そのような中、平成 30 年度から、市町村国保を都道府県を中心に広域化した運営体制に移行されることから、さらに、町として医療費の適正化、抑制に向けた取組や、保険税の収納率向上に向けた体制の充実を図ります。
- 平成 12 年度からスタートした介護保険制度は平成 27 年度より第 6 期を迎え、制度の認知、事業所の設置も進んでいる一方、急増する給付費の抑制やサービスの質の確保などの課題は顕在化しています。また、団塊の世代が全員 75 歳以上となる平成 37 年を見据え、中長期的な計画づくりが必要です。さらに、介護保険法改正により、介護予防事業を充実（総合事業）させるため、高齢者がいつまでも元気でいられるような事業、地域づくり、仲間づくり（自治会・ボランティア・サロン等）が必要となります。

□ 施策の展開

施策名		展開
1	国民年金制度の趣旨普及の促進	①すべての町民が安心して豊かな老後を送れるよう、国民年金制度の意義や役割についての広報活動を充実し、無年金の解消に努めます。 ②保険料の口座振替の促進、免除制度の周知、事務の効率化など、日本年金機構事務センターとの連携のもと、適正な制度運営を図ります。
2	国民健康保険制度の安定化	①国保税の平準化などにより、適正な賦課を図ります。 ②広報誌やパンフレットなどにより、国民健康保険制度への理解を求めるとともに、口座振替制度への移行促進、収納体制の充実により、国保税の収納率の向上を図ります。 ③医療費通知制度の実施やレセプト点検の強化、ジェネリック医薬品の利用推進、広報活動により、医療費に対する意識の啓発や、被保険者の受診の適正化に努めます。 ④被保険者の健康の維持・増進を図るため、スポーツ活動・健康教室など関係機関と連携し、健康づくり事業を推進します。 ⑤特定健診の受診率の向上に努めます。
3	介護保険制度の安定化	①介護保険制度の周知と町民の理解を得るため、広報活動を充実します。 ②介護認定審査会による要介護認定の公平性・迅速性と、多面的な検討を確保します。 ③町における介護予防システムの確立に向け、地域包括支援センターによる介護予防マネジメントや総合相談・支援、権利擁護事業の円滑な推進を図ります。 ④需要と町民負担の動向をみながら、地域密着型サービスの適切な供給体制の確立を図ります。 ⑤徴収・支払い事務の効率化、徴収率の向上を図るとともに、新予防給付や地域支援事業の充実を促進して介護給付費の削減を図り、介護保険財政の健全運営に努めます。 ⑥事業の運営状況を適宜評価しながら、介護保険事業計画を定期的に改定します。

□ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
国民健康保険税収納率(現年度分)	92.77%	94%
介護保険料収納率(現年度分)	98.98%	99%
国民年金納付率(現年度分)	65.4%	66.7%

□ 関連計画

計画名	計画期間
市貝町高齢者総合保健福祉計画(第6期)	平成27年度～平成29年度
特定健診実施計画(第2期)	平成25年度～平成29年度

□ 町民の役割

- 制度への理解を深め、国民年金に加入して保険料を納めます。
- 国民健康保険制度への理解を深め、納税に努めます。
- 介護保険制度への理解を深め、保険料を納めます。
- 口座振替や前納制度を積極的に活用します。
- 自分の健康は自分で守るという自覚を持ち、疾病予防と健康の保持増進に努めるとともに、頻回、重複受診による医療費の無駄を減らします。
- 居宅介護支援事業者、地域包括支援センターは、本人のニーズに基づき、適切なケアプランづくりに努めるとともに、サービス利用後の十分な検証を行います。
- 介護サービス事業者は質・量ともに利用者が満足する介護サービスの提供に努めます。そのために、第三者評価を積極的に活用します。



第3節 若者から高齢者まで生きがいと希望を持って暮らせるまち

基本施策 3－1 農林業の振興

基本施策 3－2 商工業の振興

基本施策 3－3 観光の振興

基本施策 3－4 就労環境の充実

基本施策 3－1 農林業の振興

基本施策		施策		具体的な施策	
1	農林業の振興	1	農業	1	計画的な農政の推進
				2	生産体制の整備
				3	魅力ある農業の振興
				4	農村環境の整備・保全
		2	林業	1	森林環境の整備
				2	林業の振興

施策 3－1－1 農業

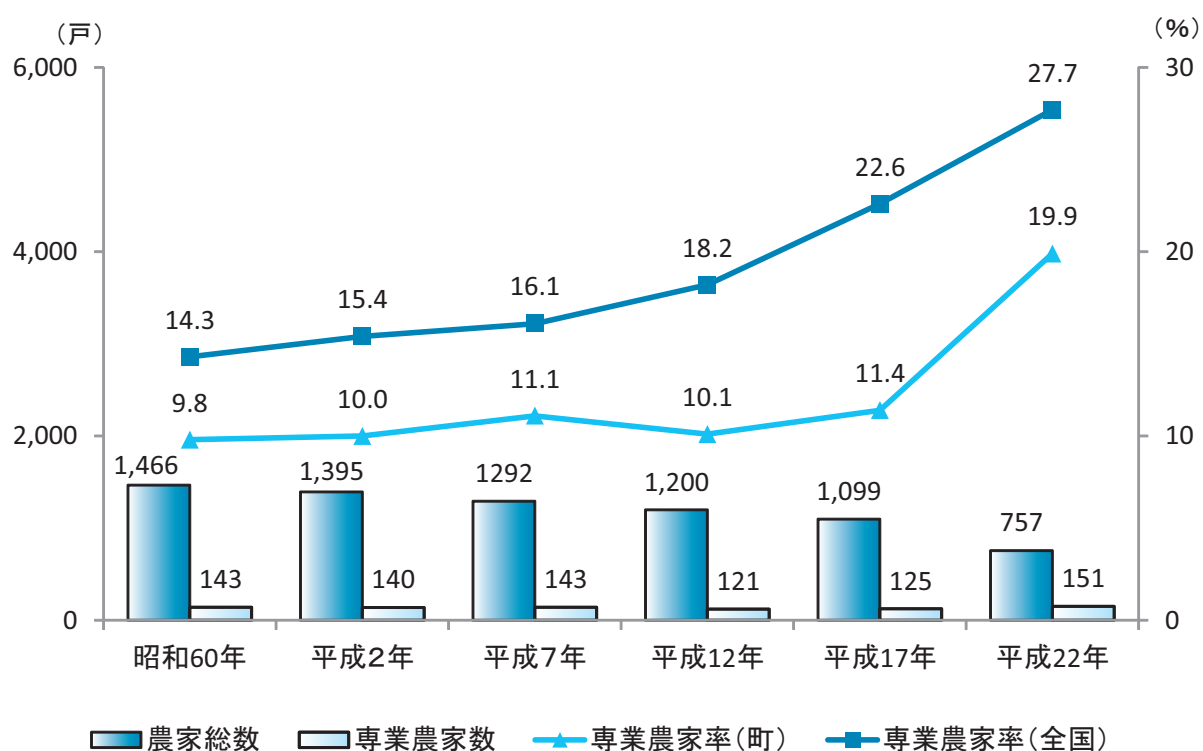
□ 基本方針

- 地域の担い手の育成を図るとともに、農地の集積・集約化を図り農業を足腰の強い産業とします。

□ 現況と課題

- 当町は、県都宇都宮市から東に約 24km にあり、地形的には、福島、栃木、茨城の三県の県境に連なる八溝山地に平行に走る喜連川丘陵地の南端に位置します。このため、狭い谷津田が町の中に何本も形成され、日本一長い谷津田があると言われています。
- 現在の土地利用は、田畑が 2,088ha（32.5％）、山林 1,746ha（27.2％）、宅地 402ha（6.3％）、牧場 26ha（0.4％）となっています。気温は、平成 26 年度の統計で、最低気温は－11.1℃、最高気温は 36.4℃ と気温の較差が大きい内陸性気候となっていますが、年間平均気温は、13.0℃ と比較的温暖な気候といえます。
- 平成 22 年の年齢別農業就業人口は、総数が 1,140 人、65 歳以上が 777 人となり、高齢者が農業に従事する割合は 68％に達しています。耕地面積は、昭和 40 年、50 年代をピークに減少していますが、1 戸当たりの平均耕地面積は、拡大傾向にあり、農林業センサスによると、平成 17 年には 1.77ha でしたが、平成 22 年には 2.15ha となっています。特に、0.5ha ～ 1.0ha の耕地を持つ農家が多く、当町の農業の担い手は、小規模経営農家群により占められています。
- 農業従事者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の拡大などの課題が生じている中、地域の話し合いをとおして作成された人・農地プランを最大限活用することや、栃木県農地中間管理機構を通じ農地の出し手の掘り起こしを図り、地域の担い手や農業生産法人に農地の集積や集約化を図るとともに、集落営農の組織化を進め、足腰の強い農業基盤づくりを図ることが求められています。
- 道の駅「サシバの里いちかい」農産物直売所は、農業振興策を展開していくうえで核となる施設として位置付けています。今後、農産物等の地産地消、販路拡大による農業の振興と活性化を図るとともに、都市と農村の交流、農業の理解促進を図るうえで有効に活用していくことが求められています。また、農産物直売所の品揃えの強化を図るとともに、地域経済の活性化を推進するため、6 次産業化や農産物加工品の開発支援、農産物のブランド化の推進を図ることが喫緊の課題となっています。

農家数・専業農家数の推移



資料：農林業センサス



□ 施策の展開

施策名		展開
1	計画的な農政の推進	①水田フル活用ビジョン、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想等に基づき、計画的な農政を推進します。 ②土づくりについては、市貝町堆肥利活用基本構想に基づき、町内に豊富に存在する家畜ふん尿を利用した循環型農業の確立を図ります。 ③農業を地域経済を担う産業とするため、担い手はもとより、小規模農家や高齢農家を含む多様な農業経営の推進を図ります。
2	生産体制の整備	①次代の農業を担う農業後継者の育成や新規就農者の確保を図るとともに、農業生産法人の育成、集落営農組織の法人化を促進します。 ②農地中間管理機構を活用し、農地の集積や集約化を図ります。 ③需要動向を把握した栽培品種や病気に強い品種の導入を図るとともに、災害時における農作物の管理について周知徹底を図ります。 ④耕畜連携により高品質で安価な堆肥を耕種農家へ供給し、農薬・化学肥料の投与減と畜産排せつ物の有効利用を図ります。 ⑤国営芳賀台地農業水利事業による農業用水を有効に活用しながら、水田等の野菜産地への転換をさらに促進するとともに、トマト・アスパラガス・花きなどの施設園芸についても収益力の向上を図ります。
3	魅力ある農業の振興	①有機農業や減化学肥料・減農薬による土づくりの推進と農業用廃プラスチックの回収徹底により環境にやさしい農業の振興を図ります。 ②既存の農畜産加工品の販売促進を図るとともに、新商品の開発を促し、販売することにより、農業者の所得の向上及び町のイメージアップを図ります。 ③人にも環境にもやさしい有機栽培あるいは、減農薬・減化学肥料栽培等からなる安全安心な農産物、また、それらを使用した農産物加工品を「サシバの里ブランド」として認定することにより付加価値を伴った商品の販売を促進します。 ④ICT（情報通信技術）や高度な環境制御技術、新品種等を活用した生産性の向上や省力化など、必要に応じ、新しい農業生産技術の導入を図ります。 ⑤地域のむらづくり団体等と協働した6次産業化の取組や農業分野への企業参入の促進を推進するとともに、グリーンツーリズムや民泊体験により、都市と農村との交流を図ります。 ⑥道の駅農産物直売所を拠点に農産物の地産地消、販路の拡大を図るとともに農業体験、自然体験を実施し都市と農村の交流を図ります。
4	農村環境の整備・保全	①経営体育成基盤整備事業（椎谷地区圃場整備）の推進を図ります。 ②合併浄化槽の設置や用排水路・ため池の適切な維持、管理などを促進し、快適で安全な農村環境づくりを図ります。 ③有害鳥獣の活動の拠点となる耕作放棄地、遊休農地の解消を図りながら、農産物の被害防止を図ります。 ④日本型直接支払制度を活用し、農業者を中心とした地域共同活動や環境保全に資する営農活動を支援するなど、農業農村の多面的機能の発揮に努めます。

☐ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
集落営農の法人化数	4組織	8組織
新規就農者数(雇用就農含む)	4人	9人
担い手への農地集積率	38%	66%
販売額1千万円を超える経営体数	20経営体	25経営体
体験農園の利用者数	90人	350人
民泊の利用者数	0人	40人
耕作放棄地の面積	66.6ha	23.8ha
圃場整備面積	828ha	868ha
認定農業者数	111人	140人
エコ農業とちぎ実践宣言者数	70人	100人
エコ農業とちぎ応援宣言者数	4人	30人
農家の家族経営協定締結数	47件	64件
道の駅農産物直売所販売額(農産物)	8,900万円	1億3,500万円
サシバの里ブランド認定数	2件	50件

☐ 関連計画

計画名	計画期間
市貝町地域農業再生協議会水田フル活用ビジョン	平成25年度～平成28年度
市貝町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	平成25年度～平成30年度
市貝町鳥獣被害防止計画	平成27年度～平成29年度
市貝町堆肥利活用基本構想	平成27年度～平成31年度

□ 町民の役割

- 就農希望者を積極的に受け入れ、地域の担い手確保に努めます。
- 新たな作物や新品種の導入を積極的に図るとともに良質な農産物の生産に努めます。
- 地域において営農集団化・法人化を進め生産効率の向上を図ります。
- 減化学肥料・減農薬栽培の実施により土づくりの推進を図るとともに、農業用廃棄物の適正な処理を行います。
- 家族経営協定を締結することにより、役割分担を図り家族みんなが働きやすい環境の整備に努めます。
- 地元農産物を利用した加工品の製造販売を実施することにより地域の活性化に努めます。
- 子どもや都市住民を対象とした農業体験の場の創設に協力します。
- 耕作放棄地や遊休農地の解消に努め食料自給率の向上に寄与します。



施策 3－1－2 林業

□ 基本方針

○多面的機能を持つ森林環境の整備と林業の振興を図ります。

□ 現況と課題

- 当町の森林面積は 2,390ha で、総面積の約 37%を占めています。森林の 99.6%を民有林が占め、そのうちスギを主体とした人工林率は約 20%と低くなっています。
- 森林は地域住民に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林地帯、更には、広葉樹が生育する天然林まで多様な構成となっており、また、森林に対する町民意識・価値観が多様化し求められる機能の発揮が期待されています。
- 森林のふれあいの場としての活用、木材の有効活用のため、間伐の推進、森林の管理不足によるイノシシ等の鳥獣被害対策などが求められています。
- 森林は、木材や林産物の生産機能にとどまらず、国土保全、防災、水源の涵養、環境や景観保全など多面的な機能をもっており、今後も長期的な視点に立った育成と活用が求められます。



□ 施策の展開

施策名		展開
1	森林環境の整備	①サシバをはじめとする生物多様性の豊かな里山づくりを進めます。 ②サシバをはじめとする生物多様性の豊かな里山づくりを進めるため、「市貝町森林整備計画」に基づき、水源の涵養機能、山地災害・風害防止機能、自然環境・生物多様性保全機能や安定して木材を供給する機能など多面的な機能を有する森林を守り育て、元気にして次の世代に引き継いでいけるよう、森林の整備と保全を推進します。 ③とちぎの元気な森づくり県民税を活用した「明るく元気な里山林整備事業」を推進します。 ④森林・山村多面的機能発揮対策事業を活用した、里山林保全活動、森林空間を利用した森林研修活動等の事業を推進します。 ⑤多面的機能の拡大に向け、広葉樹の育成の振興を図ります。
2	林業の振興	①林業後継者等の育成に努めるとともに、当町の林業労働力の担い手の中心として、芳賀地区森林組合への事業委託の推進により、資本の整備や執行体制の強化等事業実施体制の整備を図ります。 ②機械化等による保育・間伐等の森林作業の合理化、林道や作業道の整備、維持管理に努めます。 ③しいたけ、木炭等の原木の安定供給、経営の共同合理化及び品質の向上を図り、販路の拡大に努め、自然食品志向に着目し、樹木や山菜等を地域の資源として、新たな活用方策について研究します。 ④県や建築業者と協力しながら、地元産材の活用を促進するとともに、公共施設などへの木材利用を進めます。 ⑤自然監視員との連携により、松くい虫被害対策を推進します。

□ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
林産物生産	113t	113t
苗木配布数	200本	250本

☐ 関連計画

計画名	計画期間
市貝町森林整備計画	平成26年度～平成36年度

☐ 町民の役割

- 自然の大切さとふるさとへの愛着を育むため、町内の小中学生をはじめとした青少年に対して、自然観察会等を通じた森林づくりへの参加を推進します。
- 所有している山林の公益的機能を最大限発揮できるよう、保育・林産物の生産に努めます。
- 民間事業において、より一層の県産材の使用に努めます。
- 木炭等の特産品の購入・使用に努めます。



基本施策 3－2 商工業の振興

基本施策		施策		具体的な施策	
2	商工業の振興	1	商業・サービス業	1	個店の魅力化の促進
				2	新たな商業集積の促進
		2	工業	1	既存事業所の強化
				2	創業の促進
				3	優良企業の誘致



施策 3-2-1 商業・サービス業

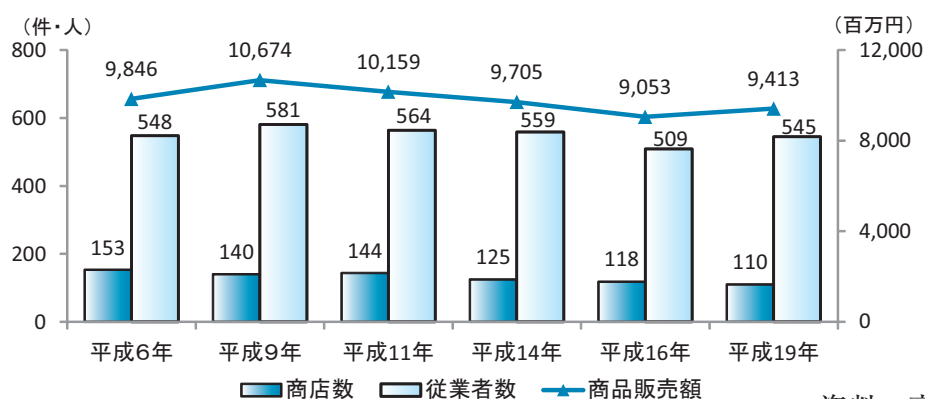
□ 基本方針

○消費者ニーズに応じた魅力ある商業・サービス業の振興を図ります。

□ 現況と課題

- 当町の卸売・小売業は、食料品・日用生活品等の自営小売店舗と、中南部の幹線道路沿線に立地する中規模のスーパーが主となっています。近隣市町の大店等への消費の流失は大きく、多くの個店は経営が厳しい状況です。
- 平成14年度から商品券事業を実施するなど、地元購買を促進するとともに、商工会と連携しながら各種融資制度や経営支援などを通じて経営の安定化を図っています。
- わが国の商業は、近年、大型化や資本系列化、フランチャイズ化などが進み、過当競争のなか、老舗百貨店や大手スーパーが倒産する厳しい時代を迎えています。一方で、町民の生活に密着した良質な商品やサービスを提供する個店や、広域的に集客できる魅力的な個店には、堅実な経営により安定成長を図っているケースも多くみられます。また、フランチャイズ加盟店の多くは、本部の知名度や商品・サービス力を生かし、堅実な成長を遂げています。
- 当町の商業は、これから一層の高齢化を迎えるなか、食料品・日用生活品等の小売や、飲食、クリーニング、理美容などサービスの提供を身近に得られる場所として、存続・発展が不可欠です。また、町民同士の交流や観光客とのふれあいの場としての役割も重要です。さらに、買い物弱者への対策も必要です。
- 農業・工業・観光との連携のもと、町民の生活に密着した良質な商品やサービスの提供、広域的に集客できる魅力的な店づくり、多様なビジネスモデルの活用などを促進し、商業・サービス業全体の魅力化を図っていくことが求められます。

商店数・従業者数・商品販売額の推移（小売・卸売の合計）



資料：商業統計調査

□ 施策の展開

施策名		展開
1	個店の魅力化の促進	①既存個店に対しては、商工会などと連携し、高度化・情報化のための融資や経営支援の強化を図ります。 ②研修や交流活動等を通じた事業者の育成に努めます。 ③各種イベントへの積極的な出店を促し、商業の活性化を図ります。 ④ブランド支援事業等により、魅力ある商品づくりを目指し地域経済の活性化を図ります。 ⑤インターネットを利用した直販を積極的に支援します。 ⑥買い物弱者への対策を検討します。 ⑦地元での購買促進を図るべく、いちかいプレミアム商品券事業の継続支援を図ります。 ⑧地域通貨の導入により、各施策と連携し、商業の振興を図ります。
2	新たな商業集積の促進	①主要地方道宇都宮茂木線芳賀・市貝バイパス沿線における、新たな事業者の出店や創業を促進します。 ②創業や新分野進出を目指す事業者に対しては、県の産業振興センター（よろず支援拠点）をはじめとした国・県などの制度も活用しながら、技術的支援に努めます。 ③旧市街地を中心として、空き店舗の利活用などにより、新規出店を図ります。

□ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
市貝ブランド認定商品数	10品目	15品目
市貝町制度融資利用件数	26件	30件
地域通貨取扱店舗数	0店	100店

□ 町民の役割

- 個性的で広域集客力のある店舗づくりに努めます。
- インターネットを活用した情報提供、販売などの情報化に努めます。
- 詳しい商品紹介、きめ細かなアフターサービス、営業時間の延長、個性的な内装・品揃え・陳列、バリアフリーの店づくりなど、多様化する顧客ニーズに対応した商店づくりに努めます。
- 共同イベントや、共同宅配サービスの導入、共同店舗等を研究するなど、事業者間の連携強化に努めます。
- 長年培った知識・経験・技術を生かして、創業や新分野進出に意欲的に取り組みます。

施策 3-2-2 工業

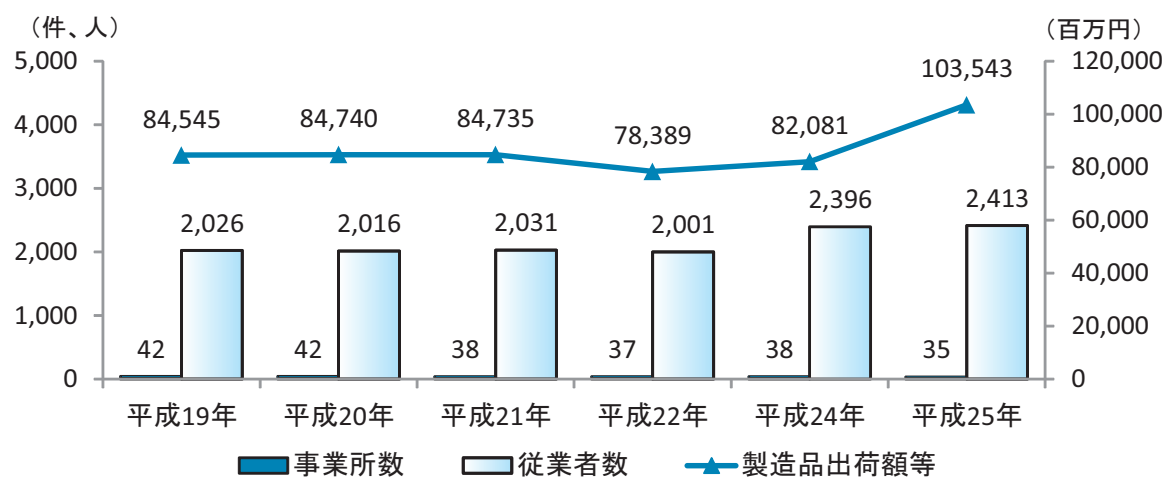
□ 基本方針

- 既存事業所の経営基盤の強化を図るとともに、新分野への進出や創業を支援します。
また、優良企業の誘致に努めます。

□ 現況と課題

- 当町の製造業は、赤羽地区の工業団地に立地する花王(株)、シーアイ化成(株)、クボタシーアイ(株)、東興パーライト工業(株)が中心です。
- 工業統計調査によると、平成 25 年の従業員 4 人以上の事業所は 35 箇所、従業者数は 2,413 人、製造品出荷額は約 1,035 億円で、経済のグローバル化や企業間競争の激化に伴って、工場の海外移転や集約化など、厳しい経営環境にありますが、製造品出荷額等は、平成 25 年に増加しています。
- 建設業も、住宅需要の低迷や公共事業の減少により、事業所数、従業者数ともに減少傾向にあります。
- 製造業や建設業は、戦後のわが国の経済成長に重要な役割を果たし、当町においても、重要な雇用の場となってきました。また、今日、私たちが充実した都市基盤のもとで便利で快適な生活が送れるのは、高い技術に裏付けされた製造業や建設業の発展があったからです。そして、私たちがよりよい明日を生きていくために、生産と建設は欠かすことはできません。
- 当町の立地条件や自然条件を生かして、既存企業の育成と、新規創業の促進、環境対策への支援など、総合的な工業振興策を推進していく必要があります。

事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移（従業員 4 人以上の事業所）



資料：工業統計調査

□ 施策の展開

施策名		展開
1	既存事業所の強化	①異業種交流の促進、新分野進出への支援、融資制度の活用促進、経営・技術支援体制の充実などにより、既存の地域企業の高度化と経営基盤の強化を図ります。 ②消費の成熟化に対応し、情報発信の強化、市貝ブランドの商品開発など、販売機能の強化・充実に促進します。 ③新技術導入などによる競争力強化の促進、地元木材使用の奨励、建設廃棄物のリサイクルの促進などにより、建設業の振興を図ります。 ④企業誘致促進条例に基づいて、既存の事業所の基盤強化を図ります。
2	創業の促進	①町、商工会、企業が連携し、県・広域圏と連携を図りながら、創業を支援する体制を整備します。 ②次世代の地域からの企業化に向けて、子どもたちに対して、地域の産業や手づくりの技術・文化などにふれる機会の充実に努めます。
3	優良企業の誘致	①企業誘致促進条例に基づいて、工場等の新增設を支援します。 ②恵まれた自然環境や潜在的な地域資源を発掘し、地元住民の雇用の場となる優良企業の誘致等に努めます。 ③企業等の新增設に向けたプロジェクトチームを組織化するとともに、6次産業化に向けた研究を進めます。

□ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
企業誘致促進条例に基づく指定事業所数	0件	5件

□ 町民の役割

- 事業者は各種制度を最大限活用し、設備の近代化や環境対策、人材育成に努めます。
- 先端技術交流を進めるとともに、町内・県内での異業種交流を進め、効率化や新分野への進出、創業に生かします。
- 事業者は、工場見学や子どもの就労体験などを行い、次世代に向け情報を発信し工業の振興を図ります。

基本施策 3－3 観光の振興

基本施策		施策		具体的な施策	
3	観光の振興	1	観光	1	観光基盤の整備
				2	観光のまちづくりの推進
				3	広域観光ルートの形成
		2	道の駅	1	情報発信の充実
				2	体験型交流の推進
				3	イベントの充実
				4	農商工業との連携



施策 3－3－1 観光

□ 基本方針

○自然資源と歴史的資源を生かした観光のまちづくりを進めます。

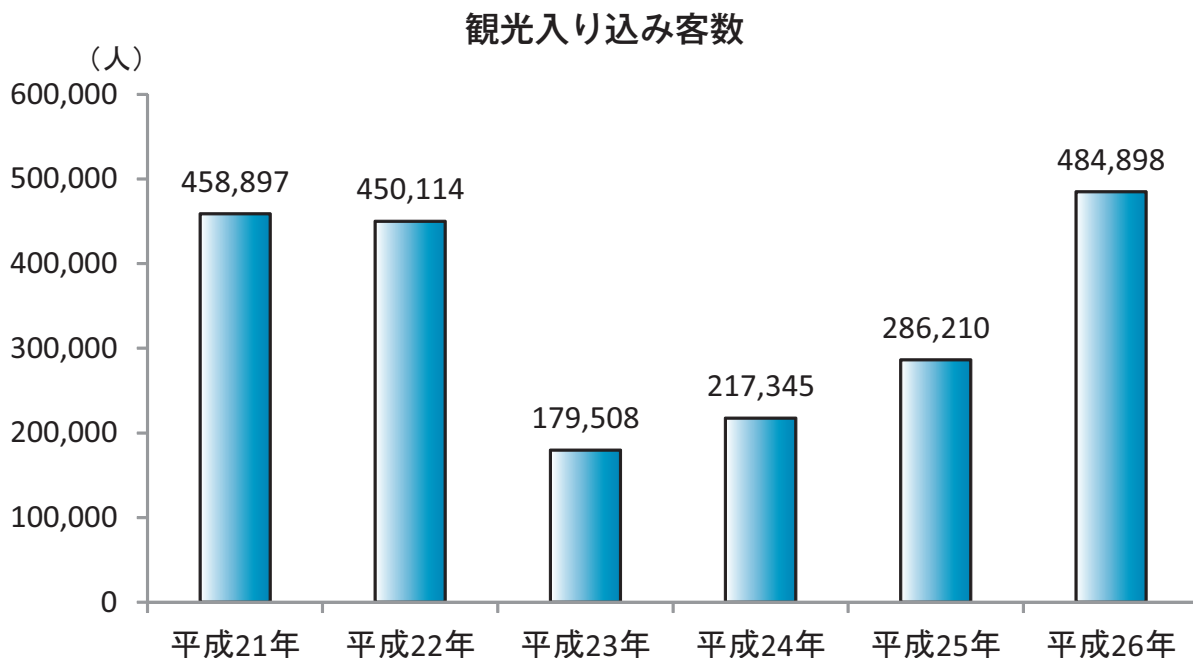
□ 現況と課題

○当町の観光は、これまで、伊許山園地、観音山梅の里などを観光資源としてきましたが、本州最大級の植栽面積を誇る芝ざくら公園が平成 18 年に開園され、まつりの期間中は約 20 万人の来園者で賑わっています。

○道の駅「サシバの里いちかい」が平成 26 年 4 月に開設され、新たな観光拠点として充実することが求められています。

○人々の自然志向や健康志向、文化志向が進んでいる状況であり、自然や歴史を感じ取ることができる当町の観光は、潜在的な可能性を秘めています。

○平成 27 年 10 月に市貝町観光協会が設立され、事業者・町民・行政が協働して、観光まちづくりに取り組んでいます。



資料：栃木県観光交流課

☐ 施策の展開

施策名		展開
1	観光基盤の整備	①観光協会と連携し、芝ざくら公園・観音山・伊許山園地等の周辺環境整備や、散策道、案内板などの再整備を図ります。 ②観光交流拠点である道の駅「サシバの里いちかい」と連携し、観光基盤の充実を図ります。 ③宿泊施設や体験施設などの誘致に努めるとともに、町内や近隣市町の事業所に対し、ショールーム等の整備を働きかけます。
2	観光のまちづくりの推進	①観光パンフレット、ホームページ、マスコミへの情報提供など、町の観光情報を積極的に発信します。 ②観光ボランティアの基盤を整備し、周遊マップ等を活用しながら市貝町の魅力を発信します。 ③観光イベントの充実を促進するとともに、古くから伝承されてきた杉山太々岩戸神楽や田野辺の天祭及び武者絵など、魅力ある観光資源を活用するように努めます。 ④既存の特産品の魅力化と販売促進を図るとともに、新たな農商工連携による市貝ブランドの企画・開発に努めます。 ⑤イメージキャラクター「サシバのサッちゃん」などを活用し、観光情報を含めた町のPRを図ります。 ⑥観光資源を活用し地方創生を推進するため、観光戦略計画を策定します。
3	広域観光ルートの形成	①県内・芳賀地区など広域的な周遊ルートを策定し、観光情報の発信や観光キャンペーンの充実を促進します。 ②当町への誘導を図るため、近隣市町の観光施設へ広域的にパンフレットを配布したり、沿道への観光案内板・誘導板の設置を進めます。

☐ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
観光入り込み客数	484,898人	650,000人
観光協会会員数(一般会員)	0人	150人
「サシバのサッちゃん」ゆるキャラグランプリ順位	468位	100位以内
「サシバのサッちゃん」イベント出演回数	78回	100回

☐ 町民の役割

- 観光客と町民が、ともに楽しめるイベントづくりに努めます。
- 観光まちづくりについて、アイデアを提案し、実行します。
- 食の新商品開発や、町の観光資源発掘に協力します。
- 観光業に携わる町民は、サービス・接客の向上に努めます。

施策 3－3－2 道の駅

□ 基本方針

- 「サシバの里」の入り口として、各活動拠点への足掛かりとなるような自然観察型・農業体験型の道の駅を目指します。

□ 現況と課題

- 道の駅「サシバの里いちかい」が平成 26 年 4 月に開設され、新たな観光拠点として地域の農商工の発展に寄与することが求められています。
- 様々な体験プログラムを持った「体験型」道の駅として、他の道の駅との差別化を図ることが必要です。
- 道の駅や町内での体験プログラムなどを実行するインタープリター（自然と人の仲介役）等の育成を進めることも必要です。
- 新たな地域振興施設として、農、商、工が活発に交流し、地域産業の振興と活性化を推進することが求められます。



☐ 施策の展開

施策名		展開
1	情報発信の充実	①「まちおこしセンター」を中心として、「サシバの里」のイメージ映像や、サシバについてのパネル展示、道の駅周辺で観察できる生きものの生態展示を行うなど、多様な情報提供に努めます。 ②市貝町で見られる生きものたちのリアルタイムな情報発信を図ります。 ③「サシバの里」づくりのPRコーナーを設け、町の取組についても発信し、町のPRに努めます。
2	体験型交流の推進	①道の駅周辺の里地里山や体験農園を利用して、生きものの観察や、農業体験などを実施し、多様な交流の提供を図ります。 ②住民参加による賑わいの拠点の創出を図ります。
3	イベントの充実	①広域的な観光情報(イベント等)の発信により、都市と農村の交流を促進し、地域の活性化を図ります。 ②道の駅周辺、あるいは市貝町内を周遊し、自然、産業、歴史、文化などが体感できるコースや、季節に応じて、テーマを決めたエコツアーなどにより、リピーターの増加を目指します。
4	農商工業との連携	①農、商、工が活発に交流することにより、地場産業の振興と活性化、地産地消の推進を図ります。 ②環境に配慮しながら育てられた安全・安心な農作物・加工品などを販売し、地場産業を活性化します。

☐ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
道の駅来客数	225,000人	289,000人
自然観察型・農業体験型イベント参加者数	621人	1,000人
サシバの里PR映像数	1本	3本

☐ 町民の役割

- 地域ブランドとしての「サシバの里」の展開に協力します。
- 多様な体験型交流に協力します。
- 農、商、工、観光が連携して、地場産業の振興を図ります。

基本施策 3－4 就労環境の充実

基本施策		施策		具体的な施策	
4	就労環境の充実	1	雇用・勤労者対策	1	雇用の安定
				2	勤労者対策の推進



施策 3－4－1 雇用・勤労者対策

□ 基本方針

○安定した雇用の促進と、勤労者対策の充実に努めます。

□ 現況と課題

○人事や賃金の能力重視の増大、契約・派遣社員、パート・アルバイトなど雇用形態の多様化、外国人労働者の増加、フリーター、ニートの増加など、わが国の雇用をめぐる状況は大きく変化しています。

○勤労者対策として、週休2日制や週40時間労働制、有給休暇、産休・育休などが制度化されていますが、あまり活用されていないのが実情です。

○雇用や勤労者対策をめぐる問題は、社会的に弱い立場にある層で一層深刻な状況であり、町においても、町民が安心して快適に働き続けられる環境づくりに努めていく必要があります。

□ 施策の展開

施策名		展開
1	雇用の安定	①地域産業の振興などにより、雇用機会の拡大に努めます。 ②新規就農・新規就労の促進に向けて、情報提供・相談・指導体制の整備に努めます。 ③ハローワークやジョブモールなどと連携し、年齢や適性・能力に応じた就業機会が確保されるよう努めます。 ④実践型地域雇用創造事業を活用した雇用の創出を図ります。
2	勤労者対策の推進	①就労実態を把握し、適正な就労条件、就労環境の充実に努めます。 ②共済制度の充実、促進を図ります。 ③フレックスタイム制、短時間勤務制度、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け努めます。

□ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
有効求人倍率	0.61	0.70
企業誘致促進条例に基づく新規雇用者数	0人	25人
創業者数	0人	4人

□ 町民の役割

- 職業訓練などにより、職業上の知識や技術の習得に努めます。
- 事業者は適正な就労条件の確保と、就労環境の充実に努め、雇用の安定化につなげます。
- 事業者は、U・I・Jターン希望者への積極的に採用情報を提供します。



第4節 誰でもどこでも育み学びあえる魅力に満ちたまち

基本施策 4－1 学校教育・就学前保育・教育の充実

基本施策 4－2 生涯学習の推進

基本施策 4－3 尊重しあう社会の形成

基本施策 4－1 学校教育・就学前保育・教育の充実

基本施策		施策		具体的な施策	
1	学校教育・就学前保育・教育の充実	1	子育て環境	1	子ども・子育て支援事業計画の計画的な推進
				2	少子化対策の推進
				3	子育て家庭への経済的な支援
				4	保育サービスの充実
				5	地域の子育て環境の整備
				6	幼児教育・保育の充実促進
				7	家庭や地域の教育力の強化・回復
		2	学校教育	1	教育内容の充実
				2	教育環境の充実
				3	児童・生徒への経済的な支援
				4	学校と家庭、地域社会との連携



施策 4－1－1 子育て環境

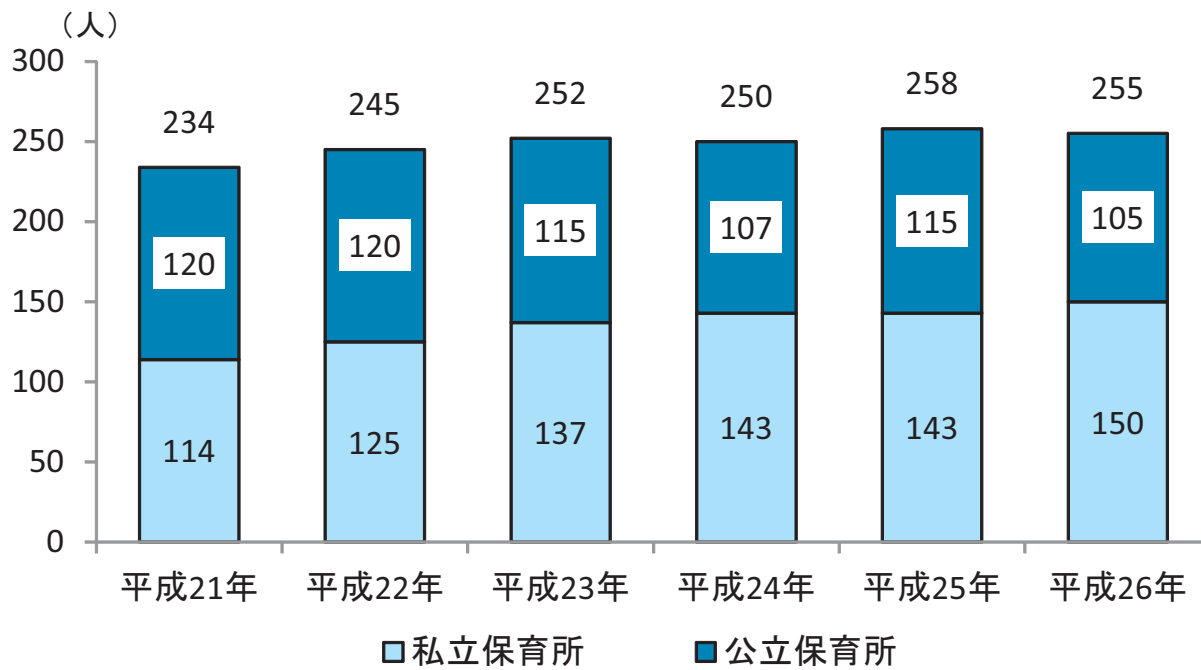
□ 基本方針

- すべての家庭が安心して子育てできるよう、地域全体で子育て家庭を支えるとともに、一人ひとりの個性を生かした幼児教育・保育を推進します。

□ 現況と課題

- 当町には、公立保育所が2箇所、私立保育所が2箇所あり、平成26年4月現在で255名の児童が町内及び町外の保育所（園）を利用しています。乳児保育、障害児保育、延長保育を町内の全ての保育所（園）において実施するとともに、一時保育を市塙保育所、赤羽保育園、かみねの森保育園で行うなど、多様化する保育ニーズへの対応に努めています。
- 学童保育は、平成21年には105名であった入所児童数が、平成26年現在では187名と大幅に増加しており、世帯の核家族化や就労形態の多様化により入所児童数が増加する傾向にあります。このような中、各小学校区において放課後の生活や遊びの場を提供するとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支援しています。
- 核家族化や地域のつながりが希薄化する中で、子育ての孤立化や不安感を解消するため、家庭、地域、行政が連携し、地域全体で子育て支援に取り組んでいく必要があります。
- 就学前教育の場としては、幼保連携型認定こども園が1園あり、地理的条件等から近隣の認定こども園や私立幼稚園にも多く就園しています。町では、保護者の保育料の経済的負担の軽減を図るとともに、子どもの遊び場の確保、未就学児の親子教室、幼児教育に関する各種講座等などの幼稚園地域子育て事業、延長及び長期休業日の預かり保育を実施しています。
- 幼児期は、感性、知性や社会性など人間形成のうえで大切な時期であり、家庭や社会などが一体となって、幼児期が健やかに発育できるような環境を整備していく必要があります。近年、家庭や地域の教育力の低下、幼児期における集団遊びや自然とふれ合う機会の減少、保護者のニーズの多様化などが進んでいることから、家庭と地域との連携の強化、小学校と連携した教育体制や幼稚園教育の充実等を図っていくことが求められています。
- 少子化が進み、就労形態が多様化し、地域コミュニティが希薄と言われている今日、家庭、地域、行政が明確な役割分担のもと、地域全体で次世代育成を図るまちづくりが強く求められています。また、結婚相談等の相談員の充実が必要です。

保育所（園）の入所者数の推移



資料: こども未来課（各年4月1日現在）



□ 施策の展開

施策名		展開
1	子ども・子育て支援事業計画の計画的な推進	①「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援を計画的に推進します。 ②「子ども子育て支援計画」について、毎年検証を行い、必要に応じて見直します。
2	少子化対策の推進	①安心して子どもを産み、育てられるよう、妊婦健診、子ども医療の充実などの支援を行うとともに、ニーズに対応した子育て支援事業の充実や親子が集える場所の提供など子育て環境の整備に努めます。 ②町ぐるみで結婚を支援し、家庭を築き、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進する「後継者結婚相談」事業を実施します。 ③とちぎ出会いサポート事業(結婚支援事業)と連携し、独身者の結婚活動を支援し、「出会いの場」創出事業として、出会い応援事業を実施するとともに、イベント情報提供事業を行います。
3	子育て家庭への経済的な支援	①子どもを持つ親の経済的な負担を軽減するため、各種手当の利用促進や各種助成の充実に努めます。 ②不妊治療費補助を実施します。
4	保育サービスの充実	①延長保育や休日保育など、保護者の就労形態の多様化や保護者のニーズに対応した保育内容の充実に努めます。 ②杉山保育所の民営化について、調査・研究を進めます。 ③自然体験や高齢者、異年齢児とのふれあい活動など、保育内容の充実に努めます。 ④保育士の資質の向上を図るため、職員の研修機会の充実に努めます。 ⑤安全で安心な保育環境を確保するため、防犯防災対策に努めます。
5	地域の子育て環境の整備	①地域子育て支援センターの充実を図ります。 ②子育てに関する講座の充実を図るとともに、保護者による自主的な育児サークル活動を促進します。 ③公園、広場の整備や学童保育施設の新設など放課後の居場所づくりに取り組みます。 ④ボランティアなど、子育て支援の人材発掘・育成に努めます。 ⑤児童相談所や学校、関係機関で組織する市貝町要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待の早期発見や防止に取り組みます。
6	幼児教育・保育の充実促進	①遊びを中心とした豊かな生活体験を通して、幼児一人ひとりの特性や発達に応じた教育・保育を促進します。 ②幼保小の連携を図りながら教職員・保育士等の資質向上の研修を支援します。
7	家庭や地域の教育力の強化・回復	①保護者に対する幼児教育や子育ての相談・支援・情報提供を充実します。 ②家庭教育学級や親子教室を開催し、保護者の教育力の向上、仲間づくりを推進します。 ③自然とのふれあいや身近な施設・文化を教材にした教育の展開を促進します。

☐ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
地域子育て支援センター利用者数	1,346人	1,700人
ファミリーサポート支援事業登録者数※	0人	50人
強化ガラス導入施設数	0施設	2施設
結婚相談員数	14人	20人
婚活イベント開催回数	1回／年	2回／年

※計画期間中の事業実施を目指します。

☐ 関連計画

計画名	計画期間
子ども・子育て支援事業計画	平成27年度～平成31年度

☐ 町民の役割

- 育児相談や各種講座などを活用し、育児や家庭でのしつけなどについて知識を深めます。
- 子どもに関わる地域活動、グループ活動に積極的に参加します。
- 地域社会は、様々な行事や活動の場を提供し、子どもたちが地域の人々とふれあい、地域の一員であると自覚できる環境づくりの推進に努めます。
- 事業所は、労働者の仕事と家庭の調和の実現に向け、子育て期間中の短時間勤務や育児休業制度の遵守など子育てと仕事の両立支援に努めます。
- 地域行事への参加をととして、異世代との交流・連携を深めます。
- 幼児教育や子育てに適した環境の保全維持に努めます。
- 幼児教育や子育てに対する認識を深めます。
- 出会いの場に、積極的に参加します。

施策 4－1－2 学校教育

□ 基本方針

○生きる力と生涯にわたって学び続ける意欲と夢を持ち、温かくたくましい子を育てます。

□ 現況と課題

- 少子高齢化が進行し、グローバル化や情報化が急速に進展する変動が激しい社会において、未来を担う子どもたちが、たくましく生き抜いていくためには、人生を「生きる力」とより確かな「学力」を育むことが大切です。そのためには、地域に開かれた信頼される学校づくりを実践し、活力に満ちた特色ある教育活動の推進に努め、豊かな心、健やかな体の育成、確かな学力の定着化を図っていく必要があります。また、学校施設・設備の充実に努めるとともに、保育所（園）、幼稚園、小中学校の連携、交流を推進し、一貫性のある教育に努めます。
- 当町には、市貝小学校、赤羽小学校、小貝小学校の3小学校と、市貝中学校の計4校があります。平成26年度の児童・生徒数は、小学校が608人、中学校が329人で、平成10年度から年々減少し16年間で564人減少しています。平成20年度まで1学年で2学級だった市貝小学校は、平成21年度に1学級編成の学年が出できて以来減少が続き、平成26年度は全学年で7学級になっています。
- 各学校では、国際理解を深める教育や地域を知る活動、職業選択の機会としての職業体験教育、環境・福祉・情報教育など多様な教育を推進しています。また、不登校などの子どもたちのために適応指導教室を開設し、教育相談や体験活動を通して不登校の改善や進路についての支援をしています。
- 今後は、学校と家庭・関係機関がより一層連携を図りながら、「基礎学力の定着」と「心の教育」に重点をおいて推進していく必要があります。
- 子どもの安全確保のため、こども110番の家が、平成26年度末現在で、町内に186箇所、地域の協力を得て指定されています。
- 特別な支援を要する障害のある子どもに対する早期からの就学支援が重要となっています。

小中学校の児童・生徒数の推移

単位：人

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
市貝小学校	328	400	359	281	246	198
赤羽小学校	332	367	362	349	298	290
小貝小学校	—	—	—	—	—	126
小貝中央小学校	172	156	106	84	60	—
小貝南小学校	87	94	86	80	67	—
市貝中学校	481	479	525	434	351	315

注：平成25年4月に小貝中央小学校及び小貝南小学校は、統合して小貝小学校になった。

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

□ 施策の展開

施策名		展開
1	教育内容の充実	①基本的にわかりやすい授業、自ら学ぶ意欲を引き出す授業の充実、学校、家庭、地域社会との交流をととして、心豊かでたくましい児童生徒の育成を目指します。 ②外国語指導助手(A L T)を配置し、英語教育の拡充を図るとともに、中学生の海外派遣等による国際理解・交流事業を推進します。 ③小中学校の情報教育の充実を図ります。 ④豊かな感性と情操を養い、基礎学力に必要な読解力を養う図書活動の充実を図ります。 ⑤社会人講師や地域ボランティアを活用し、地域の自然、文化、歴史、社会体験学習の機会づくりに努めます。 ⑥身近な自然や人材を活用して、環境教育の充実を図ります。 ⑦道徳教育や青少年赤十字活動(J R C)をととして、人権や命、健康を守り、地域社会等への奉仕精神など「こころ」の教育に努めます。 ⑧健康診断や健康教育、学校体育活動をととして、児童生徒の健康づくり、体力の向上を図ります。 ⑨いじめ問題の解決や不登校の改善に向けて、スクールカウンセラー等の教育相談の充実を図ります。 ⑩障害のある児童生徒には、早期から一貫した支援ができるように、幼稚園・保育所(園)、保健師、関係機関と連携を図って推進します。 ⑪給食活動において、食育・地産地消の取組に努めるとともに、民営化も検討します。 ⑫児童会・生徒会、各種委員会活動等の活性化を図ります。
2	教育環境の充実	①教職員の資質と指導力の向上を図ります。 ②学習指導助手を配してきめ細かな教育支援を図ります。 ③社会教育施設と連携した学習活動を推進します。 ④学校施設・設備の整備、改修を計画的に行います。 ⑤防犯や災害対策等の安全・安心な教育環境づくりに努めます。 ⑥通学路の安全確保を図るとともに、地域の協力を得て、こども110番の家を充実します。 ⑦遠距離通学対策(スクールバス)を推進します。
3	児童・生徒への経済的な支援	①児童・生徒を持つ家庭の経済的負担を軽減するため、各種手当の利用や各種助成、進学支援などを充実します。
4	学校と家庭、地域社会との連携	①地域の自然・歴史、文化、伝統行事、産業といった地域資源を積極的に活用し、子どもの学習意欲の向上を図ります。 ②P T A活動など、学校・家庭・地域社会との連携の活性化に努めます。 ③子ども会育成会、スポーツ・体験活動、地域の行事等をととして、交流活動の活性化を図ります。 ④学校を地域住民の生涯学習の場として学校開放の連携を進めます。 ⑤開かれた学校づくりのため、学校の自己点検及び評価の結果を保護者や地域に公開します。

□ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
こども110番の家指定数	186箇所	220箇所
小学校における空調設備の整備	0校	3校
学校給食の民営化の導入	3校	4校
指導主事の配置数	0人	1人
学習指導助手の配置数	4人	8人
学力の達成度(小学生)	県平均を下回る	県平均を上回る
学力の達成度(中学生)	県平均を上回る	県平均を上回る

□ 関連計画

計画名	計画期間
教育振興計画	毎年
子ども読書活動推進計画	平成24年度～平成28年度
市貝町いじめ防止基本方針	平成27年度～

□ 町民の役割

- 学校に任せきりにせず、積極的にに関わり、支援、援助を行い、地域の教育力を高めます。
- 家庭や地域の中で健やかに育てられるよう、安全で安心な地域社会をつくれます。
- 地域活動に積極的に参加し連携を深め、子どもたちの「地域愛」を育てます。
- 「こども権利条例及び子どものいじめ防止に関する条例」を理解し遵守します。
- 生きていくうえでの手本となるよう、生涯学習等に生きがいをもって参加します。

基本施策 4－2 生涯学習の推進

基本施策		施策		具体的な施策	
2	生涯学習の推進	1	生涯学習 推進体制	1	生涯学習推進体制の整備
				2	まちづくり活動との連携
		2	社会教育	1	社会教育の推進
				2	社会教育施設の充実・整備
				3	青少年教育の充実
		3	文化・芸術	1	伝統的な文化・芸術の保存と継承
				2	文化・芸術活動の促進
		4	スポーツ・ レクリエーション	1	スポーツ・レクリエーションの活性化
				2	施設の整備・充実



施策 4－2－1 生涯学習推進体制

□ 基本方針

○町民の生涯学習ニーズを充足する生涯学習推進体制の整備を図ります。

□ 現況と課題

- 現在、当町では公民館等の社会教育施設を主として、各種学級・講座の開催など多くの学習機会の提供に努めています。その学習内容については、個人の興味や関心に関することはもちろんですが、最近の現代的課題や地域の課題に関する学習の充実が求められるようになってきました。また、学んだ成果を発表したり、それらを生かして地域や人のために役立ちたいと考えている人たちが増えてきています。そこで今後は、個人のニーズや団体の要望を的確にとらえ、社会教育委員会の意見も取り入れ、さらに役に立つ学習の推進体制づくりを進めていきます。
- 物が豊かになった今日、私たちは、心の豊かさを強く求めています。そうした中、すべての人々がそれぞれの年代やライフスタイルに応じて、多様な学習活動や文化、スポーツ活動等に取り組んで生活を楽しみ、豊かな人と人とが生まれる生涯学習社会の形成が求められています。
- 当町では、平成9年度に「町民ひとり 1文化 1スポーツ 1ボランティア」を目指す「生涯学習推進構想・推進計画」を策定し、この計画に基づいて、平成12年度に各課連携した単位制の生涯学習推進体制である「城見ヶ丘大学」を開校しました。平成23年度には、2期目（1期6年）の区切りである500単位以上取得修了生が6名に上っています。
- 今後もこうした「誰でも」「いつでも」「どこでも」学べる体制を維持・強化し、生涯学習のリーダー・講師の育成など、幅広い展開が求められています。また、若者を対象とした講座の充実や社会教育指導員の資質の向上なども必要となっています。
- 町民一人ひとりの学習効果が豊かな地域づくりに反映される仕組みづくりに努める必要があります。

学習支援・地域支援団体（平成26年度）

家庭教育オピニオンリーダー(18名)	後継者結婚相談員(14名)
親学習プログラム(13名)	図書館ボランティア(2団体)
市貝町みどりの会(25名)	文化協会(41団体)
ジュニアリーダースクラブ(8名)	

□ 施策の展開

施策名		展開
1	生涯学習推進体制の整備	①生涯学習によるまちづくりを効果的に推進するために、関係行政部門が一体となり全庁的な視点で総合的に取り組むための体制を推進します。そのため、多岐にわたる生涯学習活動を円滑に推進するために、庁内に町長を本部長とする生涯学習推進本部を置き十分機能するよう総合的に生涯学習を推進します。 ②重要事項の検討・協議機関として、町民の代表からなる生涯学習推進協議会を設置するとともに、自治会、自治公民館等と連携し、町民との協働による生涯学習を推進します。また、町長部局と教育委員会部局が一体となった、専門的事項の調査・研究、計画・調整する生涯学習推進連絡会など、庁舎内の推進体制づくりと連絡調整機能の充実を図ります。 ③生涯学習施設の整備・充実を図り、「誰でも」「いつでも」「どこでも」学べる安全で快適な学習機会の提供に努めます。 ④家庭教育、学校教育、社会教育の各分野ごとの教育施策と産業や健康福祉、建設などの各分野、町民の地域活動など、全ての行政施策と町民活動との連携が確保された一環した生涯学習体制の構築に努めます。そのため、「生涯学習推進構想・推進計画」の改定を図ります。 ⑤各種媒体や口コミなどあらゆる手段を活用して、学習・スポーツ活動の情報の提供に努めるとともに、楽しさや必要性をアピールします。
2	まちづくり活動との連携	①地域づくりやまちづくりに関する学習メニューの充実に努めます。 ②生涯学習をとおして、知識の循環社会づくりなどの地域づくりやまちづくりを担う人材や組織の育成に努めます。

□ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
城見ヶ丘大学年間受講者数 (スポーツ関係除く)	3,700人	4,000人

□ 関連計画

計画名	計画期間
生涯学習推進構想・推進計画	平成9年度～

□ 町民の役割

- 新たな学習メニューづくりに積極的な意見や要望を提案します。
- 行政と協働し効果的な学習の機会（場）づくりや、生涯学習推進環境づくりに協力するとともに、学習の催し物には積極的に参加、協力し、教養を高めます。
- 地域全体で「学びあい」「教えあい」の意識を高めます。
- 個人やグループの生涯学習活動に関し、情報交換を進めるとともに、情報を積極的に活用します。
- 生涯学習の指導者として、培った知識・技術・人脈などを生かすとともに、まちづくりに生かす視点を持つように努めます。
- 学習の催し物に友達や同僚と進んで参加するように努めます。



施策 4－2－2 社会教育

□ 基本方針

○一人ひとりの社会教育活動を支援するため、その機会と内容の充実に努めます。

□ 現況と課題

- 「社会教育」は「生涯学習」の一部であり、広義には「生涯学習」から「学校教育」を除いた部分、狭義には「生涯学習」から「家庭教育」を除いた部分と考えられ、本計画書では狭義に解します。
- 生涯学習と社会教育の重なる部分は、内容は実質的には同じですが、学習は能動的なもの、教育は受動的なものという側面も区別します。
- 当町には社会教育関係施設として、中央公民館、図書館・歴史民俗資料館、ふれあい館、きら里館、各地区の自治公民館などがあります。中央公民館を中心に各年齢層を対象とした各種教室講座が開設され、民舞、ダンス、茶道など自主グループによる様々な活動が活発に行われています。図書館は、指定管理者制度の導入により、来館者も増え、平成 27 年 4 月 1 日現在、蔵書数 86,924 冊（視聴覚資料 2,882 点を含む）を数え、絵本（12,311 冊）や紙芝居（1,206 冊）など子ども向けの蔵書も充実しています。さらに、ボランティアによる子どもたちへの読み聞かせも行われています。
- 青少年教育については、青少年健全育成推進委員会を中心とした健全育成推進活動や高校生の地域リーダー活動の育成などを行っています。最近、子どもたちの地域行事等への参加率は低下傾向にあります。また、子どもと大人との交流の機会も減少し、様々な体験をとおしながら、人と人との関係づくりや地域の生活上のルールを学ぶといった諸体験が少なくなってきました。そこで、青少年期において、様々な世代の人との交流活動や自然体験等の事業を推進していく必要があります。また、地域の子どもたちを地域で育てる組織として青少年健全育成の活動をさらに活性化していくことが大切です。
- 社会教育分野では、参加しやすい仕組みづくりや内容の豊富化、施設の充実と活用などにより、活動の活性化を図っていくことが求められています。
- 社会教育における人権教育の推進については、学校教育や関係機関と連携を図り、人権教育の更なる充実を目指すとともに、指導者の育成にも努めます。

□ 施策の展開

施策名		展開
1	社会教育の推進	①社会教育講座は、内容の豊富化や回数の拡大、ニーズの反映など充実を図ります。 ②講座終了後の継続学習活動や学習効果をまちづくりに生かす場づくりのために、自主サークルや団体などの育成を図ります。 ③社会教育に関わるイベントの充実を図ります。
2	社会教育施設の充実・整備	①既存の社会教育施設の適切な維持管理とバリアフリー化など、設備の充実を図るとともに、学校施設や既存の公共施設の社会教育分野での有効活用を図ります。 ②図書館は、電子資料なども含め、ニーズに応じた蔵書の充実に努めます。また、落ちついた雰囲気のもと、町民が読書を楽しみ、本を通じた交流が広がる施設整備を図ります。
3	青少年教育の充実	①青少年の健全育成に向け、関係機関と連携し、組織の充実を図ります。 ②青少年を対象とした社会教育事業を推進するとともに、青少年の自主的活動を支援します。

□ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
図書館入館者数	55,030人	56,000人
歴史民俗資料館入館者数	13,135人	14,400人
図書等貸出数	87,551件	90,000件

□ 関連計画

計画名	計画期間
教育振興計画	毎年

□ 町民の役割

- 教室講座などへ積極的に参加します。
- 社会教育施設の運営に協力します。
- 講座終了後は、自主グループによる学習を継続するよう努めます。
- 施設や備品は大切に使い、お互い譲り合って気持ちよく活用します。

施策 4－2－3 文化・芸術

□ 基本方針

- 伝統文化や文化財の保存と継承を図るとともに、町民の文化・芸術活動を促進し、町の新たな文化創造につなげます。

□ 現況と課題

- 当町の指定文化財は、国指定の入野家住宅や、県指定の村上城跡をはじめ、平成 26 年度末現在、40 件を数えます（国 1、県 3、町 36）。有形文化財については、文化財保護指導員によるパトロールを毎月行っています。また、入野家住宅については、大規模改修が完了しており、今後は、保存活用計画に基づき、活用について検討が必要です。
- 無形文化財については、保存活動の支援に努めています。今後も、こうした伝統文化は、学術、芸術、そしてまちづくりの面から積極的に保存・継承を図っていくことが求められます。
- 町では町文化協会を中心に、町民の文化・芸術活動が展開されています。町民による優れた文化・芸術活動は、町の新たな文化を創造し、全国へ町をアピールすることにつながるため、積極的に町民の文化創造を促進していくことが求められます。
- 町の文化振興のためには、町民が優れた文化・芸術にふれる機会をふやすことも重要です。町民ホールなどを活用しながら、内外の優れた芸術作品の展示や上演を行っていくことが求められます。



□ 施策の展開

施策名		展開
1	伝統的な文化・芸術の保存と継承	①有形文化財の調査・発掘・保存・修復を進めます。 ②伝統芸能、祭り等に子どもや若者の参加を促進し、地域に伝わる無形文化財の継承に努めます。 ③地域の歴史や伝統を町内外の人々に伝え、郷土への関心を高めるために、広報紙・記念誌等の作成・配布、学校や地域での学習の推進、伝統文化・芸能を通じた交流の促進などに努めます。 ④地域文化を語る貴重な文化財の指定や登録を進めます。 ⑤入野家住宅については、検討委員会を設置し、利活用を図ります。
2	文化・芸術活動の促進	①町民ホールなど各生涯学習施設を活用して、町民が気軽に優れた芸術文化に触れる機会の拡大を図ります。 ②文化グループ・団体への支援、指導者の紹介、活動の場、発表の場の提供などにより、町民の文化・芸術活動を支援します。 ③町の活性化につながる新たな文化創造の活動を推進します。

□ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
指定文化財数	40件	45件

□ 関連計画

計画名	計画期間
入野家住宅保存活用計画	平成27年度～

□ 町民の役割

- 文化財保護行政の理解に努め、協力します。
- 所有している貴重な文化財の自主的な保護・保存に努めます。
- 町の文化財についての学習を進めます。
- 伝統芸能、祭り等に積極的に参加します。
- 個人の文化・芸術活動がまちづくりに生かせるよう協力します。
- 文化グループ活動に参加するとともに、新たな地域文化の創造に取り組みます。

市貝町指定文化財一覧表（40 件）

国指定文化財（1 件）

（平成 26 年度末現在）

名 称	種 類	所在地
入野家住宅（主屋・表門）	建 造 物	赤 羽

県指定文化財（3 件）

名 称	種 類	所在地
木造千手観音立像（本尊）	彫 刻	市 塙
木造千手観音立像（御前立）	彫 刻	市 塙
村上城跡	史 跡	市 塙

町指定文化財（36 件）

名 称	種 類	所在地
永徳寺千手観音堂	建 造 物	市 塙
上根観音堂（厨子・須弥壇を含む）	建 造 物	上 根
日枝神社本殿	建 造 物	市 塙
熊野神社本殿	建 造 物	市 塙
高麗神社本殿	建 造 物	田野辺
下野国芳賀郡大谷津村御年貢割付状	古 文 書	大谷津
星宮神社縁起	古 文 書	文 谷
大般若經	古 文 書	市 塙
宇都宮成綱官途状	古 文 書	田野辺
木造千手観音座像	彫 刻	上 根
木造十一面観音立像（5 軀） （他内訳） 木造天部立像（阿形） 木造天部立像（吽形） 木造菩薩立像（2 軀）	彫 刻	市 塙
木造聖観音菩薩立像	彫 刻	市 塙
木造十一面観音菩薩立像	彫 刻	赤 羽
木造地藏菩薩坐像	彫 刻	市 塙
木造不動明王立像	彫 刻	続 谷
木造阿弥陀如来坐像（円空仏）	彫 刻	文 谷
木造道教坐像	彫 刻	文 谷
下野国芳賀郡上根村外四か村入会地境裁許絵図面	歴 史 資 料	市 塙
刈生田古墳出土遺物 双龍文環頭大刀把頭・喰出鐔	考 古 資 料	市 塙
添野遺跡出土遺物 縄文中期の土器	考 古 資 料	市 塙
金石板碑	考 古 資 料	大谷津
田野辺の天祭天棚	有形民俗文化財	田野辺
杉山太々岩戸神楽	無形民俗文化財	杉 山
田野辺の天祭	無形民俗文化財	田野辺
日枝・熊野神社八朔祭	無形民俗文化財	市 塙
大畑英雄氏 武者のぼり絵の技術	工 芸 技 術	田野辺
渋井 収氏 箕作りの技術	工 芸 技 術	赤 羽
長峰横穴古墳群	史 跡	続 谷
多田羅古墳群	史 跡	多田羅
諏訪塚古墳	史 跡	市 塙
日枝神社のスギ	天 然 記 念 物	市 塙
菅沼家のイチョウ	天 然 記 念 物	市 塙
藤平家のケヤキ	天 然 記 念 物	赤 羽
長野家のケヤキ	天 然 記 念 物	田野辺
石川家のサイカチ	天 然 記 念 物	杉 山
文谷のシダレザクラ	天 然 記 念 物	文 谷

施策 4－2－4 スポーツ・レクリエーション

□ 基本方針

- 生涯を通じてスポーツ・レクリエーション活動を楽しみ、交流を深め、健康な生活が維持できる環境づくりに努めます。

□ 現況と課題

- スポーツ・レクリエーションは、健康増進や体力向上に不可欠で、楽しく活動することにより気分転換や仲間づくりにもつながります。一般に、学齢期を過ぎ、仕事や家事で忙しくなると、定期的に運動する機会は減りますが、可能な限り、スポーツ・レクリエーションに取り組むことが大切です。
- 当町では、生涯学習の一環として町民のスポーツ・レクリエーション活動を支援し、子どもから高齢者まで参加できるニュースポーツ教室などを開催しています。
- 総合運動公園を拠点に、いちかいスポーツ・レクリエーション祭やスポーツ教室など「城見ヶ丘大学」に位置づけられた各種事業を推進しています。その他のスポーツ施設については、農業者トレーニングセンターや学校施設など既存の施設の利用が盛んとなっています。
- 指導者の育成を図るとともに、誰もが参加できるよう、メニューや開催日時・方法等を工夫し、各種活動の活性化とスポーツを通じた世代間交流の促進を図ることが求められています。また、総合運動公園では、陸上競技・サッカー場を整備し、多様な活動の拠点としてスポーツ・レクリエーション施設の利用促進が図られています。
- 総合型スポーツクラブ「市貝いきいきクラブ」への幅広い世代へのPR行い、参加を促進し、クラブを支援する必要があります。
- スポーツ団体の減少傾向が課題になっており、振興スポーツとして、市貝いきいきクラブが推進する種目等について検討することも必要です。

□ 施策の展開

施策名		展開
1	スポーツ・レクリエーションの活性化	①子どもから高齢者まで、多様なスポーツニーズや健康づくりに応えられるよう、ニュースポーツの開発・普及、スポーツ教室の開催、指導者の育成と資質の向上、情報提供体制の充実などを図ります。 ②各種スポーツ団体・サークルの活動や、職場や地域での自主的なスポーツ活動を支援します。 ③町のスポーツ大会・イベントの魅力化を図るとともに、体育協会と連携して、郡・県レベルの大会の参加を促進します。 ④地域住民が自主的・主体的にスポーツ運営に参加し、多種目・多世代の交流を図れる総合型スポーツクラブ「市貝いきいきクラブ」の育成を図り、活動を支援します。 ⑤恵まれたスポーツ環境を生かし、「グラウンドゴルフ」や「ターゲット・バードゴルフ」を健康づくりの生涯スポーツとして推進します。
2	施設の整備・充実	①スポーツ・レクリエーションの拠点である総合運動公園については、老朽化が進んでいる市貝勤労者体育センターや町民テニスコート、武道館の機能を補完・強化する整備を進めます。 ②既存のスポーツ・レクリエーション施設の適切な維持管理・充実を図るとともに、学校開放などによる有効活用に努めます。 ③施設総合管理計画を策定し、老朽化した施設の計画的な改修を推進します。

□ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
生涯スポーツ行事参加者数	3,000人	3,300人
ニュースポーツ教室	16件	22件
市貝いきいきクラブ会員数	304人	396人
農業者トレーニングセンターの利用団体	12団体	15団体
学校施設の利用団体	21団体	30団体

□ 町民の役割

- スポーツやレクリエーションの講座やイベント、市貝いきいきクラブ等の活動に積極的に参加し、余暇を楽しみ、健康づくり、仲間づくりを行います。
- 自主グループは、自主的なイベントなどにより、自分たちが取り組む活動の普及を図るよう努めます。
- スポーツ等の経験を生かし、指導者として町のスポーツ活動に協力します。
- 施設や備品は大切に使い、お互い譲り合って気持ちよく利用します。
- スポーツ施設の運営・管理に協力します。



基本施策 4－3 尊重しあう社会の形成

基本施策		施策		具体的な施策	
3	尊重しあう社会の形成	1	男女共同参画	1	参画意識の啓発
				2	社会的条件の整備
				3	社会活動への参加の促進
		2	人権尊重	1	人権尊重社会の実現
		3	国際交流・国内交流	1	国際交流の促進
				2	国内地域間交流の促進



施策 4－3－1 男女共同参画

□ 基本方針

- 男女がその能力と個性を十分に発揮でき、互いに尊重しあい、社会のあらゆる分野とともに参画できるまちづくりを進めます。

□ 現況と課題

- 結婚後も働き続ける女性が増え、職場や学校、地域などあらゆる分野で女性の活躍する場が多くなってきています。しかし、いまだ広く社会全般に性別役割分担意識が根強く残っており、それが女性の多様な生き方の妨げにつながっています。
- 男女共同参画に向けては、国では、「女子差別撤廃条約」（昭和 54 年国連採択）が昭和 60 年に批准されるとともに、同年、男女雇用機会均等法が制定され、雇用の分野における男女の均等な機会や、待遇の確保などが図られました。その後、男女がその能力と個性を十分に発揮でき、互いに尊重しあい、社会のあらゆる分野とともに参画できる「男女共同参画社会」を目指して、平成 11 年には、男女共同参画社会基本法の制定や、男女雇用機会均等法及び労働基準法の改正により、「ポジティブアクション（積極的改善措置）」の導入が位置づけられています。
- 当町では、平成 25 年度に策定した「男女共同参画 い・ち・か・いプラン第二期計画」に基づいて、男女共同参画社会の実現を目指した意識啓発に努めています。また、女性学級や女性セミナー、女性指導者男女共同参画研修会、町民のつどいなどでの学習活動を推進しています。
- 「男女共同参画 い・ち・か・いプラン第二期計画」に基づき、意識の改革や実践活動の促進、環境や体制の整備を進めていくことが求められます。

☐ 施策の展開

施策名		展開
1	参画意識の啓発	①職場や学校、地域などあらゆる場で男女共同参画の指針である「男女共同参画プラン」の周知を図るとともに、定期的な意識調査などにより、意識の改善動向の把握に努めます。また法制度の改正等に合わせ、必要に応じてプランの見直しを進めます。 ②男女共同参画社会の実現に向け、啓発活動や教育により、家庭・地域・職場での男女の固定的な役割分担意識の改革に努めます。
2	社会的条件の整備	①男女均等な雇用機会と待遇の改善に努めるとともに、男女が共に社会活動が続けられるよう、出産・育児や高齢者介護への支援体制の充実を図ります。 ②職場や地域でのセクシャルハラスメントや家庭内暴力(ドメスティックバイオレンス：DV)の防止に向けて、事業所などへの啓発を行うとともに、相談体制の整備を図ります。
3	社会活動への参加の促進	①各分野の委員会・審議会など、政策・方針決定の場へ女性の参画を促進し、積極的に女性の意見をまちづくりに反映させていきます。 ②男女が様々な社会活動に共に参加できるよう、情報や活動の場の提供、講習・講座の充実などに努めます。 ③女性の働きやすい環境の整備に努めます。

☐ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
女性委員の割合	23.4%	30.0%

☐ 関連計画

計画名	計画期間
男女共同参画 い・ち・か・いプラン 第二期計画	平成25年度～平成29年度

☐ 町民の役割

- 「男性だから」、「女性だから」という考えをなくし、様々な活動の場へ積極的に参加し、周囲はこれを支援します。
- 家庭・地域・職場での方針決定の場への女性登用、男女の固定的な役割分担の是正などを図ります。
- 事業所などで、男女均等な雇用機会と待遇の改善を図ります。
- 女性は町の審議会などへ積極的に参加します。

施策 4－3－2 人権尊重

□ 基本方針

○町民一人ひとりが自らの問題として、お互いに尊重しあう人権尊重の社会の実現を目指します。

□ 現況と課題

○町民の人権意識の高揚を図り、差別のない平和で明るい町の実現を目指し、町民一人ひとりが正しい理解と認識を深めるよう、相談・啓発・教育の一層の推進に努めることが求められています。

○当町では、人権に関する作文への応募や、青少年赤十字（J R C）活動などを通じ、子どもたちへの人権教育を進めるとともに、日赤奉仕団などの赤十字活動や、県教委、芳賀郡市社会教育運営協議会共催の「ふれあい人権フォーラム」などを通じて、社会教育の場での人権啓発・人権教育が進められています。

○国においては、平成 12 年 12 月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が、栃木県においても平成 15 年 4 月に「人権尊重の社会づくり条例」がそれぞれ施行されるなど、人権擁護をめぐる法制度は整備されつつあります。

○誰もがかけがえのない人間として尊重される社会が望まれており、あらゆる差別や暴力・虐待の撤廃に対し、町民一人ひとりが正しい理解と認識を深めることが重要です。

□ 施策の展開

施策名		展開
1	人権尊重社会の実現	①あらゆる場において人権が尊重されるよう、啓発活動を進めます。 ②関係機関と連携し、人権講話の開催をはじめ、人権に関する情報提供や相談・権利擁護体制の充実に努めます。

□ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
人権擁護委員数	4人	4人
特設人権相談所の開設回数	4回	4回

□ 町民の役割

- 人権問題に関心を持ち、学習を進めます。
- 第三者は傍観せず、いじめなどに接したら積極的に告発します。
- 周囲の人や関係機関に積極的に相談し、解決を図ります。



人権イメージキャラクター 人KENまもる君

人KENあゆみちゃん

施策 4－3－3 国際交流・国内交流

□ 基本方針

- 幅広い分野での交流活動を推進し、広い視野を持つ人材の育成と、当町の資源を活用したグローバルなまちづくりを進めます。

□ 現況と課題

- 近年、交通・情報通信技術の進展や自由貿易体制の拡充等により様々な分野における交流が国境を越えて急速に活発化しています。また、一国で発生した金融危機が、瞬く間に世界中に広がり、わが国の経済にも影響を及ぼすなど、私たちの生活も世界と密接に関わり合っています。さらに、地球環境や食糧・資源問題など、世界規模での取組が必要とされる多くの課題が顕著化してきています。
- 国内においては、在住外国人の増加と同時に、帰化・定住を希望する外国人が増加しており、これに伴い、日本文化を継続、発展させつつ、多文化が共生する地域づくりの必要性が高まっています。
- 国際化をより一層推進していくためには、町民一人ひとりをはじめ、民間団体、企業、教育機関、行政等が連携・協働し、国際化に対応したまちづくりを進める必要があります。
- 平成 26 年 10 月末現在、当町に住む外国人は 152 人で、10 年間で約 1.6 倍に増加しています。国籍は中国 68 人、ブラジル 23 人、タイ 16 人、フィリピン 13 人、ペルー 8 人などとなっています。
- 当町では、国際交流の促進のため、小中学校への A L T（外国語指導助手）による外国語授業の導入や、中学生の海外派遣事業などを実施してきました。こうした様々な取組を今後も継続し充実させていくことが求められます。
- 国内の交流では、平成 14 年度以降、中学生が足尾銅山の荒廃地に植樹を行うなど、子どもたちを中心とした交流や、グリーンツーリズムなどに基づいた、自然体験ツアーや農業体験ツアーなどを通じた都市農村間の交流を行っており、インタープリターの養成にも取り組んでいるところです。今後も、当町の資源や人材を生かした各種交流活動の推進を図ることが求められます。

市貝町の外国人登録者数の推移

(単位：人)		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
外国人登録者数		141	142	156	158	154	148
主な内訳	中国	66	60	64	64	63	63
	ブラジル	15	16	18	23	23	23
	タイ	19	20	22	20	18	17
	フィリピン	10	12	18	15	15	13
	ペルー	12	14	14	16	16	10

資料：芳賀地区統計書（各年４月１日現在）

☐ 施策の展開

施策名		展開
1	国際交流の促進	①グローバル化社会に対応できる人材の育成を図るため、小中学校でのALT導入や中学生の海外派遣事業を通じた国際理解教育を推進します。 ②町内在住の外国人との協働による地域づくりを目指し、文化・スポーツ・芸術等の交流を促進します。 ③外国人も暮らしやすい地域づくりに向けて、わかりやすい案内看板や標識の設置や多言語による生活情報等の提供を促進します。
2	国内地域間交流の促進	①グリーンツーリズムなどに基づいた、各種イベント等の充実を図り、効果的な交流イベントの企画・開発に努め、都市部との交流を図ります。 ②教育や農商工業、観光、生涯学習など、幅広い分野における地域間交流を促進します。

☐ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
ALTの人数	2人	3人
サシバ交流・連携都市数	0都市	3都市
外国語学習教室設置数	1教室	3教室

☐ 町民の役割

○仕事や趣味を生かした国内外の交流活動を進めます。

○在住外国人との交流に努めるとともに、町外からの観光客・訪問客への温かいおもてなしに努めます。

第5節 みんなが参画しみんなで決める自治自立のまち

基本施策 5－1 自治自立の行財政の推進

基本施策 5－1 自治自立の行財政の推進

基本施策		施策		具体的な施策	
1	自治自立の 行財政の推進	1	住民参加 コミュニティ	1	情報交流の促進
				2	住民参加の促進
				3	地域づくり活動の推進
		2	地域情報化	1	計画的な情報化の推進
				2	行政情報化の推進
				3	地域情報化の促進
		3	行政運営	1	計画行政の推進
				2	職員の活性化
				3	効果的・効率的な行政運営
		4	財政運営	1	計画的な財政運営
				2	財源の確保と経費の節減
		5	広域行政	1	計画的な広域行政の推進
				2	推進体制の強化
				3	市町村合併の研究

施策 5－1－1 住民参加・コミュニティ

□ 基本方針

- 一人ひとりの創意と工夫がまちづくりへ反映され、町民の個性的な地域づくり活動を推進するため、住民参加のまちづくりを目指します。

□ 現況と課題

- 行政課題が多様化し、それに対する方策も地域の実情に応じて多岐にわたる中で、相互理解の上に立って町民と行政が一体となり、ともに進めていく住民参加型のまちづくりが一層求められています。
- 当町では、広報「いちかい」や「議会だより」の発行、各種チラシの配布、ホームページを活用したお知らせの掲載など、多様な媒体による町政・行政サービスの情報周知を図るとともに、アンケート調査や各種審議会・委員会・座談会などを通じて幅広い広聴活動に努めています。
- 地域づくり活動やボランティア活動を積極的に支援し、町民主体のまちづくりの推進を図っています。今後も、幅広い広聴活動を通じて町民ニーズを十分に把握するとともに、積極的な広報や情報公開により、行政への関心を高め、住民参加を一層進めることが求められます。
- 当町には、89の自治組織（自治会）があり、規模は様々です。伝統的な農村社会で形成された相互扶助機能は多くの自治会で維持されていますが、町外での就業や就学が増加し、生活価値観や生活様式が多様化する中で、隣近所のつきあいが減り「お互い助け合っていく」というコミュニティ意識が低くなってきています。一方、こうした自治組織を母体に、新たな地域振興やふるさとづくりを行う地域もあり、地域の振興や防災・防犯、環境保全など多様な面から、コミュニティ活動への期待は大きく、町民みんなの創意工夫により、個性的な地域活動を展開し、連帯意識の醸成につなげていくことが求められます。
- 地域活動については、どこの自治会でも公民館等を中心とした活発な活動が展開されており、各地区とも「よそに負けない活動を実践している！」という意識があります。しかし、参加者が固定化されるなど町民の参加意識が低下したり、役員を退いた後の地域活動への率先した参加が無くなるなど、地域活動に対する意識格差も生じています。また、高齢化等の理由で自治会からの脱会が増えていることも課題です。
- 地域には古来からある伝統行事などの祭りや行事等が多数残っています。こうした地域の伝統行事等は、町民の価値観の多様化と共に、行事に対する愛着心は無くなり、行事自体の維持が難しくなっているところもあります。
- 地域の活動で、道路・水路等の清掃活動（道路愛護など）やごみの分別回収など、自主的な奉仕活動が行われています。こうした各種活動においても、自治会や組・班に加入しない世帯を中心に、活動不参加の世帯も増加しており、受益と負担のバランスが崩れるなど公平性に苦慮している実態があります。

□ 施策の展開

施策名		展開
1	情報交流の促進	①広報誌については、更なる親しみやすくわかりやすい誌面づくりに取り組んでいます。 ②インターネットなど多様な媒体を活用した広報活動について、現在、町ホームページやとちぎテレビのデータ放送を活用し町の行政情報や観光情報の発信を行っています。更なる町ホームページの改善・利用促進や多様な媒体を活用した広報活動を検討しています。 ③町民の意見・要望を政策に生かすよう、町政懇談会を開催します。なお、多くの町民に参加してもらえるよう努力します。 ④オーライ通信、Eメール、町民の声、ふれあい町長室等を活用して、施策等に反映させます。なお、制度の周知を図り多くの町民の意見・要望を聴取できるよう努めています。 ⑤市貝町情報公開及び個人情報保護に関する条例の適正な運用に努め、行政情報を積極的に公開します。
2	住民参加の促進	①各種計画の策定や委員会、審議会の委員の選考にあたっては、公募や女性、若者の参画を推進します。 ②事業の実施にあたっては、計画段階から町民との協働を推進し、町民の理解と協力を得ながら進めます。 ③自治基本条例を策定し、行政に対する住民参加を促進します。
3	地域づくり活動の推進	①自治会活動推進事業などを通じて、地区単位や町全体の自主的・個性的な地域づくり活動を促進します。そのために、情報の提供やイベントによる交流機会の拡大、人材の発掘、リーダーの養成などに努めます。 ②自治公民館など、地域づくり活動の拠点となる地区集会施設の充実を図ります。また、学校など公共施設の積極的な地域開放について連携を図ります。 ③NPO法人格取得の促進やボランティア活動の支援など、地域づくり活動団体の育成に努めます。 ④地域や子どもの見守り隊を充実します。 ⑤自治会への加入促進に努めます。

□ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
オーライ通信・ホームページ・ 町民の声等意見要望件数	134件	180件
自治会加入率	65.8%	75%
町政懇談会参加者数	77人	100人

□ 町民の役割

- 行政の仕組みや動きなどに関心を持ち、日常生活や日々の活動に行政情報を活用します。
- 行政主催の各種会議に積極的に参加するとともに、行政に対して町民の意向を発信します。
- 家族ぐるみで地域活動に参加し、共に支えあう地域連帯意識を育てます。
- 各地区活動の活性化のため、運営を工夫するなど、多くの人が参加しやすいものにします。
- 自主的なグループ活動に参加します。



施策 5－1－2 地域情報化

□ 基本方針

○行政や町民の情報化を進め、町民のくらしの質の向上を推進します。

□ 現況と課題

- 急速に進展するＩＣＴ（情報通信技術）は、生活や仕事など様々な面において新たなサービスや仕組みを生み出し、効率性や利便性の向上などをもたらしています。これまでに整備された情報通信基盤を含め、ＩＣＴを有効に活用して、多様化する町民のニーズに対応した利便性の高い生活の実現を図るとともに、地域のコミュニケーションを活性化し、地域活動における新たな価値の創造を図る必要があります。
- 庁舎内においては、ＩＣＴを活用したコストの削減のみならず、行政の簡素化、効率化や透明性の向上など業務改善を含めた電子自治体の推進を図ることが課題となります。
- ＩＣＴは進展が著しく、ＩＣＴを取り巻く環境は、今後も大きく変化していくことが予想されますが、当町の現状を整理・確認しながら、今後求められる情報化方策を計画的、総合的に推進する必要があります。また、マイナンバーについては、個人情報の保護等を踏まえた対応が求められます。
- 情報化社会に対応する人材を育成し、まちづくり活動に生かすという情報教育の側面を含めた行政情報化を推進することが求められます。

□ 施策の展開

施策名		展開
1	計画的な情報化の推進	① I C Tを活用した町民の利便性の向上及び行政コスト縮減・質の向上を図るため、計画的な情報化を推進します。
2	行政情報化の推進	①より低コストで効率的な電子自治体の運用を目指し、行政コストの縮減と質の向上を推進します。 ②情報公開の迅速化を図るため、文書管理システムの更なる利活用の推進を図ります。 ③マイナンバー制度の円滑な導入を図ります。 ④個人情報の適切な管理に努めます。
3	地域情報化の促進	①防災、防犯、保健、医療、福祉などの各分野において、I C Tを活用した的確な情報提供を行うなど多様な取組を推進します。 ②教育分野におけるI C Tの特性を生かした学習指導や校務処理の効率化を図ります。 ③多様化する町民のニーズを的確に把握し、行政サービスに反映させるため、I C Tの新たな技術動向も視野に入れ多様な町政情報の発信を促進します。 ④町ホームページ利活用推進会議による調査研究を進め、町ホームページの改善・利用促進を図ります。 ⑤とちぎテレビの「データ放送」や「パブリシティ告知」を利用し、町の行政情報や観光情報の発信を促進します。

□ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
ホームページアクセス数	470,075件	500,000件

□ 町民の役割

- 高度な情報通信基盤の積極的な整備を図ります。
- 様々な機会を活用し、情報通信技術の習熟に努めます。
- 個人情報等の秘密の漏洩などに注意を払い、悪用を抑止します。
- 事業所内の情報化や、業界間・異業種間でのネットワーク化を進め、技術力の向上やコストダウン、市場開拓、新規事業分野への展開などを推進します。
- まちづくり活動などに行政情報の活用を図ります。

施策 5－1－3 行政運営

□ 基本方針

- 業務量及び社会状況の変化に応じた適正かつ柔軟な職員配置を行い、住民のニーズに応えられる職員を育成します。

□ 現況と課題

- 住民ニーズの多様化、高度化がより一層高まり、困難業務や権限移譲事務の増加、道の駅や地籍調査、観光協会の設立などの新規事業もあり、絶対的な職員数が不足しています。
- 町民全体の奉仕者として誠実に、かつ、公正に職務を遂行することはもとより、これまで以上に社会情勢の変化に機敏に対応し、町民の視点で行動することが求められていることから、「求められる職員像」を具体的に掲げる必要があります。
- 仕事や研修を通して能力を最大限に伸ばし、素質と感性に磨きをかけ、より高度で、かつ、個性的なまちづくりを推進できる職員を多く育成することが必要です。
- このため、職員一人ひとりの能力・意識を向上させることにより、組織全体のレベルを上げる必要があります。
- 任期付職員については、条例を制定したところでもあり、有効活用の検討が必要です。
- 今後も、着実な行政改革を推進するとともに、行政需要の増大に対応した基礎的自治体としての基盤の強化を図るため、職員の能力開発や行政情報化の推進に努めるとともに、行政評価の導入や説明責任の明確化により、顧客志向の業務管理・行政経営を目指していくことが求められます。

□ 施策の展開

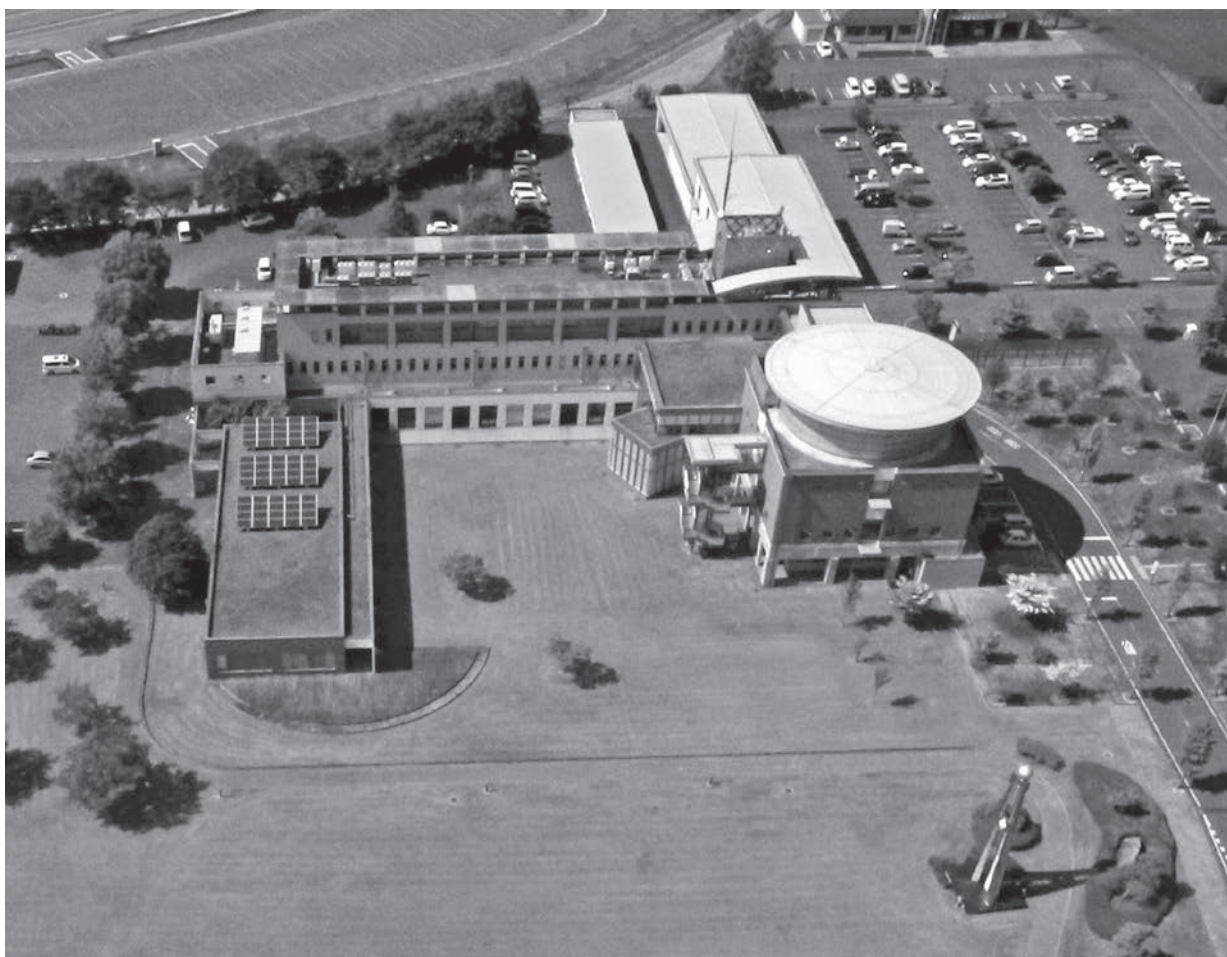
施策名		展開
1	計画行政の推進	①民間の経営感覚や発想、視点を積極的に取り入れ、各種事務事業について断続的に見直しを行います。 ②町政懇談会、オーライ通信、ふれあい町長室など様々な機会や方法により、広く町民の声を聴き、町民の意見や要望など町民ニーズの的確な把握に努め、施策や事務事業へ反映します。 ③計画的な事業の執行管理体制を整備し、事業効果・効率の評価に向けて、行政評価体制を構築します。 ④全体庁議・課内会議や、政策研究の充実、各種計画づくりへの関係各課の協力と住民参画の機会などの充実を図ります。
2	職員の活性化	①職員には、今まで以上に高い法制執務能力や高度なコミュニケーション能力が求められていることから、各種研修や職務実績を評価する仕組みの充実を図り、また、町民の期待に応えられる職員の能力開発と資質向上を図ります。 ②専門性活用の視点から、公務活性化のため自治体人事交流や民間人材の活用に努めます。 ③住民参加のまちづくりの進展に伴い、職員のコーディネート能力を高めるとともに、職員の地域活動への積極的な参加充実を図ります。 ④社会人の採用や、能力主義の人事考課、各種の職員提案など、多様な人事制度の導入を研究します。 ⑤職員の働き方については、職場の環境整備により、健全な業務の遂行を図ります。
3	効果的・効率的な行政運営	①最適な事業方法の選択や、事業効果の薄れた事業の見直し(スクラップ・アンド・ビルド)、事業間の連携強化による事業の相乗効果の追求、類似事業・重複事業の整理などにより、事業効果を高めます。 ②定員適正化に努め、職員が高い意識のもとに、全力で職務に従事する人事管理体制とし、限られた職員数で効率的に業務を実施します。 ③公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の計画的な建設、維持、更新を行い効率的な管理運営に努めます。 ④行政手続における公平性、透明性を確保するため、行政手続条例の適正な運用に努めます。 ⑤電子文書の組織認証基盤の確立など、行政情報化を推進し、事務の効率化を図ります。

□ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
職員研修受講者数	69人	100人

□ 町民の役割

- 町民不在の行政にならないよう監視し、政策決定に町民の意志が反映されるよう、積極的に町に働きかけ、提言、助言等を行います。
- 行政改革の進捗を監視します。
- 専門的知識や技術を生かし、町に対し、提言・助言等を行います。
- 公共施設の管理・運営に積極的に参加します。



施策 5－1－4 財政運営

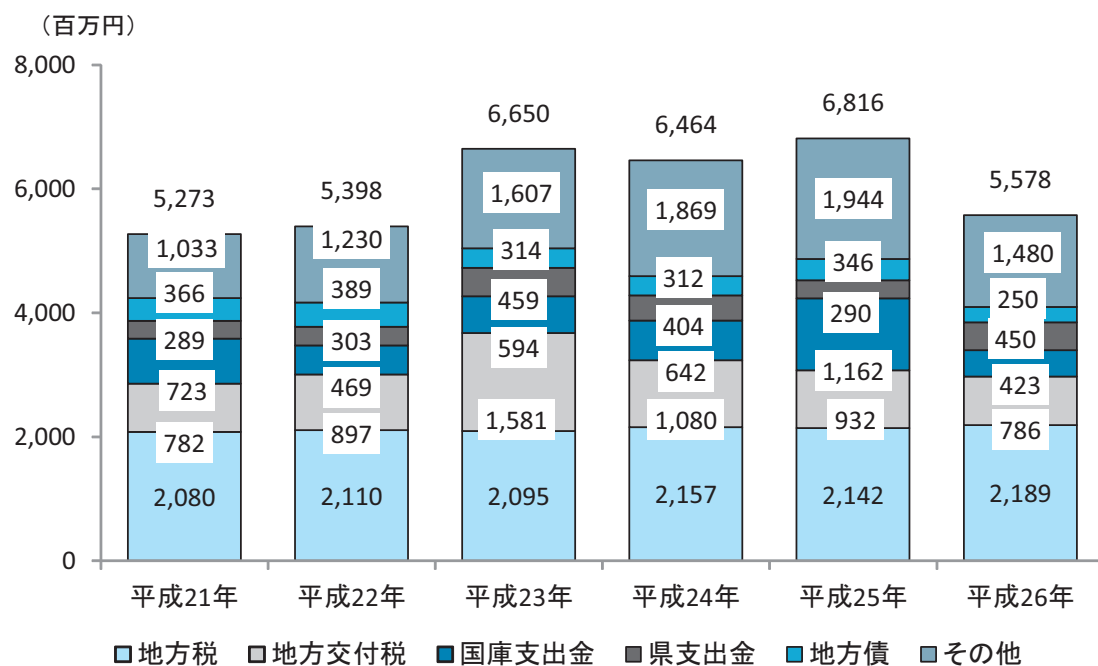
□ 基本方針

○長期持続可能な財政運営の実現と創意工夫により財政健全化に努めます。

□ 現況と課題

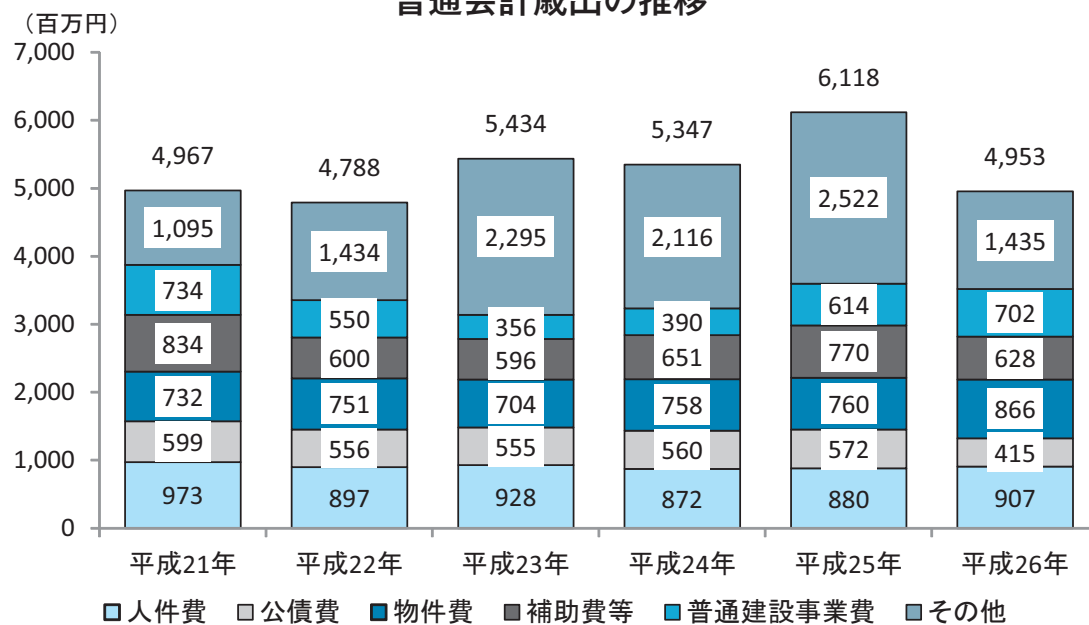
- 当町は、企業活動の飛躍が続き税収も近年安定しており、自主財源の確保が図られています。平成 26 年度の財政力指数は、0.73 と県下でもやや高い位置にあります。しかし、アベノミクス効果が浸透し景気の先行きは改善傾向にあるものの、中小企業・小規模事業者には未だ十分浸透しておらず、長期的に安定した財政運営を行える保障はなく、財源の確保は予断を許さない状況となっています。
- 町税はもとより、使用料・手数料などのすべての徴収金において負担の公平性を確保するため、収納対策の強化に取り組むとともに、限りある一般財源を有効に活用するため、国や県の動向を慎重に見極めながら、補助金等の積極的な導入を図り、さらに、未利用地等の売却収入をはじめ、財産の積極的な活用など財源確保に取り組む必要性があります。
- 歳出では、事務事業のさらなる見直し、各種団体への補助金等の大胆な見直しなど、財政収支見通しを踏まえ、さらなる財政健全化に向けた取組が求められます。
- 財政状況については、中長期的な財政計画を具現的に示すことやわかりやすい財政状況の公表などが、求められています。また、具体的な数値目標の設定も必要です。
- 会計課における資金管理計画に基づく基金等の管理運用や各種基金を活用した事業計画の策定が必要となっています。

普通会計歳入の推移



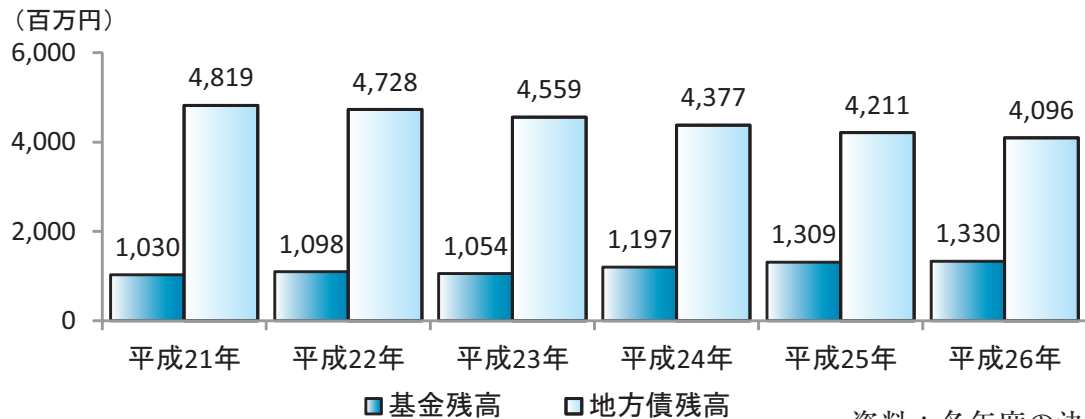
資料：各年度の決算統計

普通会計歳出の推移



資料：各年度の決算統計

普通会計の地方債残高・基金残高の推移



資料：各年度の決算統計

□ 施策の展開

施策名		展開
1	計画的な財政運営	①地方債の発行にあたっては、後年度の財政負担を十分に留意し、交付税措置率の高い地方債の利用を図るなど、実質公債費比率の低下に努めます。 ②将来負担額の大部分を占める町債残高の縮減を図り、資産と負債のバランスを念頭に入れた財政経営を行い、将来負担比率の低下に努めます。 ③町民価値観の多様化を的確に反映した政策課題の実現に向け、より効果的な施策の実施と計画的な財政運営を通じ、安定した財政基盤の確立に努めます。 ④「財務諸表4表」等を活用し、財政状況を町民にわかりやすく示すとともに、健全な財政運営の指標とします。
2	財源の確保と経費の節減	①未利用の町有地や不用物品等については、積極的な売却処分や貸付を行い、財産収入の確保を図ります。 ②納税相談体制の充実やコンビニ収納のPR、滞納防止および滞納整理等を適正かつ強力に推進し、納税意識の高揚と税収の確保を図ります。 ③町の魅力を町外に発信し、ふるさと納税の推進を図ります。 ④国・県の動向に注視し、補助制度や交付金等の活用を図ります。 ⑤企業誘致等による自主財源の安定確保に努めます。 ⑥受益者負担の原則のもと、公平性を確保するためにも、適正化の観点から各種利用料・手数料等の定期的な見直しを図り財源確保に努めます。 ⑦職員給与・手当の適正化を図ります。 ⑧職員の創意工夫により、新たな予算措置をせず、行政課題の解決や町民サービスの向上を図ります。 ⑨各種団体等補助金については、ガイドラインを示し、意義・目的・成果等を精査し大胆な見直しを図ります。

☐ 目標指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
財政力指数	0.73	0.80
地方債残高	4,096,327千円	3,239,109千円
実質公債費比率	11.3%	7.0%
将来負担比率	51.0%	20%
税収見込	2,189,016千円	2,300,000千円
経常収支比率	85.8%	85.0%
ふるさと納税額	71,930円	10,000,000円
ふるさと納税件数	3件	1,000件

☐ 町民の役割

- 町の財政状況に関心を持つよう努めます。
- 自主申告・自主納税に努めます。
- 利用料や手数料など受益者として必要な負担を担います。

施策 5－1－5 広域行政

□ 基本方針

○住民ニーズの多様化や地方分権に対応するため、広域行政の連携強化を図ります。

□ 現況と課題

○近年、町民の生活圏の拡大と生活・文化ニーズの高度化・多様化、地方分権の進展などにより、広域行政は益々重要となっています。当町は、芳賀郡市1市4町とともに、芳賀地方ふるさと市町村圏を構成し、芳賀地区広域行政事務組合や芳賀郡中部環境衛生事務組合、芳賀中部上水道企業団に属して、共同事務を行っています。

○芳賀地区広域行政事務組合では、①し尿処理、②消防・救急、③斎場運営、④真岡共同高等産業技術学校、⑤職員の共同研修、⑥学校教育に関する専門的事項の指導、⑦視聴覚ライブラリーの運営、⑧教職員研修、職員研修、⑨卸売市場の運営、⑩職員の共同採用試験と多岐にわたる業務を広域的に実施しています。さらに、平成26年4月からは芳賀地区エコステーションが稼働を開始し、これまで当町を含め、北部4町で構成する芳賀郡中部環境衛生事務組合が行っていたごみ処理についても、現在は広域で行っています。

○芳賀中部上水道企業団については、3町で上水道事業を共同運営しています。

その他広域連携による協議会組織として、真岡線SL運行協議会や、真岡線愛護会、FIT構想推進協議会（福島、茨城、栃木県の県際の37市町村で構成）などがあり、観光分野を中心に連携事業を行っています。

○今後も、広域的な課題に対応していくため、広域行政における事務事業の共同化や連携強化を図っていくことが求められます。

○市町村合併については、平成16年1月1日に、市貝町、真岡市、二宮町、益子町、茂木町の1市4町による芳賀地区合併協議会が設置され、合併についての協議が進められましたが、合併は実現を見ず、同8月には協議会は解散しました。その後、平成21年3月に真岡市と二宮町が合併し、新「真岡市」が誕生しています。当町においても、平成26年度に行った住民アンケート調査で、合併の意向や形態などについての町民意識の把握に努めており、合併についての研究を進めていく必要があります。

□ 施策の展開

施策名		展開
1	計画的な広域行政の推進	①各種広域計画に沿って、事務事業の共同化と連携強化を図り、行財政運営の効率化と圏域の活性化を図ります。 ②農商工観光や広域交通、土地利用など、広域的な重点課題における連携強化に努めます。
2	推進体制の強化	①市町村職員間の人事交流を促進します。また、広域的な重点課題の解決に向けて、関係団体間の相互交流を促進します。 ②既存の共同・連携事務事業における事業効果の検証や、新たな共同・連携事務事業の実施に向けて研究を進めます。 ③ふるさと市町村圏基金の適切な運用に努めます。
3	市町村合併の研究	①市町村合併について庁内ワーキンググループにおいて、現状分析、将来推計、合併のメリット・デメリットなどについて、多角的な研究を進めます。 ②合併先進地での合併効果の実例や住民満足度などについて、情報の収集・整理に努めます。 ③合併に関する町民ニーズの把握に努めるとともに、町民が主体的に合併について学習する機会の創出を図ります。

□ 町民の役割

- 広域的なグループ活動等に積極的に参加します。
- 広域行政について学習し、意見交換の場などに参加します。
- 市町村合併についての多角的な研究を進めます。

第Ⅳ部

資料編

1 市貝町振興計画策定委員会設置要綱

(平成 27 年 2 月 13 日訓令第 1 号)

(設置)

第 1 条 平成28年度以降の本町における長期的、計画的な視野に立った持続可能なまちづくりの指針を示す、第6次市貝町振興計画（以下「振興計画」という。）の策定のため、市貝町振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 振興計画案の策定に関すること。
- (2) 振興計画に関する調査・研究に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、振興計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、教育長及び課長の職にある者をもって組織する。

2 委員の任期は、振興計画の策定が完了する日までとする。

(委員長等)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には教育長、副委員長には総務課長及び企画振興課長をもってあてる。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、企画振興課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 2 月 13 日から施行する。

■ 市貝町振興計画策定委員会委員名簿

職 名	氏 名	備 考
教育長	大貫 宏衛	委員長
総務課長	山内 好幸	副委員長
企画振興課長	木性 正樹	副委員長
税務課長	永山 昭市	
農林課長	佐藤 孝一	
町民くらし課長	石川 忍	
健康福祉課長	永山 良一	
建設課長	竹澤 毅	
会計管理者兼会計課長	池崎 和子	
議会事務局長	根本 治久	
こども未来課長	高根澤喜一	
生涯学習課長	園部 利一	

〔事務局〕

職 名	氏 名	備 考
企画振興課企画財政係 企画担当係長	小林 敏章	
企画振興課企画財政係 企画担当	荒川 勇人	
企画振興課企画財政係 企画担当	菅又 正輝	

2 市貝町振興計画及び地方創生総合戦略検討委員会設置要綱

(平成 27 年 3 月 30 日告示第 24 号)

(目的)

第 1 条 平成28年度以降の本町における長期的、計画的な視野に立った持続可能なまちづくりの指針を示す、第6次市貝町振興計画（以下「振興計画」という。）及び本町版のまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方創生総合戦略」という。）を策定するため、市貝町振興計画及び地方創生総合戦略検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 振興計画及び地方創生総合戦略の策定に関する検討及び調査、研究に関すること。
- (2) 振興計画及び地方創生総合戦略の策定に係る意見具申及び助言に関すること。
- (3) その他振興計画及び地方創生総合戦略の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 17 人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者等のうちから、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、振興計画の策定が完了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(オブザーバー)

第 4 条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第 7 条 委員長は、第 2 条の所掌事務に係る事項について、より詳細な調査、検討を行う必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画振興課において処理する。

(報酬)

第9条 委員の報酬は、無償とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

■ 市貝町振興計画及び地方創生総合戦略検討委員会委員名簿

	氏 名	役 職 等	備 考
1	青木 章彦	作新学院大学教授	委員長
2	小埜 誠一	市貝町農業委員会会長	
3	遠藤 孝一	市貝町商工会会長	
4	関澤 昭	サシバの里協議会会長	
5	高德 義男	市貝町議会議長	
6	川堀 哲男	総務民生常任委員長	
7	小埜 齊	文教経済常任委員長	
8	遠藤 孝一	特定非営利活動法人オオタカ保護基金代表	
9	岡田 光子	市貝町医師団	
10	國井 義慧	元市貝町町長	
11	関澤 昇	いちかいシニアアクティブクラブ会長	副委員長
12	小森 瑞男	小貝川中部土地改良区理事長	
13	綱川 清美	株式会社栃木銀行常務取締役	
14	小森 峯子	臨床心理士	
15	水沼 桂子	市貝町主任児童委員	
16	船田 福哉	市貝町社会福祉協議会事務局長	
17	鈴木 達朗	株式会社足利銀行市貝支店長	

3 市貝町まちづくり委員会設置要綱

(平成 27 年 3 月 3 日告示第 10 号)

(目的)

第 1 条 平成28年度以降の本町における長期的、計画的な視野に立った持続可能なまちづくりの指針を示す、第 6 次市貝町振興計画（以下「振興計画」という。）の策定にあたり、町民の意見・提言等を振興計画に反映させるため、市貝町まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 振興計画の策定に係る意見、提言等に関すること。
- (2) その他振興計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) まちづくりに関し優れた識見を有する者
- (2) 公募に応じた者
- (3) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、振興計画の策定が完了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第 6 条 委員長は、第 2 条の所掌事務に係る事項について、より詳細な調査、検討を行う必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、企画振興課において処理する。

(報酬)

第8条 委員の報酬は、無償とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

■ 市貝町まちづくり委員会委員名簿

番号	役職	氏 名	グループ
1		北井 孝文	健康・福祉
2		黒澤 真治	教育文化
3		倉持久美子	健康・福祉
4		小野寺幸絵	産業振興
5		飯田 勝市	産業振興
6		長野 大輔	生活環境
7		遠藤 隼	教育文化
8		湯澤 俊明	生活環境
9	委員長	添田 眞一	健康・福祉
10		五月女久子	教育文化
11	副委員長	永島 朋子	生活環境
12		水沼 誠	産業振興
13		川上 豊	産業振興
14		大山 順子	健康・福祉
15		青木 美樹	教育文化
16		平野みゆき	教育文化
17		軽部 一芳	産業振興
18		岩崎 初江	生活環境
19		小堀 謙介	健康・福祉

4 第6次市貝町振興計画策定の経緯

年	月日	項目内容
平成 26年	8月～9月	市貝町の将来のまちづくりについての住民アンケート調査
	9月26日 ～10月 3日	町政懇談会
	10月～11月	施策検証シートの配布回収
	12月 8日 ～12月10日	各課ヒアリング ・ 施策検証シートについて
	12月18日	町長ヒアリング ・ 第6次市貝町振興計画について
平成 27年	3月27日	第1回市貝町振興計画策定委員会 ・ 第6次市貝町振興計画策定方針(案)について ・ 「将来のまちづくりについての住民アンケート調査」結果報告について
	4月27日	第1回まちづくり委員会 ・ 市貝町まちづくり委員会について ・ 市貝町振興計画について ・ ワークショップ テーマ：「住んでいて、良いところ、悪いところなど」
	5月25日	第1回市貝町振興計画検討委員会 ・ 第6次市貝町振興計画策定方針(案)について ・ 「将来のまちづくりについての住民アンケート調査」結果報告について
	5月26日	第2回まちづくり委員会 ・ ワークショップ テーマ：①分野別の課題と解決策 ②将来像(10年後のめざすべきまちの姿)とサシバの里づくり
	6月30日	第3回まちづくり委員会 ・ ワークショップ テーマ：報告書の確認と意見交換
	7月17日	第2回市貝町振興計画策定委員会 ・ 市貝町まちづくり委員会報告書について ・ 第6次市貝町振興計画基本構想について

〔第6次市貝町振興計画策定の経緯 続き〕

年	月日	項目内容
平成 27年	7月27日	第2回 市貝町振興計画及び地方創生総合戦略検討委員会 ・市貝町まちづくり委員会報告書について ・第6次市貝町振興計画基本構想(第1次素案)について
	8月28日 ～8月31日	各課ヒアリング ・第6次市貝町振興計画(素案)について
	9月15日	第3回市貝町振興計画策定委員会 ・第6次市貝町振興計画(素案)について
	9月28日	第3回市貝町振興計画及び地方創生総合戦略検討委員会 ・第6次市貝町振興計画(素案)について
	9月29日 ～10月 1日	町政懇談会 ・第6次市貝町振興計画(素案)について
	10月20日	町長ヒアリング ・第6次市貝町振興計画(素案)について
	11月26日	第4回市貝町振興計画策定委員会 ・第6次市貝町振興計画(最終素案)について
	12月 7日	第4回市貝町振興計画及び地方創生総合戦略検討委員会 ・第6次市貝町振興計画(最終素案)について
	12月18日 ～1月15日	パブリックコメント
平成 28年	1月26日	第5回市貝町振興計画策定委員会 ・第6次市貝町振興計画(原案)について
	2月 5日	第5回市貝町振興計画及び地方創生総合戦略検討委員会 ・第6次市貝町振興計画(原案)について

第6次市貝町振興計画

発 行 市貝町企画振興課

〒321-3493

栃木県芳賀郡市貝町大字市塙1280

TEL:0285-68-1110

FAX:0285-68-3227

発行日 平成28年3月

